政令第二百六十九号

薬事 法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令

内 閣は、 薬事 法等の 部を改正する法律 (平成二十五年法律第八十四号) の施行 に伴い、 並 び に 同法附則

第百二条及び関係法律の規定に基づき、 並びに医薬品、 医療 機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関

する法律 (昭和三十五年法律第百四十五号) を実施するため、 この政令を制定する。

目次

第一章 関係政令の整備等 (第一条—第十七条)

第二章 経過措置 (第十八条—第二十四条)

附則

第一章 関係政令の整備等

(薬事法施行令の一部改正)

第一条 薬事法施行令 (昭和三十六年政令第十一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

医薬品、 医療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令

第一条の前に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則(第一条・第一条の二)

第二章 薬局 (第一条の三―第二条の二)

第三章

医薬品、

医薬部外品及び化粧品

の製造販売業及び製造業

(第三条-

一第三十五条)

第四 章 医 療機器及び体外診断 用 医 薬品 の製造販売業及び製造業等

第一節 医療機器及び体外診断用医薬品の製造販売業及び製造業 (第三十六条―第三十七条の三十五)

第二節 登録認証機関(第三十八条—第四十三条)

第五章 再生 医療等製品の製造販売業及び製造業 (第四十三条の二―第四十三条の三十六)

第六章 医薬品、 医療機器及び再生医療等 製品 0 販売業等 (第四十四条—第五十七条)

第七章 医薬品等の検定 (第五十八条—第六十二条)

第八章 医薬品等の取扱い (第六十三条)

第九章 医薬品等の広告 (第六十四条)

第十章 医薬品等の安全対策 (第六十四条の二・第六十四条の三)

第十一章 生物由来製品の特例 (第六十五条)

第十二章 監督 (第六十六条—第六十九条)

第十三章 希少疾病用医薬品、 希少疾病用医療機器及び希少疾病用再生医療等製品の指定等

(第七十条)

第十四章 雑則 (第七十条の二―第八十三条)

附則

第一章 総則

第 条中 「薬事 法 を 「医薬品、 医療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律」

に規定する医療機器」を「の医療機器」に改める。

第一条の次に次の一条、章名及び六条を加える。

(再生医療等製品の範囲)

第一 条の二 法第二条第九項の再生医療等製品 は、 別表第二 のとおりとする。

第二章 薬局

(法第五条第三号ニの政令で定める法令)

第一 条の三 法第五条第三号ニの政令で定める法令は、 次のとおりとする。

一 大麻取締法(昭和二十三年法律第百二十四号)

二 覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)

三 あへん法 (昭和二十九年法律第七十一号)

兀 安全な血 液製剤 の安定供給 \mathcal{O} 確保等に関する法律 (昭和三十一年法律第百六十号)

五 薬剤師法 (昭和三十五年法律第百四十六号)

六 有害物質を含有する家庭用 品 の規制に関する法律 (昭和四十八年法律第百十二号)

七 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 (昭和四十八年法律第百十七号)

八 国際 的 な協力の下に 規制薬物 に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精 神

薬取締法等の特例等に関する法律(平成三年法律第九十四号)

九 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法 (平成十四年法律第百九十二号)

+ 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律 (平成十五年法律第九

十七号)

+ 再生医療等の安全性の確保等に関する法律 (平成二十五年法律第八十五号)

(薬局開設の許可証の交付)

第一 条の四 都道府県知事 (薬局の所在地が地域保健法 (昭和二十二年法律第百一号) 第五条第一項の政

令で定める市 (以 下 「保健所を設置する市」 という。) 又は特別区の区域にある場合におい ては、 市長

又 は区長。 以下この章にお いて同じ。) は、 薬局開設 設 の許可をしたときは、 厚生労働 省令で定めるとこ

ろにより、 許可を申請した者に許可証を交付しなければならない。 薬局開設の許可を更新したときも、

同様とする。

(薬局開設の許可証の書換え交付)

第一 条 の 五 薬局 開 設者 (法第一条の 四に規定する薬局開設者をいう。 以下同じ。) は、 薬局 開 設の許可

証 の記載事項に変更を生じたときは、 その書換え交付を申請することができる。

2 前項の規定による申請は、 厚生労働省令で定めるところにより、 申請書に許可証を添え、 薬局 の所在

地の都道府県知事に対して行わなければならない。

(薬局開設の許可証の再交付)

第一 条 の六 薬局 開 設 路者は、 薬局 開 設の許可証を破り、 汚し、 又は失つたときは、 その再交付を申請 する

ことができる。

2 前項の規定による申請は、 厚生労働省令で定めるところにより、 薬局の所在地の都道府県知事に対し

て行わなければならない。 この場合にお いて、 許可証を破り、 又は汚した薬局開設者 は、 申 -請書 にその

許可証を添えなければならない。

3 薬局 開設者は、 薬局 開設の許 可証の再交付を受けた後、 失つた許可証を発見したときは、 直ちに薬局

の所在地の都道府県知事にこれを返納しなければならない。

(薬局開設の許可証の返納)

第一 条 の七 薬局 開 設者は、 法第七十五条第一項の規定による薬局開設の許可の取消処分を受けたとき、

又はその業務を廃 止したときは、 直ちに薬局の所在地 の都道府県知事に薬局開設の許可証を返納しなけ

ればならない。

(薬局開設の許可台帳)

第一条の八 都道府県知事は、 法第四条第一項の許可に関する台帳を備え、 厚生労働省令で定めるところ

により、必要な事項を記載するものとする。

第二条中 (法第四条第五項第一号に規定する薬局開設者をいう。以下同じ。) 」 及び「(その所在地

が 地域保健法 (昭和二十二年法律第百一号) 第五条第一項の政令で定める市 (以下「保健所を設置する市

という。)又は特別区 の区域にある場合にお 7 ては、 市長又は区長)」 を削る。

第二条の次に次の一条及び章名を加える。

(省令への委任)

第二条の二 この章に定めるもののほか、 薬局に関し必要な事項は、 厚生労働省令で定める。

第三章 医薬 品 医 薬部 外 品 及び化粧 品品 \mathcal{O} 製造販売業及び製造業

第三条を次のように改める。

(製造販売業の許可の有効期間)

第三条 法第十二条第二項の政令で定める期間は、 五年とする。 ただし、 薬局製造販売医薬品 (薬局開設

者が当該薬局における設備及び器具をもつて製造し、 する医薬品 る有効成分以 (体外診断用医薬品を除く。 外の 有 効 成分を含有 しない 以下この章において同じ。 ŧ \mathcal{O} をい . う。 以下同 当該薬局におい 0 製造 であつて、 て直接消費者に販売し、 販 売に 係 厚生労働大臣 る許 可 に つ 一の指力 7 又は授与 て は 定す

第四条第一 項中 化粧品又は医療機器 (以下「医薬品等」という。 を「又は化粧品」 に、 医 |薬

同

項

の政令で

定め

る

期間

は、

六年とする。

項」 品 等 を を (T) 「薬局製造販売医薬品」 次 を 条 「 医 第 薬品、 兀 項、 第六 医薬部外 条第 に改め、 品品 五. 項、 又は化粧 第七 同条第三項中 条第二 品品 *の* 項、 に改 「医薬品等」 め、 第八条第二 同条第二 を 項 項中 及び 「同号に規定する医薬品、 第十九条第二項」 「第二十六条及び第二 に、 + 医薬部: 医 ·七条第 薬 外品 品

又は化粧

品

に

改める。

0) 下 に 区域にある場合にお 同 第五 条第四 「規定に 条第 |項中 よる」 項 中 (薬局製造販売医薬品 を加え、 医 · 薬 いては、 品品 等 「とする」 を 市長又は区長) 「医薬品 を削 の製造販売をする薬局 医薬 り、 が医薬品 邻外 同 条第三 品 等 又は化粧 項中 を の所在地が保健所を設置する市 「が 第 品品 薬局製造販売医薬品 項の」 に 改め、 の 下 同条第二項中 に 「 規 定 に、 に による」 「前 文は特 「第二項及 項 \mathcal{O} を 別 加 区 え \mathcal{O}

び 前項」を 「前二項」に、 「所在地とする」 を 「所在地」 に改め、 「総括製造販売責任者 を削 ŋ

総 括 製造 販 売責任者 を *(*) . う。 以下 同 ľ _ を 医 薬品 等総括製 造 販 売責任者」 に 改め、 同 条第 五. 項 中

医 薬 品 等」 を 同 |号 に 規 定する 医 薬 品品 医 薬 部 外 品品 又は 化 粧 品 に、 所 在 地 とす Ź を 「所 在 地 に 改

め 総 括 製 造 販売 責 任者 を削 り、 総括製造 販 売責任者をいう。 以下同 ľ _ を 医 薬品 等

総

括

製造販売責任者」に改める。

下

に

規

定

に

ょ

る

を

加

え、

医

薬

品

等

を

医医

.薬

묘

医

薬

部

外

品

又

は

化

粧

品

に

改

め、

同

条

第

項

中

第六条第一 項 中 医 薬 品品 等 を 医 1薬品、 医 薬部 外 品 又は化粧 品品 に 改 め、 同 条第二 項中 前 項 \bigcirc \mathcal{O}

第 項 \bigcirc \mathcal{O} 下 に 規定に による」 を加え、 同 条第四 項中 医 |薬品 <u>等</u> を 医 薬品 医薬 部 外 品 又 は 化 粧 品品

に 改 め、 同 条第 五. 項中 (薬局 製造 販 売 医 薬品 \mathcal{O} 製造 販 売 をする薬 高 \mathcal{O} 所 在 地 が 保 健 所 を設 置 する市 又

は 特 別 区 0 区 域 に あ る場 合 に お 1 て は 市 長 又 は 区 長 が 医 薬 묘 等 を 「が 薬 局 製 造 販 売 医 |薬 品 に、

総 括 製 造 販 売 責任者」 を 法 第十 七 条第二 項 に規定 す る 医 薬 品等 総 括 製 造 販 売責任 者」 に 改 め、 地 方 自

治 法 \mathcal{O} 下に (昭 和 二十二年法律第六十七号) を加え、 同 条第六項 中 「医薬品 等 を 同 . 号に規 定 す

る 医薬品 品 医 |薬部外| 品品 又は化粧 品品 に、 総括製造販売責任 者」 を 「法第十七条第二項に規定する医薬

等総括製造販売責任者」に改め、 「地方自治法」の下に「 (昭和二十二年法律第六十七号) 」 を加える。

第七条第一 項 中 「医薬品等の製造販売業者」を 「医薬品、 医薬部外品又は化粧 品の製造 販売業者」に、

に よる医 薬 品品 等 を に よる医 薬 品、 医薬 部 外 品若 しくは化粧 品品 に、 こ 医 薬品等」 を てに 医 薬 品品

医 薬部 外品 又は化粧 品 に改め、 同 条第二項中 (薬局製 造販売医 薬品 \mathcal{O} 製造 販売をする薬局 \mathcal{O} 所 在 地 が

保健 所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、 市長又は区長) が 医薬品等」 を 「が 薬 局 製

造 (販売) 医薬品 に改い め、 同 条第三項中 「医薬品等」 を 同 号に規定する医薬品、 医 |薬部: 外 品品 又 人は化粧り 品

に改める。

第八条第一 項 中 「規定による」 を削り、 同条第二項中 (薬局製造販売医薬品 の製造販売をする薬局 \mathcal{O}

所在 地 が保 健 所を設置する市又は 特別区の区域にある場合においては、 市長又は区長) が医薬品等」 を

が 薬 局 製造 販 売 医 薬 묘 に 改め、 同 条第三項中 「医薬品 等 を 同号に規定する医薬品 医薬部外品 又は

化粧品」に改める。

第九条及び第十条を次のように改める。

(製造販売業の許可の失効)

第九条 第八十条第二項(第一号に係る部分に限る。 の規定により都道府県知事が同号に規定する医薬

品、 医薬部 外品又は化粧品 の製造販売業の許可を行うこととされてい る場合において、 当該 許 可 を受け

てい る者 が 当 該 許 可 と 同 \mathcal{O} 種 類 $\widehat{\mathcal{O}}$ 許 可を他 \mathcal{O} 都道 府県知事から受けたときは、 その者に係る従前 \mathcal{O} 許

可は、その効力を失う。

(製造業の許可の有効期間)

第十条 法第 十三条第三項 同 条第七項にお いて準用する場合を含む。 以下この条にお ** \ て同じ。 の政

令で定 8 る 期間 は、 五. 年とする。 ただし、 薬局 製造 販 売医 薬品 の製造に係る許 可 に つい ては、 法第十三

条第三項の政令で定める期間は、六年とする。

第十 条 第 項 中 「医薬品等」 を 「医薬品、 医 .薬部外品又は化粧品」 に、 「厚生労働省令の」を 「厚生

労働 省令で」 に 改 め、 同 条第二項 中 第十六条」 を 次 、条第四 項、 第十三条第五 項、 第 + 匝 **|条第|** 項 及 び

第十五条第二項」に、 医 薬品 等 を 「薬局」 製造 販売医薬品」 に改 め、 同 条第三 項中 医 薬品等」 を 同

号に規定する医薬品、医薬部外品又は化粧品」に改める。

第十二条第一 項 中 「医薬品等」 を 「医薬品 医薬部 外品又は化粧品」 に改め、 同条第二項中 「前項 \mathcal{O}

 \bigcirc 六十七号)」 売医薬品」 所を設置 の 下 に の 下 に 「規定による」を加え、 す に、 る市 「規定による」を加え、 を加え、 又は 「第二項及び 特 莂 同条第五項中 区 . (T) 前項」 区 域 「厚生労働省令の」を「厚生労働省令で」に改め、 に を「前二項」 あ 同条第四項中 「医薬品等」 る場合に お を「同号に規定する医薬品、 に改め、 7 て (薬局製造販売医薬品 は、 市 長又は 地方自 [治法] 区長) の 下 に が を製造する薬局 医薬 医薬部外品又は化粧品」 品品 「(昭和二十二年法 等 同条第三項中 を の所在 「が 薬 |地が! 局 第一 製 保健 律 造 に 第 販 項

医 の下に「規定による」 医 「薬部外品又は化粧品」に改め、 第十三条第 薬 品 等 を 項 中 「医薬 を加え、 品品 医 薬品等」 医薬部: 「厚生労働省令の」を 外 を 同条第三項中 品品 「医薬」 又は 品品 化 粧 品 「 第 一 医 薬 に改 部 項 外 「厚生労働省令で」に、 品 め、 Ø □ 又は化り の 下 に 同 条第 粧 品 五. 「規定による」を加え、 項 中 に 改 _ め、 (薬局 「医薬品等」 同条第二項 製造 販 売医 を 中 同条第四 薬 医 「前 品品 を製 薬品 項 項中 造

改め、

「地方·

自

[治法]

0

下に

(昭

和二十二年法律第六十七号)」

を加える。

品 等 を 「が 薬局製造 販売医薬品」 に改め、 「地方自治法」 の 下 に (昭和二十二年法律第六十七号) 」 する薬局

 \mathcal{O}

所

在地

がが

保健所を設置する市

又は

特別区

の区域に

ある場合にお

いては、

市長又は区長)

が

医

薬

を加え、 同条第六項中 「医薬品等」 を 「同号に規定する医薬品、 医薬部外品又は化粧品 に改め、 「地方

自治法」の下に「(昭和二十二年法律第六十七号)」を加える。

する市又は特別区の区域にある場合においては、 外 る 品品 第十四 医 に改め、 |薬品: 又 は 四条第 等」 化 粧 同 条第三項中 を 項 中 に に改 ょ 「医薬品等の製造業者」 め、 る医 「医薬品等」 薬 同条第二項中 品品 医 薬 を 部 外 「同号に 品品 (薬局 を 若 しくは 「医薬品、 製造 規定す 市長又は区長) 化 販売医薬品を製造する薬 Ź 粧 品 医薬品、 医薬部外品又は化粧品 に、 が医薬品等」 医薬部外品 に 医 薬品 を 局 等 又は化粧 0) の製造業者」に、 「が薬局製造 所在 を に 品 地 が 医 保健 薬 に 改 販売医薬品 品 いめる。 所を 医 「によ 設 薬 置 部

薬 第十三条第一項及び第六項の」に、 局 第十一 製造販売医薬品 五. 条第 項 中 を製造する薬局 第十三条第二 の所在は 項 厚生労働省令の」を (同 1条第七 地が保健所を設置する市 項に お 1 7 「厚生労働省令で」に改め、 準用する場合を含む。 又は特別区 の区域に 0 ある場合にお 同条第二 規 定による」 一項中 いて を

は、 市 長 又 は 区 長) が 医 薬 品 等 を 「が 薬 局 製造 販 売 医 . 薬 品」 に改め、 同 条第三項 中 医 |薬品 等 を 同

号に規定する医薬品、医薬部外品又は化粧品」に改める。

第十六条を次のように改める。

(独立行政法人医薬品 医療機器総合機構による 調査に係る医薬品、 医薬部外品及び化粧品 の範囲)

第十六条 法第十三条の二第一項(法第十三条の三第三項において準用する場合を含む。)の政令で定め

る医薬品 (専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。) 、医薬部外品 (専ら 動

物のために使用されることが目的とされているものを除く。)又は 化粧品は、 医 薬品 (専ら動 物 0) ため

に使用されることが目的とされているものを除く。 医薬部外品 (専ら動物 のために使用されること

が 目的とされているものを除く。)又は化粧品のうち、 次に掲げる医薬品、 医薬部外品又は化粧品以外

のものとする。

一薬局製造販売医薬品

第八十条第二項第三号に規定する医薬品、 医薬部外品又は化粧品

第十七条の見出し中 「外国製造業者」 を 「医薬品等外国製造業者」 に改める。

第十八条を次のように改める。

医薬品等外国製造業者の認定証の交付等)

第十八条 厚生労働大臣は、 法第十三条の三第一項の認定をしたときは、 厚生労働省令で定めるところに

より、 認定を申請した者に認定証を交付しなければならない。 同項の認定を更新したときも、 同様とす

第十八条の次に次の四条を加える。

(医薬品等外国製造業者の認定証の書換え交付)

第十八条の二 法第十三条の三第一項の認定を受けた者 (次条及び第十八条の四において 「認定医薬品等

外国製造業者」という。)は、 その認定証の記載事項に変更を生じたときは、 その書換え交付を申請す

ることができる。

2 前項の規定による申 -請は、 厚生労働省令で定めるところにより、 申請書に認定証を添え、 厚生労働大

臣に対して行わなければならない。

3 第 項の規定による申請をする場合には、 実費を勘案して別に政令で定める額の手数料を納めなけれ

ばならない。

(医薬品等外国製造業者の認定証の再交付)

第十八条の三 認定医薬品等外国製造業者は、 その認定証を破り、 汚し、又は失つたときは、その再交付

を申請することができる。

2 前項の規定による申請は、 厚生労働省令で定めるところにより、 厚生労働大臣に対して行わなければ

ならない。 この場合において、 認定証を破り、 又は汚した認定医薬品等外国製造業者は、 申 - 請書 にそ

認定証を添えなければならない。

3 第 項 0 規定による申請をする場合には、 実費を勘案し て別に政令で定める額の手数料を納めなけ ń

ばならない。

4 認定医薬 品等外国製造業者は、 その認定証の 再交付を受けた後、 失つた認定証を発見したときは、 直

ちに厚生労働大臣にこれを返納しなければならない。

〔医薬品等外国製造業者の認定証の返納〕

第十八条の四 認定医薬品等外国 製造業者は、 法第七十五条の四第一項の規定によるその認定の取消処分

を受けたとき、 又はその業務を廃止したときは、 直ちに厚生労働大臣にその認定証を返納 しなければ な

らない。

(医薬品等外国製造業者の認定台帳)

第十八条の五 厚生労働大臣は、 法第十三条の三第一 項及び同条第三項にお いて準用する法第十三条第六

項の認定に関する台帳を備え、 厚生労働省令で定めるところにより、 必要な事項を記載するものとする。

九 条の二 第十. に改 九条の め、 一第 同 条第二 項 見出し中 \mathcal{O} 規 一項中 定 に 「医薬品等」 による」 (薬局 を 製 「第· を 造 販売 + 「医薬品、 九 条 医 薬品 の 二 第 医薬部外品及び化粧品」 \mathcal{O} 製造 項 <u>ි</u> 販売をす に、 ん変素局 「厚生 一労働 \mathcal{O} に改め、 所 在 省 地 令 が . の _ 同条第 保健 を 所を設置する市 「厚 一項中 生 一労働 「法第十 省 令 文 で

は

特別区の区域にある場合においては、

市長又は区長)

が前項」

を

が

.. 前

項」

に改

がある。

下に 薬品」 三 項」 第二十条の を を 同 削 「以外のもの」 条第一項に規定する医薬部外品 り、 見出 医 L 中 薬 品 医 に改め、 は 薬品 \mathcal{O} 等」 下 i. 第八号を削り、 を \neg 「医薬品、 法 第 のうち」 十四四 条 医薬 第九号を第八号とし、 を加え、 第 部 項に 外 品 規定する 及び 「指定する医薬部外品」 化 る医 粧 品」 薬 同条第二項中 品 に改 のうち」 め、 同 を を 条 医 加 第 「指定するも 薬部 え、 一項中 外 以以 品品 「及び は 外 \mathcal{O} \mathcal{O} 第 医

を 削 第二十二条 同同 項 同 条第三 に、 \mathcal{O} 見出 項 中 「当該医薬品等」 L 「適合性調 及び 同 条第 査 項中 を を 「医薬品等適合性 「適合性 「当該医薬品、 1調査」 を 調 査」に、 医薬部 医医 薬 外品又は化粧品 品 等適合性 「前二項」を 調 査 「前項」に、 に改 に改め、 め、 同 条第一 「 第 前項中 二項を 項

に改

め、

同

条

第

三項

を

削

る。

政 定めるところにより、 実費を勘案して別に政令で定める額の」とあるのは「地方自治法第二百二十七条の規定に基づき、 法 人医 薬品 医 療機器 総合機構 と を削り、 (以 下 同項を同条第二項とし、 機 構」 という。)」に、 同条第四 適合性調 頃中 査 「より機構」 を 「医薬品等 を 「より独立 適 合性 条例で 調 行 査

に、 第一 項及び前項」 を 「前二項」 に改め、 同項を同条第三項とする。

て \mathcal{O} 規定又は」 第二十三条の見出 を加 え、 に、 「適合: 適 性 し中 合性 調 査権者」 「適合性調査」 調査を」 を を 医医 「医薬品等適合性 薬 を 品品 「医薬品等適合性調査」 等適合性調 調 查実施者」 査を」 に改め、 に、 に改め、 「若しくはこの 「以下」 同条中「又はこの政令」を「 の 下 に 政令」 「この を 条に っの お 規 定 1

等承認権者」 若しくは」に、 に改める。 「製造 販売業許可権者」 を 「医薬品等製造販売業許可権者」に、 「承認権者」 を 「医薬品

第二十四 条 \mathcal{O} 見出 しを (医薬品等適合性調 查台 帳) _ に 改め、 同条中 「適合性調査 を 「医薬品 等適

合性調査」に改める。

第二十五 に改め、 条の見出 同条第二項中 しを「 (医薬品等適合性調査の特例) 「の承認を受けようとする者について」 に改め、 を「において」 同条第一項中 に改める。 「規定は」 を 「規定は

第二十六条及び第二十七条を次のように改める。

(機構を経由しないで行う承認の申請の範囲)

第二十六条 法第十四 兀 条第十 項 (法第十 匹 条の 五. 第 項 (法第十九条の 匹 12 お V て準用さ する場合を含む

並びに第十九条の二第五項及び第六項において準用する場合を含む。 の政令で定める承認の申 · 請

は、 次に掲げる医薬品及び医薬部外品につい ての承認の申請とする。

一薬局製造販売医薬品

二 第八十条第二項第五号に規定する医薬品及び医薬部外品

三 専ら動 物のために使用されることが目的とされている医薬品及び医薬部外品

(機構による医薬品等審査等に係る医薬品、 医薬部外品 及び化粧 品品 \mathcal{O} 範 囲

第二十七条 法第十二 匹 |条の二 第 項 (法第 + 九条の二第 五. 項及び第六項に お **,** \ て準 用する場合を含む。 以

下この条に おいて同じ。) の規定により 機構に法第十四条第一 項若しくは第九項 (法第十九条 の二第五

項にお いて準用する場合を含む。) 又は第十九条の二第一 項の承認のための審査及び法第十四条第 五. 項

同 条第九項 (法第十九条の二第五項にお いて準用する場合を含む。) 及び法第十九条の二 第五項にお

専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。) 規定する医 ら動 定める医薬品 いて準用する場合を含む。)の規定による調査を行わせる場合における法第十四条の二第一項の政令で 物 \mathcal{O} た 薬品 8 に使用されることが (専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。)、 (専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。 目的とされているものを除く。 又は化粧 又は化粧品のうち、 粧 品品 は、 法第 十四四 医薬部外品 医薬部 次に掲げる医 条第 外品 項に (専

一薬局製造販売医薬品

薬品、

医薬部

外品又は化粧品

以外のものとする。

- 二 第八十条第二項第五号に規定する医薬品及び医薬部外品
- 2 に使用されることが目的とされているものを除く。 おいて同じ。 お (専ら動物 į, 法第十四条の二第一項の規定により機構に法第十四条第六項 ,て準 甪 する場合を含む。 のために使用されることが目的とされているものを除く。 0) 規定による調査を行わせる場合における法第十 及び法第 十九条の二第五 又は化粧品は、 一項にお **,** \ (同条第九項 四条の二第一項の政令で定め て準用する場合を含む。 法第十四条第一項に規定する医薬 医薬部外品 (法第十九条の二第五項に (専ら動 以下この項に 物 る医薬 0 ため 品品

品 (専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。)、 医薬部外品(専ら動物のた

めに使用されることが目的とされているものを除く。)又は化粧品のうち、 第八十条第二項第七号に規

定する医薬品又は医薬部外品以外のものとする。

第二十八条第三号中「(以下「特例承認」という。)」及び「又は医療機器」を削る。

第二十九条の見出し中「又は医療機器」を削り、同条中「。以下この条において同じ。)又は医療機器

(専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。以下この条において同じ」を削り、

「医薬品又は 医療機器」 を「医薬品 (専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。

」に改める。

第三十条の表を次のように改める。

おいて準用する場合を含む。次条にお		一項
第十四条の四第一項(第十九条の四に	第一項及び第九項の承認	第十四条第十
		み替える規定
読み替える字句	読み替えられる字句	法の規定中読

第十四条の二医薬	医蓝			おい	及	前名	ち		第一項	第十四条の二一、日	
医薬品等審査等	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			おいて準用する場合を含む。)	及び第六項(これらの規定を同条第九項に	前条の承認のための審査並びに同条第五項		下この条において同じ。)又は化粧品のう	ることが目的とされているものを除く。以	医薬部外品(専ら動物のために使用され	
含む。)	品。)	含む。)	第十九条の四において準用する場合を	による確認及び第十四条の四第五項(おいて準用する場合を含む。)の規定	第十四条の四第三項(第十九条の四に				のうち	いて同じ。)の再審査

第十四条の二	医薬品等審査等	医薬品確認等
第三項	医薬品、医薬部外品又は化粧品	医薬品
	前条の承認の申請者又は同条第六項(同条	第十四条の四第一項の再審査
	第九項において準用する場合を含む。)の	
	調査	
第十四条の二	医薬品等審査等	医薬品確認等
第五項	行つたとき、又は前項の規定による届出を	行つた
	受理した	
	結果又は届出の状況	結果
第十四条の二	医薬品等審査等	医薬品確認等
第六項		

(専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。以下この条において同じ」を削り、 第三十一条の見出し中「又は医療機器」を削り、同条中「。以下この条において同じ。)又は医療機器

「指定」を「規定による厚生労働大臣の指定」に、「医薬品又は医療機器」を「医薬品(専ら動物のため

に使用されることが目的とされているものを除く。)」に改める。

第三十二条の表を次のように改める。

						 第	 第	み	法
						項	第十四条の二	み替える規定	の規定中読
	おいて準用する場合を含む。)	及び第六項(これらの規定を同条第九項に	前条の承認のための審査並びに同条第五項	5	下この条において同じ。)又は化粧品のう	ることが目的とされているものを除く。以	、医薬部外品(専ら動物のために使用され		読み替えられる字句
第十九条の四において準用する場合を	による確認及び第十四条の六第五項(おいて準用する場合を含む。)の規定	第十四条の六第二項(第十九条の四に				のうち		読み替える字句

行つた	一行つたとき、又は前項の規定による届出を	第五項
医薬品確認等	医薬品等審査等	第十四条の二
	調査	
	第九項において準用する場合を含む。)の	
第十四条の六第一項の再評価	前条の承認の申請者又は同条第六項(同条	
医薬品	医薬品、医薬部外品又は化粧品	第三項
医薬品確認等	医薬品等審査等	第十四条の二
いて同じ。)の再評価		
おいて準用する場合を含む。次項にお		
第十四条の六第一項(第十九条の四に	前条の承認	第二項
医薬品確認等	医薬品等審査等	第十四条の二
医薬品確認等	医薬品等審査等	
含む。)		

	受理した	
	結果又は届出の状況	結果
第十四条の二	医薬品等審査等	医薬品確認等
第六項		

第三十三条の見出し中「医薬品等」を「医薬品、 医薬部外品及び化粧品」に改め、 同条中「。 以下この

条において同じ」を削 り、 \neg 化粧品又は医療機器 (専ら 動物のために使用されることが目的とされてい

るもの

を除く」

を

「又は化粧品」に、

「。)は、」

を

「は、

に改

め、

「薬局製造販売医

「薬品」

 \mathcal{O}

下に

及び専ら動物のために使用されることが目的とされているもの」を加え、 医薬部外品又は医療 機器

を 「又は医薬部外品 (専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。 に改める。

第三十四条を削る。

第三十五 条 \mathcal{O} 見出 し中 「外国 特例承認取得者」 を 外 国製造医薬品等特例 承認取得者」 に改め、 同 条第

九条の二第四項」 項中「外国特例承認取得者」を「外国製造医薬品等特例承認取得者」 「選任外国製造医薬品等製造販売業者 (同項」に、 に、 「選任製造販売業者を」を 「選任製造販売業者 (法第十 「選任

を

外国製造医薬品等製造販売業者を」に改め、「とする。」を削り、 同条第二項中 「医薬品等」を「同号に

規定する医薬品、 医薬部外品又は化粧品」に改め、 「選任製造販売業者に係る」を削り、 「所在地とする

を 「所在 地に、 「総括製造 販売責任者」 を 「法第十七条第二項に規定する医薬品等総括製造販 売責

任者」に改め、同条を第三十四条とする。

第三十六条を削る。

第三十七条中 「第三条から第三十五条まで」を「この章」に、 「医薬品等」を 「医薬品、 医薬部外品又

は 化粧品」 に、 「及び製造業 (外国 [特例承認取得者] を 「又は製造業 (外国製造医 薬品等特例承認取得者

第四章 医療機器及び体外診断用医薬品 の製造販売業及び製造業等 に改め、

同条を第三十五条とし、

同条の次に次の章名、

一節及び節名を加える。

第一 節 医療機器及び体外診 断用医薬品 の製造販売業及び製造業

(製造販売業の許可の有効期間)

第三十六条 法第二十三条の二第二項の政令で定める期間は、 五年とする。

(製造販売業の許可証の交付等)

第三十七条 厚生労働大臣は、 医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可をしたときは、 厚生労

働 (省令で定めるところにより、 許可を申請した者に許可証を交付しなければならない。 医療機器 又は体

外診 断 用 医 薬 品品 の製造 販 売業 \mathcal{O} 許 可 を更新したときも、 同 様とする。

2 第八十条第三項 (第一号に係る部分に限る。) の規定により都道府県知事が 同号に規定する医療 機器

又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可を行うこととされている場合における前項の規定の適用につ

1 、ては、 同 項中 「厚生労働大臣」 とある のは、 「都道· 府県知事」とする。

(製造販売業の許可証の書換え交付)

第三十七条の二 医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業者は、 医療機器又は体外診断用 医薬品 \mathcal{O} 製

造 販売業の許可証 の記載事項に変更を生じたときは、 その書換え交付を申請することができる。

2 前 項 \mathcal{O} 規 定に よる申 · 請 は、 厚生労働省令で定めるところにより、 申 請 書 に 許 可 証を添え、 申 請 者 \mathcal{O} 住

所地 法 人 \mathcal{O} 場合にあつては、 主たる事 務 所の 所在地。 次条及び第三十七条の四にお いて同じ。 0) 都

道 府県知事 を経由して、 厚生労働大臣に対して行わなければならない。

3 第 項の 規定による申請をする場合には、 実費を勘案し て別に政令で定める額の手数料を納めなけれ

又は

体外診

断

用医薬

品品

 \mathcal{O}

製造

販

売業

の許

可を行うこととされてい

る場合におけ

る前

項

 \mathcal{O}

規

定

の適

用

12

4 第八十条第三項 (第一号に係る部分に限る。) の規定により都道府県知事が同号に規定する医療機器

ついては、 第二項中 「住所地 (法人の場合にあつては、 主たる事 務所の 所在地。 次条及び第三十七条 \mathcal{O}

四において同じ。) 0) 都道府県知事を経由して、 厚生労働大臣」 とあるのは「法第二十三条の二の 十四四

第二項 に規定する医 .療機器等総括製造販売責任者がその業務を行う事 務所の所在 地 \mathcal{O} 都 道 府 県知 事 لح

前 項中 「実費を勘案して別に政令で定 める額の」 とあるの は 地地 方自 治法 (昭 和二十二年法律第六十

七号)第二百二十七条の規定に基づき、 条例で定めるところにより、 」とする。

(製造販売業の許可証の再交付)

第三十七条の三 医療 機器 又は体外診断 用 医薬品 の製造 販売業者は、 医 療機器又は体外診断用 医薬品 の製

造 足販売業 0 許可証を破り、 汚し、 又は失つたときは、 その 再交付を申請することができる。

2 前 項 の規定による申請は、 厚生労働省令で定めるところにより、 申請者の住所地 この都道 府 県 (知事) を経

由 して、 厚生労働大臣に対して行わなけ ればならない。 この場合において、 許可証を破り、 又は汚した

医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業者は、 申請書にその許可証を添えなければならない。

3 第一 項の規定による申請をする場合には、 実費を勘案して別に政令で定める額の手数料を納 めなけれ

ばならない。

4 医 療 機器 又は体外診断 用医薬品 の製造販売業者は、 医療機器又は体外診断 用医薬品 の製造販売業 の許

可 証 の再交付を受けた後、 失つた許可証を発見したときは、 直ちにその住所地 の都道府県知事を経由

て、厚生労働大臣にこれを返納しなければならない。

(第一号に係る部分に限

る。

の規定により

都道

府県知事が

同号に規定する医療

機

器

5

第八十条第三項

又は体外診断用医薬品 の製造販売業の許可を行うこととされている場合における前三項の規定の適 用 12

ついては、 第二項及び前項中 「住所地の都道府県知事を経由して、 厚生労働大臣」とあるのは 「法第二

十三条の二の十四 第二項に規定する医療機器等総括製造 販売責任者がその業務を行う事 務 所 \mathcal{O} 所 在 地 0

都道· 府県 (知事) と、 第三項中 「実費を勘案して 別に政令で定める額の」 とあるのは 地地 方自 治法 (昭 和

一十二年法律第六十七号) 第二百二十七条の規定に基づき、条例で定めるところにより、

(製造販売業の許可証の返納)

第三十七条の 兀 医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業者は、 法第七十五条第一項の規定による医

療機器若しくは体外診断用医薬品 の製造販売業の許可の取消処分を受けたとき、 又はその業務を廃止 L

品の製造販売業の許可証を返納しなければならない。

たときは、

直ちにそ

 \mathcal{O}

住

所地

 \mathcal{O}

都

道

府県

知事

を経

由

して、

厚生労働大臣に医療機

器

又は

体外診

断

用

医

薬

2 第八十条第三項 (第一号に係る部分に限る。) の規定により都道府県知事が同号に規定する医療機器

又 は体外診 断 用医薬 品品 \mathcal{O} 製造販売業の許 可を行うこととされてい る場合における前項 \mathcal{O} 規定 \mathcal{O} 適 用 に . つ

1 て は 同 項中 「そ $\overline{\mathcal{O}}$ 住 所地 \mathcal{O} 都道 府県知 事を経由 して、 厚生労働大臣」 とあるの は 当 |該許可な

けた都道府県知事」とする。

(製造販売業の許可台帳)

第三十七条 Ď 五. 厚生 一労働 大臣 は、 法第二十三条の二第一 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 許 可に関する台帳 を備え、 厚生労働省令 ゛

定めるところにより、必要な事項を記載するものとする。

2 第八十条第三項 (第一号に係る部分に限る。) の規定により都道府県知事が同号に規定する医療 機器

又は体外診断用医薬品 の製造販売業の許可を行うこととされている場合における前項の規定の適 用 につ

いては、 同項中「厚生労働大臣」とあるのは、 「都道府県知事」とする。

(製造販売業の許可の特例等)

第三十七条の六 第 種 医 療機器製造販売業許可を受けた者は、 第二種医療機器製造販売業許可及び第三

種医療機器製造販売業許可を受けたものとみなす。

- 2 第二種医療機器製造販売業許可を受けた者は、第三種医療機器製造販売業許可を受けたものとみなす。
- 3 医療機器又は体外診断 用医薬品 の製造販売業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、 その者に

係る従前の許可は、その効力を失う。

第八十条第三項 (第一号に係る部分に限る。)の規定により都道府県知事が同号に規定する医療機

器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可を行うこととされている場合において、 当該許可を受け

てい る者が当該許 可と同 の種 類の許可を他 の都道府県知事 から受けたとき。

- 第二種 医療機器製造販売業許可を受けている者が第一 種医療機器製造販売業許可を受けた場合
- 第三種 医療機器製造販売業許可を受けている者が第一種医療機器製造販売業許可又は第二種医療機

器製造販売業許可を受けた場合

(製造業の登録の有効期間)

第三十七条の七 法第二十三条の二の三第三項の政令で定める期間は、五年とする。

(製造業の登録証の交付等)

第三十七条の八 厚生労働大臣は、 医療機器又は体外診断用医薬品 の製造業の登録をしたときは、 厚生労

働省令で定めるところにより、 登録を申請した者に登録証を交付しなければならない。 医療機器又は体

外診断用 医薬品の製造業の登録を更新したときも、 同様とする。

2 第八十条第三項 (第三号に係る部分に限る。) の規定により都 道府県知事が同号に規定する医療

機

又は体外診断用医薬品 の製造業の登録を行うこととされている場合における前項の規定の適用について

は、 同項中 「厚生労働大臣」とあるのは、 「都道府県知事」とする。

(製造業の登録証の書換え交付)

第三十七条 Ď 九 医療機器又は体外診断用 医薬品 の製造業者は、 医療機器又は体外診断用 医薬品の製造業

 \mathcal{O} 登録証 の記載事項に変更を生じたときは、 その書換え交付を申請することができる。

2 前項の規定による申請は、 厚生労働省令で定めるところにより、 申請書に登録証を添え、 製造所の所

在 地 の都道府県知事を経由して、 厚生労働大臣に対して行わなければならない。

3 第 項 の規定による申請をする場合には、 実費を勘案して別に政令で定める額の手数料を納めなけれ

ばならない。

4 第八十条第三項 (第三号に係る部分に限る。) の規定により都道府県知事が 同号に規定する医療 機器

又は体外診断用医薬品 の製造業の登録を行うこととされている場合における前 項の規定の適 用 に 0 1

ては、 第二項 中 都 道 府 **点**県知事: を経由 して、 厚生労働大臣」とあるの は 「都道府県知事」 ٢, 前 項中

実費を勘案 L っ て 別 に 政 今で定 め る額 *(*) とあるの は 地地 方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号)

百二十七条の規定に基づき、 条例で定めるところにより、」とする。

(製造業の登録証の再交付)

第三十七条 Ò + 医療 機 器 又は 体外診断 用 医 薬品 \mathcal{O} 製造業者は、 医 療機 器又は体外診断 用 医薬品 0 製 造 業

 \mathcal{O} 登 録 証 を破り、 汚し、 又は失つたときは、 その 再交付を申請することができる。

2 前 項 の規定による申請は、 厚生労働省令で定めるところにより、 製造所の所在地の都道 府県知事 を経

由 して、 厚生労働大臣に対して行わなけ ればならない。 この場合において、 登録証を破 り、 又は汚した

医療機器又は体外診断用医薬品の製造業者は、 申請書にその登録証を添えなければならない。

3 第一 項の規定による申請をする場合には、 実費を勘案して別に政令で定める額の手数料を納 めなけれ

ばならない。

4 医 療 機器 又は体外診断 用医薬品 の製造業者は、 医療機器又は体外診断 用医薬品 の製造業の 登録 証 \mathcal{O} 再

交付を受けた後、 失つた登録証を発見したときは、 直ちにその製造所の所在地 の都道府県知事を経 由

て、厚生労働大臣にこれを返納しなければならない。

5

第八十条第三項 (第三号に係 る部分に限 る。 の規 定により 都 道 府県知事が 同号に規定する医 療 機

又は体外診 断用医薬品 0 製造業の登録を行うこととされている場合における前 \equiv 項の規定の 適 用 に つい

ては、 第二項及び前 項中 「都道府県知事を経由して、 厚生労働大臣」とあるのは 「都道 府県 知 事」と、

第三項

中

「実費を勘

繁し

て別に政令で定め

る額

(I)

とあ

るの

は

地

方自

治法

(昭

「和二十二年法律第六十

七号) 第二百二十七 条の 規定に基づき、 条例で定めるところにより、 とする。

(製造業の登録証の返納)

第三十七条の十 __ 医 療機器 又は体外診断用医薬品 の製造業者は、 法第七十五条の二第一 項の 規定による

医療機器若しくは体外診断用医薬品の製造業の登録の取消処分を受けたとき、 又はその業務を廃止した

ときは、 直ちにその製造所の所在地の都道府県知事を経由して、 厚生労働大臣に医療機器又は体外診断

用医薬品の製造業の登録証を返納しなければならない。

2 第八十条第三項 (第三号に係る部分に限る。) の規定により都道府県知事が 同号に規定する医療 機 器

又は体外診断用医薬品の製造業の登録を行うこととされている場合における前 項の規定の適用について

は、 同 .項中 「その 製造所 \mathcal{O} 所在地 $\overline{\mathcal{O}}$ 都道府県知事を経由 して、 厚生労働大臣」 とある \mathcal{O} は、 「当該登録

を受けた都道府県知事」とする。

(製造業の登録台帳)

第三十七条の十二 厚生労働大臣は、 法第二十三条の二の三第一項の登録に関する台帳を備え、 厚生労働

省令で定めるところに より、 必要な 事項を記載するも のとする。

2 第八十条第三項 (第三号に係る部分に限る。 の規定により 都 道 府県知事が 同号に規定す る医療 機 器

又は体外診断用医薬品の製造業の登録を行うこととされている場合における前項の規定の適用について

は、 同項中 「厚生労働大臣」 とあるのは、 「都道府県知事」とする。

(医療機器等外国製造業者の登録の有効期間)

第三十七条の十三 法第二十三条の二の四第二項において準用する法第二十三条の二の三第三項の政令で

定める期間は、五年とする。

(医療機器等外国製造業者の登録証の交付等)

第三十七条の十四

厚生労働大臣は、

法第二十三条の二の四第一項の登録をしたときは、

厚生労働省令で

定めるところにより、 登録を申請した者に登録証を交付しなければならない。 同項の登録を更新したと

きも、同様とする。

〔医療機器等外国製造業者の登録証の書換え交付〕

第三十七条の十五 法第二十三条の二の四第一項の登録を受けた者(次条及び第三十七条の十七において

登録 外国 「製造業者」という。) は、 その登録証 の記載事項に変更を生じたときは、 その書換え交付を

申請することができる。

2 前項の規定による申請は、 厚生労働省令で定めるところにより、 申請書に登録証を添え、 厚生労働大

臣に対して行わなければならない。

3 第 項の規定による申請をする場合には、 実費を勘案して別に政令で定める額の手数料を納めなけれ

ばならない。

(医療機器等外国製造業者の登録証の再交付)

第三十七条の十六 登録 外国 [製造業者は、 その登録証を破り、 汚し、 又は失つたときは、 その 再交付を申

請することができる。

2 前項の規定による申 -請は、 厚生労働省令で定めるところにより、 厚生労働大臣に対して行わなければ

ならない。 この 場合において、 登録証を破り、 又は汚した登録外国 [製造業者は、 申請書にその 登録 証 を

添えなければならない。

3 第一 項 の規定による申 請をする場合には、 実費を勘案して別に政令で定める額の手数料を納めなけれ

ばならない。

4 登録 外国 製造業者は、 その登 録 証の再交付を受けた後、 失つた登録証を発見したときは、 直ちに厚生

労働大臣にこれを返納しなければならない。

(医療機器等外国製造業者の登録証の返納)

第三十七条の十七 登録外国製造業者は、 法第七十五条の五第一項の規定によるその登録の取消処分を受

けたとき、 又はその業務を廃止したときは、 直ちに厚生労働大臣にその登録証を返納しなければならな

\ \ \

(医療機器等外国製造業者の登録台帳)

第三十七条の十八 厚生労働大臣は、 法第二十三条の二の四第一項の登録に関する台帳を備え、 厚生労働

省令で定めるところにより、 必要な事項を記載するも のとする。

(医療機器及び体外診断用医薬品の承認台帳)

第三十七条の十九 厚生労働大臣は、 法第二十三条の二の五第一項及び第十一項(法第二十三条の二の十

七 第五 頭に おいて準用する場合を含む。) 並びに第二十三条の二の十七第一項の承認に関する台帳を備

え、 厚生労働省令で定めるところにより、 必要な事項を記載するも <u>0</u> とする。

、製造管理又は 品質管理の 方法 の基準を適用する医療機器及び体外診 断 用 医薬 品品 の範 囲

第三十七条の二十 法第二十三条の二の五第二項第四号及び第六項 (これらの規定を同条第十一項 (法第

二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。)及び法第二十三条の二の十七第五 道項に お 1

て準用する場合を含む。)の政令で定める医療機器又は体外診断用医薬品は、 法第二十三条の二の五第

一項に規定する医療機器又は体外診断用医薬品とする。

(製造管理又は品質管理の方法の基準に係る調査の期間)

第三十七条の二十一 法第二十三条の二の五第六項 (法第二十三条の二の十七第五項において準用する場

合を含む。)の政令で定める期間は、五年とする。

(医療機器等適合性調査の申請)

第三十七条の二十二 法第二十三条の二の五 第六項又は第八項 (これらの規定を同条第十一項 (法第二十

三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。)及び法第二十三条の二の十七第五項にお いて準

用する場合を含む。)の規定による調査 (以下この条から第三十七条の二十五までにおいて 「医療機

等適合性 調査」という。)を受けようとする者は、 厚生労働省令で定めるところにより、 厚生労働大臣

に申請しなければならない。

2 厚生労働大臣が法第二十三条の二の七第一項(法第二十三条の二の十七第五項及び第六項において準

用する場合を含む。) の規定により機構に医療機器等適合性調査を行わせることとした場合にお いては

前項の規定にかかわらず、 当該医療機器等適合性調査を受けようとする者は、 厚生労働省令で定める

ところにより、機構に申請しなければならない。

(医療機器等適合性調査の結果の通知)

第三十七条の二十三 法第二十三条の二の五第六項若しくは第八項(これらの規定を同条第十一項 (法第

二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。)及び法第二十三条の二の十七第五 一項に、 お 1

て準用する場合を含む。)又は第二十三条の二の七第一項 (法第二十三条の二の十七第五項及び第六項

12 お 1 て準 用する場合を含む。 0) 規定により 医療機器等適合性調 査を行う者 (以下この 条に お 1 7

医 「療機器等適合性調査実施者」という。)と、 法第二十三条の二第一項の規定又は第八十条第三項 (第

号に係る部分に限る。) の規定により当該品目に係る製造販売業の 許可を行う者 (以下この条にお 1

7 医 療機器等製造 販売業許可権者」という。 が異なる場合には、 医療機器等適合性 調 査 実 施 者 は

医療 機器 等 適合性調査を行つたときは、 遅滞なく、 厚生労働省令で定めるところにより、 その結果を機

構を経由 て医療機器等製造販売業許可権者に通知しなければならない。

(医療機器等適合性調査台帳)

第三十七条の二十四 厚生労働大臣は、 医療機器等適合性調査に関する台帳を備え、 厚生労働省令で定め

るところにより、必要な事項を記載するものとする。

2 厚生労働大臣が法第二十三条の二の七第一項 (法第二十三条の二の十七第五項及び第六項にお いて準

用する場合を含む。) 0 規定により機構 に医療機器等 適合性調査を行わせることとした場合における前

項の規定の適用については、 同項中 「厚生労働大臣」とあるのは、 「機構」とする。

(医療機器等適合性調査の特例)

第三十七条 の二十五 法第二十三条の二の五第一項又は第二十三条の二の十七第 項の承認を受けた者が

当該品目について承認された事項の一部を変更しようとする場合であつて、 当該変更が当該品目 の製造

管理又は品 質管理の方法に影響を与えない もの (厚生労働省令で定めるものに限る。) であるときは、

法第二十三条の二の 五第十一項 (法第二十三条の二の十七第五項に お į, て準用する場合を含む。 次項に

お いて同じ。)にお いて準用する法第二十三条の二の五第六項及び第八項の規定は、 適用しな

2 法第二十三条の二の五第十一項において同条第六項又は第八項の規定を準用する場合においては、

れらの規定中 第一 項の承認を受けようとする者又は同項の承認を受けた者」とあるのは 「第十一項の

承認を受けようとする者」と、 同条第六項中「当該承認を受けようとするとき、及び当該承認の取得後

三年を下らない政令で定める期間を経過するごとに」とあるのは 「当該承認を受けようとするときは」

と読み替えるものとする。

(基準適合証の書換え交付)

第三十七条の二十六 基準適合証 (法第二十三条の二の六第一項の基準適合証をいう。 以下この条及び次

条において同じ。) の交付を受けた者 (次条において 「基準適合証受領者」という。 は、 基準適合証

 \mathcal{O} 記 載 事 項に変更を生じたときは、 その 書換え交付を申請することができる。

2 前 頭の規定による申請は、 厚生労働省令で定めるところにより、 申請書に基準適合証を添え、 厚生労

働大臣に対して行わなければならない。

3 第 項 0 規 定による申請をする場合には、 実費を勘案して別に政令で定める額の手数料を納めなけれ

ばならない。

4 厚生労働大臣が法第二十三条の二の七第一項(法第二十三条の二の十七第五項及び第六項において準

用する場合を含む。) の規定により機構に基準適合証の交付を行わせることとした場合における前二項

とあるのは「機構に納めなければ」とする。

5 前項に、 お 1 て読み替えて適用される第三項の規定により機構に納められた手数料は、 機構の収入とす

る。

(基準適合証の再交付)

第三十七条の二十七 基準 適合証受領者は、 基準適合証を破り、 汚し、 又は失つたときは、 その再交付を

申請することができる。

2 前 項の規定による申請は、 厚生労働省令で定めるところにより、 厚生労働大臣に対して行わなければ

ならない。 この場合において、 基準 ・適合証を破り、 又は汚した基準適合証受領者は、 申請書にその基 淮

適合証を添えなければならない。

3 第 項 0 規定による申請をする場合には、 実費を勘案し て別に政令で定める額の手数料を納めなけれ

ばならない。

4 基準適合証受領者は、 基準適合証の再交付を受けた後、 失つた基準適合証を発見したときは、 直ちに

厚生労働大臣にこれを返納しなければならない。

5 厚生労働大臣が法第二十三条の二の七第一項 (法第二十三条の二の十七第五項及び第六項において準

用する場合を含む。 0 規定によ ŋ 機構 に <u>.</u> 準 一適合証 の交付を行わせることとした場合に おけ る前 項

 \mathcal{O} 規定の適用については、 第二項1 及び前項中 「厚生労働大臣」とあるのは 「機構」 と、 第三項中 納納 8

なければ」とあるのは「機構に納めなければ」とする。

6 前項に、 お V > て読み替えて適用される第三項の 規定により機構に納められた手数料は、 機構の収入とす

る。

(機構を経由しないで行う承認の申請の範囲)

第三十七条の二十八 法第二十三条の二の五第十三項 (法第二十三条の二の十第一項 (法第二十三条の二

の十九 にお *(*) · て準 崩 する場合を含む。 並びに第二十三条の二の十七第五 項及び第六項に お į١ て 準 用 す

る場合を含む。) の政令で定め る承認 \mathcal{O} 申 · 請 は、 専ら動 物の ために使用されることが目的とされてい . る

医療機器及び体外診断用医薬品についての承認の申請とする。

(機構による医療機器等審査等に係る医療機器及び体外診 断 用 医薬品 0 範囲

五. 項及び第六項において準用する場合を含む。 以下この条において同じ。)の政令で定める医療機器

専ら 動 物 \mathcal{O} ために使用されることが目的とされているものを除く。) 又は体外診 断用1 医薬品 (専ら動 物

0)

ために使用されることが目的とされているものを除く。)は、

法第二十三条の二の五第一項に規定す

る医療機器 (専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。) 又は体外診断用医薬

品 (専ら動 物のために使用されることが目的とされているものを除く。)とする。

法第二十三条の二の七 第一項の 規定により 機構に法第二十三条の二の五第 一項若 しくは第十一 項

承認のための審査及び法第二十三条の二の五第五項 法第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。)又は第二十三条の二の十七第一 (同条第十一項 (法第二十三条の二の十七第五 項 \mathcal{O}

項

に お *(* \ て準 用する場合を含む。) 及び法第二十三条の二の十七第五項におい て準用する場合を含む。

 \mathcal{O} 規定による調 査を行 わせる場合

法第二十三条の二の七第一項の規定により機構に法第二十三条の二の五第六項及び第八項 (これら

の規定を同条第十一項 (法第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。) 及び法第二

十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。)の規定による調査並びに法第二十三条の二

の六第一項の規定による基準適合証の交付及び同条第三項の規定による基準適合証 の返還の受付を行

わせる場合

(特例承認を受けた者に義務として課することができる措置)

第三十七条の三十 法第二十三条の二の八第二項(法第二十三条の二の二十第一項において準用する場合

を含む。)の政令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

当該品 目 \mathcal{O} 使用 の成績その他その品質、 有効性及び安全性に関する調査を行い、 その結果を厚生労

働大臣に報告する措置

当該品 目の使用によるものと疑われる疾病、 障害又は死亡の発生を知つたときは、速やかに、 その

旨を厚生労働大臣に報告する措置

当該品 目が法第二十三条の二の八第一項(法第二十三条の二の二十第一項において準用する場合を

含む。)の規定による法第二十三条の二の五又は第二十三条の二の十七の承認を受けている旨が当該

医療機器又は体外診断用医薬品を一般に購入し、 又は使用する者に説明され、 かつ、 理解されるため

に必要な措置

兀 前三号に掲げる措置のほか、 当該品目の販売又は授与の相手方及びこれらの相手方ごとの販売数量

又は授与数量を厚生労働大臣 に報告する措置その他 の保健衛生上 の危害の発生又は拡大を防 止するた

めに必要な措置として厚生労働省令で定める措置

(機構による使用成績評価の確認等に係る医療機器及び体外診断用医薬品の範囲)

第三十七条の三十一 法第二十三条の二の十第一項 (法第二十三条の二の十九において準用する場合を含

む。) の政令で定める医 **| 療機器** (専ら動 物のために使用されることが目的とされているものを除く。)

又は体外診断用医薬品 (専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。)は、法第

二十三条の二の九第一項 (法第二十三条の二の十九において準用する場合を含む。) に規定する医療機

器 (専ら動 物 0 ために使用されることが目的とされているものを除く。)又は体外診断 用 医薬品 (専ら

動 物 \mathcal{O} ために使用されることが目的とされているものを除く。)とする。

(機構による使用成績評価の確認等の実施に関する技術的読替え)

第三十七条の三十二 法第二十三条の二の十第一項 (法第二十三条の二の十九において準用する場合を含

む。)の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第一項及び第十一項の承認 第二 第二 項及び第十一項の承認のための審査、 第二 規定を同条第十一項において準用する場合 含むを含む。) こ条の			
第一項及び第十一項の承認 第二十三条の二の五の承認のための審査、 第二規定を同条第十一項において準用する場合 含む を含む。)	の十九において準用する場合を含む。		
第一項及び第十一項の承認 第二十三条の二の五の承認のための審査、 第二十三条の二の五の承認のための審査、 第二 の 条の 第二 の 条の 第二 の 条の 条	三条の二の九第五項(第二十三条の二	を含む。)	
第二十三条の二の五の承認のための審査、 第二十三条の二の五の承認のための審査、 第二 きむ	<u> </u>	規定を同条第十一項において準用する場合	
第二十三条の二の五の承認のための審査、第二を引きられる字句を記している。			二の七第一項
第一項及び第十一項の承認第二章の承認第二章の承認第二章の承認第二章の承認第二章の承認第二章の承認第二章の承認第二章の承認第二章の承認をある。		第二十三条の二の五の承認のための審査、	第二十三条の
第一項及び第十一項の承認第二条の条の	°)		
第一項及び第十一項の承認第二第二第二第二十二項の承認第二十二項の承認第二十二項の承認第二十二項の承認第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	0		項
第一項及び第十一項の承認第二語み替えられる字句語の			二の五第十三
読み替えられる字句'読み替えられる字句'		第一項及び第十一項の承認	第二十三条の
読み替えられる字句			み替える規定
	読み替える字句	読み替えられる字句	法の規定中読

けなければ	する場合を含む。) の調査の申請者又は前	
は、機構が行う医療機器等確認等を受	、同条第六項(同条第十一項において準用	
に関する評価		
第二十三条の二の九第一項の使用成績	第二十三条の二の五の承認	二の七第三項
医療機器等確認等	医療機器等審査等	第二十三条の
医療機器等確認等	審査及び調査	
に関する評価		
第二十三条の二の九第一項の使用成績	第二十三条の二の五の承認	二の七第二項
医療機器等確認等	医療機器等審査等	第二十三条の
医療機器等確認等	医療機器等審査等	
	準適合証の返還の受付	
	合証の交付及び同条第三項の規定による基	
調査	調査並びに前条第一項の規定による基準適	

	準適合証の交付を受け、又は機構に基準適る者は、機構が行う審査、調査若しくは基条第三項の規定により基準適合証を返還す	
	合証を返還しなければ	
第二十三条の	医療機器等審査等	医療機器等確認等
二の七第五項	行つたとき、又は前項の規定による届出を	行つた
	受理した	
	結果又は届出の状況	結果
第二十三条の	医療機器等審查等	医療機器等確認等
二の七第六項		

(機構による製造販売の届出の受理に係る医療機器及び体外診断用医薬品の範囲)

第三十七条の三十三 法第二十三条の二の十三第一項の政令で定める医療機器(専ら動物のために使用さ れることが目的とされているものを除く。)又は体外診断用医薬品 (専ら動物のために使用されること

が 目的とされているものを除く。)は、法第二十三条の二の十二第一項に規定する医療機器 (専ら動 物

0) ために使用されることが目的とされてい るものを除く。) 又は体外診断用医薬品 (専ら動 物のために

使用されることが目的とされているものを除く。)とする。

(外国製造医療機器等特例承認取得者に関する変更の届出)

第三十七条の三十四 外国製造医療機器等特例 承認取得者 (法第二十三条の二の十七第四項に規定する外

玉 製 造医 療 然機器等 特 例 承 認取得者をいう。 以下 同じ。) は、 その氏 ス名又は、 住 所その 他厚生労 働省令で定

8 る事 項を 変更したときは、 厚生労働省令で定めるところにより、 三十 日 以内 に、 選任 外国 製造 医 療 機

器等製造 販売業者 (法第二十三条の二の十七第四 項に規定する選任外国製造 医療機器等製造販売業者 を

1 . う。 以下同じ。) 0) 住 所地 (法人の場合にあつては、 主たる事務所の所在地) の都道 府県 知 事 を経 由

て、 厚生 労働大臣 に その 日 を届 け 出 な け れ ば な らな V)

2 第八十条第三項 (第一号に係る部分に限 る。 \mathcal{O} 規定に により 都 道 府県知事 が 同号に規定す る医療 機 器

又は 体外診断用医薬品 の製造販売業の許可を行うこととされている場合における前項 0 規定 \mathcal{O} 適 用 に . つ

1 ては、 同 項中 住 所地 (法人の場合にあつては、 主たる事務所 の所在地)」 とある 0) は、 法第二十

三条の二の十四第二項に規定する医療機器等総括製造販売責任者がその業務を行う事務所の所在地」と

する。

(省令への委任)

第三十七条の三十五 この節に定めるもののほか、 医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業又は製造

(外国製造医療機器等特例承認取得者の行う製造を含む。) に関し必要な事項は、 厚生労働省令で定

める。

第二節 登録認証機関

第三十八条を次のように改める。

(製造管理又は品質管理の方法の基準を適用する指定高度管理医療機器等の範囲)

第三十八条 法第二十三条の二の二十三第二項第五号及び第三項 (これらの規定を同条第六項に おお いて準

用する場合を含む。)の政令で定める指定高度管理医療機器等は、 指定高度管理医療機器等 (同 条第

項に規定する指定高度管理医療機器等をいう。以下同じ。)の全部とする。

第三十九条中「第二十三条の二第三項」を「第二十三条の二の二十三第三項」 に改める。

第四十条を次のように改める。

(指定高度管理医療機器等適合性調査の申請)

第四十条 法第二十三条の二の二十三第三項又は第五項 (これらの規定を同条第六項にお いて準用 する場

合を含む。) の規定による調査 (次条から第四十条の四までにおいて 「指定高度管理 医 療 機器等適合性

調査」という。)を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、 登録認 証 機関 (法第二

十三条の二の二十三第一項に規定する登録認証機関をいう。 以下同じ。) に申請しなければならない。

第四十条の次に次の五条を加える。

(指定高度管理医療機器等適合性調査の結果の通知)

第四十条の二 登録認証機関は、 指定高度管理医療機器等適合性調査を行つたときは、 遅滞なく、 厚生労

働省令で定めるところにより、 その 結果を機構を経由 して法第二十三条の二第一 項の 規 定又は第 八十条

第三項 (第 一 号に係る部分に限る。 の規定により当該品目に係る製造販売業の許可を行う者に通 知

なければならない。

(指定高度管理医療機器等適合性調査台帳

第四十条の三 登録認証機関は、 指定高度管理医療機器等適合性調査に関する台帳を備え、 厚生労働省令

で定めるところにより、必要な事項を記載するものとする。

(指定高度管理医療機器等適合性調査の特例)

第四十条の四 法第二十三条の二の二十三第一項の認証を受けた者が当該品目について認証された事項の

部を変更しようとする場合であつて、 当該変更が当該品目の製造管理又は品質管理の方法に影響を与

えないもの (厚生労働省令で定めるものに限る。) であるときは、 同条第六項において準用する同条第

三項及び第五項の規定は、適用しない。

2 法第二十三条の二の二十三第六項において同条第三項又は第五項の規定を準用する場合においては、

これらの規定中 「第一項の認証を受けようとする者又は同項の認証を受けた者」 とあるのは 「第六項 $\widehat{\mathcal{O}}$

認証を受けようとする者」と、 同条第三項中 「当該認証を受けようとするとき、 及び当該 認証 \mathcal{O} 取 得後

三年を下らない政令で定める期間を経過するごとに」とあるのは 「当該認証を受けようとするときは」

と読み替えるものとする。

(基準適合証の書換え交付)

第四十条の五 基準適合証(法第二十三条の二の二十四第一項の基準適合証をいう。 次項及び次条におい

て 同じ。)の交付を受けた者 (次条において「基準適合証受領者」という。)は、 基準 適合証の記 載 事

項に変更を生じたときは、 その書換え交付を申請することができる。

2 前 項の規定による申請 は、 厚生労働省令で定めるところにより、 申請書に基準適合証を添え、 法第二

十三条の二の二十四第一項の規定により基準適合証を交付した登録認証機関に対して行わなければなら

ない。

(基準適合証の再交付)

第四十条の六 基準法 適合証受領者は、 基準適合証を破り、汚し、又は失つたときは、 その再交付を申請 す

ることができる。

2 前項 の規定による申請は、 厚生労働省令で定めるところにより、 法第二十三条の二の二十四第 項 $\widehat{\mathcal{O}}$

規定によ り 基準適合証を交付し た登録記 認 証 機関に対して行わなければならない。 この 場合に おい て、 基

準 ·適合証 を破り、 又は汚した基準適合証受領者は、 申請書にその基準適合証を添えなければならない。

3 基準適合証受領者は、 基準適合証の再交付を受けた後、 失つた基準適合証を発見したときは、 直ちに

法第二十三条の二の二十四第一項の規定により基準適合証を交付した登録認証機関にこれを返納しなけ

ればならない。

第四十一条中 「第二十三条の六第二項」を「第二十三条の六第三項」 に改める。

第四十一条の次に次の一条を加える。

(法第二十三条の七第二項第一号の政令で定める法令)

第四十一条の二 法第二十三条の七第二項第一号の政令で定める法令は、 次のとおりとする。

一 毒物及び劇物取締法 (昭和二十五年法律第三百三号)

二 麻薬及び向精神薬取締法 (昭和二十八年法律第十四号)

三 第一条の三各号に掲げる法令

第四十二条の見出しを「 (指定高度管理医療機器等の認証台帳) に改め、 同条中「第二十三条の二第

項及び第四 項の規定による」を「第二十三条の二の二十三第一項及び第六項の」に改める。

第四十三条中 「第三十八条から前条まで」を「この節」に、 「指定管理医療機器等」を「指定高度管理

医療機器等」に改める。

第四十三条の次に次の一章及び章名を加える。

第五章 再生医療等製品の製造販売業及び製造業

(製造販売業の許可の有効期間)

第四十三条の二 法第二十三条の二十第二項の政令で定める期間は、 五年とする。

(製造販売業の許可証の交付等)

第四十三条の三 厚生労働大臣は、 再生医療等製品 の製造販売業の許可をしたときは、 厚生労働省令で定

めるところにより、 許可 を申 請 た者に許 可証を交付しなければならない。 再生医療等製品 \mathcal{O} 製造 販 売

業の許可を更新したときも、同様とする。

2 第八十条第四項 (第一号に係る部分に限る。)の規定により都道府県知事が同号に規定する再生医療

等製品 の製造販売業 の許可を行うこととされている場合における前項の規定の適用については、 同項中

「厚生労働大臣」とあるのは、「都道府県知事」とする。

(製造販売業の許可証の書換え交付)

第四十三条の四 再生医療等製品 の製造販売業者は、 再生医療等製品の製造販売業の許可証 の記載事項に

変更を生じたときは、 その書換え交付を申請することができる。

2 前項の規定による申請は、 厚生労働省令で定めるところにより、 申請書に許可証を添え、 申請者の住

|府県知事 を経由、 して、 ればならない。

所地

(法

人の

場合に、

あつては、

主たる事

務 所

 \mathcal{O}

所在

地。

次条及び第四

十三条

の六にお

1

て同

r.

0

都

道 厚生労働大臣に対して行わなけ

実費を勘案して別に政令で定める額の手数料を納めなけれ

ばならない。

3

第

項の規定による申請をする場合には、

4 第八十条第 四項 (第一号に係る部分に限る。 の規定により都道 府県知事が 同号に規定する再生 医 療

等製品 の製造販売業の許可を行うこととされている場合における前二 項の規定 の適用 につい ては、 第二

項中 住 所地 (法人の場合にあつては、 主たる事 務所 の所在地。 次条及び第四十三条の六において同じ

 \mathcal{O} 都 道 府県知事 を経 由 して、 厚生労働大臣」 とあ る のは 「法第二十三条の三十四 第 二項 E 規定する

再生 医療等 製品 総括 製造販売責任者がその業務を行う事 務所の 所在地 の都 道 府県知事」 と、 前 項中 「実

費を勘案し て別に政令で定める額の」とあるのは 地地 方自 l 治 法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百

二十七条の規定に基づき、 条例で定めるところにより、 とする。

(製造販売業の許可証の再交付)

第四 十三条の五 再生医療等製品 の製造販売業者は、 再生医療等製品 の製造販売業の許可証 を破り、 汚し

、又は失つたときは、その再交付を申請することができる。

2 前 項 の規定による申 請 は、 厚生労働省令で定めるところにより、 申 請者の住所地の都道 府県 知事を経

由 して、 厚生労働大臣に対して行わなければならない。 この場合において、 許 可 証を破り、 又は汚り した

再生] 医療等製品 の製造販売業者は、 申請書にその許可証を添えなければならな

3 第 項 \mathcal{O} 規 定によ る申 請をする場合には、 実費を勘案し て 別 に 政 令で定 8 る額 \mathcal{O} 手数料を納 めなけれ

ばならない。

4 再生医療等製品 の製造販売業者は、 再生医療等製品の製造販売業の許可証 の再交付を受けた後、 失つ

た許 可証 を発見したときは、 直ちにその住 所地 の都道 府県知事 を経由 して、 厚生労働大臣 にこれ を返 納

しなければならない。

5 第八十条第四項 (第一号に係る部分に限る。) の規定により都道府県知事が同号に規定する再生 医 療

等製品 の製造販売業の許可を行うこととされている場合における前三項の規定の適用 につい ては、 第二

項及び前項中 「住所地の都道府県知事を経由して、 厚生労働大臣」とあるのは 「法第二十三条の三十四

第二項に規定する再生医 療等製品 総括製造販売責任者がその業務を行う事務所 の所在地 の都道府 県 知 事

と 第三項 中 「実費を勘案 Ĺ て別に政令で定め る額 \tilde{O} とあ る \mathcal{O} は 地地 方自 治法 (昭 和 二十二年 法 律

第六十七号) 第二百二十七 条の規定に基づき、 条例で定めるところにより、 とする。

(製造販売業の許可証の返納)

第四十三条の六 再生 医 療等製品 \mathcal{O} 製造販売業者は、 法第七十五条第一 項の規定による再生医療等製品 \mathcal{O}

製造 販 売業 \mathcal{O} 許 可 \mathcal{O} 取 消 処分を受けたとき、 又はその業務を廃 止 L たときは、 直 ちにそ \mathcal{O} 住 所 地 \mathcal{O} 都 道

府県知事 を経由して、 厚生労働大臣に再生医療等製品 の製造販売業の 許 可 証 を返納しなけ ればならない。

2 第八十条第四項 (第一号に係る部分に限る。) の規定により都道 府県 知事が 同号に規定する再生 医 療

等製 品品 の製造 販 売 業 0 許 可を行うこととされてい る場合に おけ る前 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規 定 \mathcal{O} 適 用に つい ては、 同 項 中

「その住 所 地 \mathcal{O} 都 道 府県知事を経由して、 厚生労働大臣」 とあるのは、 当 該許可を受けた都道 府県知

事」とする。

(製造販売業の許可台帳)

第四十三条の七 厚生労働大臣は、法第二十三条の二十第一項の許可に関する台帳を備え、 厚生労働省令

で定めるところにより、必要な事項を記載するものとする。

2 第八十条第四項 (第一号に係る部分に限る。) の規定により都道府県知事が同号に規定する再生医療

等製品の製造販売業の許可を行うこととされている場合における前項の規定の適用については、 同項中

「厚生労働大臣」とあるのは、「都道府県知事」とする。

(製造販売業の許可の失効)

第四十三条 \mathcal{O} 八 第八十条第四項 (第一号に係る部分に限る。 の規定により都道府県知事が同号に規定

する再生医療等製品の製造販売業の許可を行うこととされている場合において、 当該許可を受けている

者が 当該許 可と同 の種類の許可を他の都道府県知事から受けた場合には、 その者に係る従前の許可は

その効力を失う。

〔製造業の許可の有効期間)

第四十三条の九 法第二十三条の二十二第三項(同条第七項において準用する場合を含む。)の政令で定

める期間は、五年とする。

(製造業の許可証の交付等)

第四十三条の十 厚生労働大臣は、 再生医療等製品の製造業の許可をしたときは、 厚生労働省令で定める

ところにより、 許可 を申 請した者に許可 証を交付しなければならない。 再生医療等製品 の製造業 の許 可

を更新したときも、同様とする。

(製造業の許可証の書換え交付)

第四十三条の十一 再生医療等製品 の製造業者は、 再生医療等製品 の製造業の許可証の記載事項に変更を

生じたときは、その書換え交付を申請することができる。

2 前 頭の規定による申請は、 厚生労働省令で定めるところにより、 申請書に許可証を添え、 製造所 の所

在 地 の都道府県知事を経由して、 厚生労働大臣に対して行わなければならない。

3 第 項 \mathcal{O} 規 定による申請をする場合には、 実費を勘案して別に政令で定める額の手数料を納めなけれ

ばならない。

(製造業の許可証の再交付)

第四十三条の十二 再生医療等製品 の製造業者は、 再生医療等製品 の製造業の許可証を破り、 汚し、 又は

失つたときは、その再交付を申請することができる。

2 前 項 の規定による申 -請は、 厚生労働省令で定めるところにより、 製造所の所在 地 の都 道 府 県 知事を経

由 して、 厚生 一労働-大臣 に . 対 して 行 わ なけ れ ば ならない。 この 場合に お ζ) て、 許 可 証 を破 \hat{y} 又は 汚 た

再 生 医 療等 製品 の製造業者は、 申 · 請 書にそ 0 許 可 証を添えなけ ればならな

3 第 項 0 規定による申請をする場合には、 実費を勘案して別に政令で定める額の手数料を納めなけれ

ばならない。

4 再生 医 療 等製 品品 の製造業者 は、 再生医療等製品 の製造 業の 許可証 \mathcal{O} 再交付を受けた後、 失つた許 可 証

を発見したときは、 直ちにその製造所の所在地の都道 府県知事を経由して、 厚生労働大臣にこれを返 納

しなければならない。

(製造業の許可証の返納)

第四十三条 Ö) 十三 再生医 療等製品 \mathcal{O} 製造業者は、 法第七十五条第 一項の 規定による再生医 療等製品 \mathcal{O} 製

造業 の許 可 \mathcal{O} 取消処分を受けたとき、 又はその業務を廃止したときは、 直ちにその製造 所 \mathcal{O} 所在 地 \mathcal{O} 都

道 府県知事 を経由 して、 厚生労働大臣に再生医 療等製品 \mathcal{O} 製造業 \mathcal{O} 許可証を返納し なけ ħ ば ならな

(製造業の許可台帳)

第四十三条の十四 厚生労働大臣は、 法第二十三条の二十二第一項及び第六項の許可に関する台帳を備え

厚生労働省令で定めるところにより、 必要な事項を記載するものとする。

(機構による調査に係る再生医療等製品の範囲)

第四十三条の十五 法第二十三条の二十三第一項 (法第二十三条の二十四第三項において準用する場合を

含む。 の政令で定める再生医療等製品 (専ら動物のために使用されることが目的とされているものを

除く。)は、 再生医 療等製品 (専ら 動物 0 ために使用されることが目的とされているものを除く。 0)

全部とする。

(再生医療等製品外国製造業者の認定の有効期間

第四十三条の十六 法第二十三条の二十四第三項にお いて準用する法第二十三条の二十二第三項 (同条第

七 項において準用する場合を含む。)の政令で定める期間は、 五年とする。

(再生医療等製品外国製造業者の認定証の交付等)

第四十三条の十七 厚生労働大臣は、 法第二十三条の二十四第一項の認定をしたときは、 厚生労働省令で

定めるところにより、 認定を申請した者に認定証を交付しなければならない。 同項の認定を更新したと

きも、同様とする。

(再生医療等製品外国製造業者の認定証の書換え交付)

第四十三条の十八 法第二十三条の二十四第一項の認定を受けた者(次条及び第四十三条の二十において

一認定再生医療等製品外国製造業者」という。)は、その認定証の記載事項に変更を生じたときは、そ

の書換え交付を申請することができる。

2 前 項 の規定による申 -請は、 厚生労働省令で定めるところにより、 申請書に認定証を添え、 厚生労働大

臣に対して行わなければならない。

3 第 項 の規定による申請をする場合には、 実費を勘案して別に政令で定める額の手数料を納めなけれ

ばならない。

〔再生医療等製品外国製造業者の認定証の再交付〕

第四十三条の十九 認定再生医療等製品外国製造業者は、 その認定証を破り、汚し、又は失つたときは、

その再交付を申請することができる。

2 前 項の規定による申請は、 厚生労働省令で定めるところにより、 厚生労働大臣に対して行わなければ

なら ない。 この 場合において、 認定証を破り、 又は汚した認定再生医療等製品 外国製造業者は、 申 請 書

にその認定証を添えなければならない。

3 第 項 0 規定による申 請をする場合には、 実費を勘案し て別に政令で定める額の手数料を納めなけ ń

ばならない。

4 認定 再 生 医 療等製品 **外国** [製造業者は、 その 認定証 の再交付を受けた後、 失つた認定証を発見したとき

は、直ちに厚生労働大臣にこれを返納しなければならない。

〔再生医療等製品外国製造業者の認定証の返納〕

第四十三条の二十 認定再生 医療等製品外国 「製造業者は、 法第七十五条の四第一 項の規定によるその認定

 \mathcal{O} 取 消 処分を受けたとき、 又は その業務 を廃止 したときは、 直ちに厚生労働大臣 にその認定証 を返納

なければならない。

(再生医療等製品外国製造業者の認定台帳

第 四 十三条の二十一 厚生労働大臣 は、 法第二十三条の二十四第一 項及び同条第三項にお () て準用する法

第二十三条の二十二第六項の認定に関する台帳を備え、 厚生労働省令で定めるところにより、必要な事

項を記載するものとする。

(再生医療等製品の承認台帳)

第四十三条の二十二 厚生労働大臣は、 法第二十三条の二十五第一項及び第九項(法第二十三条の三十七

第五項において準用する場合を含む。)並びに第二十三条の三十七第一項の承認に関する台帳を備え、

厚生労働省令で定めるところにより、 必要な事 項を記載するものとする。

(製造管理又は品質管理の方法の基準に係る調査の期間)

第四十三条の二十三 法第二十三条の二十五第六項 (法第二十三条の三十七第五項において準用する場合

を含む。)の政令で定める期間は、五年とする。

(再生医療等製品適合性調査の申請)

第四十三条の二十四 法第二十三条の二十五第六項 (同条第九項 (法第二十三条の三十七第五項にお いて

準用する場合を含む。)及び法第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。) の規定によ

る調査 (以下この条から第四十三条の二十七までにおいて「再生医療等製品適合性調査」 という。 を

受けようとする者は、 厚生労働省令で定めるところにより、 厚生労働大臣に申請しなければならない。

2 厚生労働大臣が法第二十三条の二十七第一項 (法第二十三条の三十七第五項及び第六項にお いて準 甪

する場合を含む。)

の規定により機

構

に再生医

療等製品適

合性

調

査を行わせることとした場合に

お

7

は、 前項 0 規定にか かわらず、 当該再生医 療等製品適合性調査を受けようとする者は、 厚生労働省令で

定めるところにより、機構に申請しなければならない。

(再生医療等製品適合性調査の結果の通知)

第四十三条 の二十五 法第二十三条の二十五 第六項 (同 条第九項 (法第二十三条の三十七第五 一項にお いて

準用する場合を含む。)及び法第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。) 又は第二十

の二十七第一項 (法第二十三条の三十七第五項及び第六項において準用する場合を含む。) の規定

によ り再生 医 療等製品適合性調 査を行う者 (以下この条に におい 7 「再生医療等製品 適 合性 調 査 実 施 者

法第二十三条の二十第一項の規定又は第八十条第四項 (第一号に係る部分に限る。 0

規定により当該品 目に係る製造販売業の許可を行う者 (以下この条において 「再生医療等製品製造 販 売

業許可権者」 という。 が異なる場合には、 再生医療等製品適合性調査実施者は、 再生医療等製品 適 合

性 調 査を行つたときは、 遅滞なく、 厚生労働省令で定めるところにより、 その結果を機構を経由して再

生医療等製品製造販売業許可権者に通知しなければならない。

(再生医療等製品適合性調査台帳)

第四十三条の二十六 厚生労働大臣 は、 再生医療等製品適合性調査に関する台帳を備え、 厚生労働省令で

定めるところにより、必要な事項を記載するものとする。

2

厚生労働大臣が法第二十三条の二十七第一項

す る場合を含む。) 0) 規定により 機構 に再生医 療等製品 適合性調 査を行わせることとした場合にお ける

(法第二十三条の三十七第五項及び第六項に

お

いて準用

前 項の規定 の適用については、 同項中 「厚生労働大臣」とあるのは、 「機構」とする。

〔再生医療等製品適合性調査の特例〕

第四十三条の二十七 法第二十三条の二十五第一 項又は第二十三条の三十七第一 項の承認を受けた者が **当**

該 目につい て承認された事項の一 部を変更しようとする場合であつて、 当該変更が当該 品 目 \mathcal{O} 製 造 管

理又は品質管理の方法に影響を与えないもの (厚生労働省令で定めるものに限る。 であるときは、 法

第二十三条の二十五第九項 (法第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。 次項にお 7 7

同じ。)において準用する法第二十三条の二十五第六項の規定は、 適用しない。

2 \mathcal{O} 承認を受けようとする者又は 法第二十三条の二十五第九項において同条第六項の規定を準用する場合にお 同 「項の承認を受けた者」とあるのは 「第九項 0 承認を受けようとする者 いては、 同項中 「第一項

「当該承認を受けようとするとき、 及び当該承認の取得後三年を下らない政令で定める期間を経

「当該承認を受けようとするときは」と読み替えるものとする。

(機構を経由しないで行う承認の申請の範囲)

過するごとに」とあるのは

第四十三条の二十八 法第二十三条の二十五第十一項(法第二十三条の三十第一項 (法第二十三条の三十

九 において準用する場合を含む。)並びに第二十三条の三十七第五項及び第六項において準用する場合

を含む。)の政令で定める承認の申 -請は、 専ら動物のために使用されることが目的とされている再生医

療等製品についての承認の申請とする。

、機構による再生医療等製品審査等に係る再生医療等製品の範囲)

第四十三条の二十九 法第二十三条の二十七第一項 (法第二十三条の三十七第五項において準用する場合

を含む。) の政令で定める再生医療等製品 (専ら動物のために使用されることが目的とされているもの

を除く。)は、再生医療等製品(専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。)

の全部とする。

(特例承認を受けた者に義務として課することができる措置)

第四十三条の三十 法第二十三条の二十八第二項(法第二十三条の四十第一項において準用する場合を含

む。)の政令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

当該品 目の使用 の成績その他その品質、 有効性及び安全性に関する調査を行い、 その結果を厚生労

働大臣に報告する措置

当該品 目の使用によるものと疑われる疾病、 障害又は死亡の発生を知つたときは、速やかに、 その

旨を厚生労働大臣に報告する措置

 \equiv 当該 品品 目が法第二十三条の二十八第一項 (法第二十三条の四十第 項にお いて準用する場合を含む

0 の規定による法第二十三条の二十五又は第二十三条の三十七の承認を受けている旨が当該再生医

療等製品を一般に購入し、又は使用する者に説明され、かつ、 理解されるために必要な措置

兀 前三号に掲げる措置のほか、 当該品 目の販売又は授与の相手方及びこれらの相手方ごとの販売数量

又は授与数量を厚生労働大臣に報告する措置その他の保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するた

めに必要な措置として厚生労働省令で定める措置

(機構による再審査の確認等に係る再生医療等製品の範囲)

第四十三条の三十一 法第二十三条の三十第一項 (法第二十三条の三十九において準用する場合を含む。

の政令で定める再生医療等製品 (専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。

は、 法第二十三条の二十九第一項各号 (法第二十三条の三十九において準用する場合を含む。) に掲

げる再生医療等製品 (専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。) とする。

(機構による再審査の確認等の実施に関する技術的読替え)

第四十三条の三十二 法第二十三条の三十第一項 (法第二十三条の三十九において準用する場合を含む。

)の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第二十三条の第一項及び第九項の承認第二十三条の二十九第一項(第二十三み替える規定	法の規定中読	読み替えられる字句	読み替える字句
十三条の第一項及び第九項の承認第二十三条の二十九第一項	み替える規定		
	十三条	一項及び第九項の承	二十三条の二十九第一項

第二十三条の二十九第一項の再審査	第二十三条の二十五の承認の申請者又は同	二十七第三項
再生医療等製品確認等	再生医療等製品審査等	第二十三条の
第二十三条の二十九第一項の再審査	第二十三条の二十五の承認	二十七第二項
再生医療等製品確認等	再生医療等製品審査等	第二十三条の
再生医療等製品確認等	再生医療等製品審査等	
九において準用する場合を含む。)		
条の二十九第五項(第二十三条の三十	む。)	
む。)の規定による確認及び第二十三	を同条第九項において準用する場合を含	
条の三十九において準用する場合を含	びに同条第五項及び第六項(これらの規定	二十七第一項
第二十三条の二十九第三項(第二十三	第二十三条の二十五の承認のための審査並	第二十三条の
じ。)の再審査		
む。第二十三条の二十七において同		項
条の三十九において準用する場合を含		二十五第十一

のために使用されることが目的とされてい	による厚生労働大臣の指定に係る再生医療等製品(専ら動物のた	による厚生労働
九において準用する場合を含む。)の規定	法第二十三条の三十一第一項(法第二十三条の三十九に	。)は、法第二
されることが目的とされているものを除く	政令で定める再生医療等製品(専ら動物のために使用され	。)の政令で定
三条の三十九において準用する場合を含む	十三 法第二十三条の三十二第一項(法第二十三条	第四十三条の三十三
	冉評価の確認等に係る再生医療等製品の範囲)	(機構による再評
		二十七第六項
再生医療等製品確認等	再生医療等製品審查等	第二十三条の
結果	結果又は届出の状況	
	受理した	
行つた	一行つたとき、又は前項の規定による届出を	二十七第五項
再生医療等製品確認等	再生医療等製品審查等	第二十三条の
	合を含む。)の調査	
	条第六項(同条第九項において準用する場	

るものを除く。)とする。

(機構による再評価の確認等の実施に関する技術的読替え)

第四十三条の三十四 法第二十三条の三十二第一項(法第二十三条の三十九において準用する場合を含む

。)の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読	読み替えられる字句	読み替える字句
み替える規定		
第二十三条の	第二十三条の二十五の承認のための審査並	第二十三条の三十一第二項(第二十三
二十七第一項	びに同条第五項及び第六項(これらの規定	条の三十九において準用する場合を含
	を同条第九項において準用する場合を含	む。)の規定による確認及び第二十三
	む。)	条の三十一第五項(第二十三条の三十
		九において準用する場合を含む。)
	再生医療等製品審査等	再生医療等製品確認等
第二十三条の	再生医療等製品審査等	再生医療等製品確認等

		二十七第六項
再生医療等製品確認等	再生医療等製品審査等	第二十三条の
結果	結果又は届出の状況	
	受理した	
行つた	一行つたとき、又は前項の規定による届出を	二十七第五項
再生医療等製品確認等	再生医療等製品審查等	第二十三条の
	合を含む。)の調査	
	条第六項(同条第九項において準用する場	
第二十三条の三十一第一項の再評価	第二十三条の二十五の承認の申請者又は同	二十七第三項
再生医療等製品確認等	再生医療等製品審査等	第二十三条の
む。次項において同じ。)の再評価		
条の三十九において準用する場合を含		
第二十三条の三十一第一項(第二十三	第二十三条の二十五の承認	二十七第二項

(外国製造再生医療等製品特例承認取得者に関する変更の届出)

第四十三条の三十五 外国製造再生医療等製品特例承認取得者 (法第二十三条の三十七第四項に規定する

令で定める事 項を変更したときは、 厚生労働省令で定めるところにより、 三十日以内に、 選任 外 国 製 造

外

国

製造

再生

医療等

製

品品

特例

承

認

脱り者をいう。

以下同

じ。 <u>
</u>
・

は、

その氏

名又は住所そ

 \mathcal{O}

他

厚生労働

再生医療等製品製造販売業者 (法第二十三条の三十七第四項に規定する選任外国製造再生医療等製 品品 製

造 一販売業者をいう。 以下同じ。)の住所地 (法人の場合にあつては、 主たる事 務所の所在地) 0) 都 道 府

県 知 事 を経 由 して、 厚生労働 大臣 にその旨を届 け 出 なけ ń ばならな い

2 第八十条第四項 (第一号に係る部分に限る。)の規定により都道府県知事が同号に規定する再生 医療

等製品 の製造販売業の許可を行うこととされている場合における前項の規定の適用については、 同 項 中

住 所地 法 人の場合に あつては、 主たる事務所 の所在 地)」 とあるの は 「法第二十三条の三十四 第

項に規定す /る再: 生 医療等製品総括製造販売責任者がその業務を行う事 務所の所在地」とする。

(省令への委任)

第四十三条の三十六 この 章に定めるもののほか、 再生医療等製品 の製造販売業又は製造業 (外国製造 再

生医療等製品特例承認取得者の行う製造を含む。 に関 し必要な事項は、 厚生労働省令で定める。

第六章 医薬品、医療機器及び再生医療等製品の販売業等

第四 十 匝 条 \mathcal{O} 見出 L を <u>(</u>医 薬 品品 \mathcal{O} 販 売業、 高 度管 理 医 療 機 器 等 \mathcal{O} 販売業及び貸与業並 び に 再生医 療等

製 品品 \mathcal{O} 販 売業 0 許 可 証 の交付) に改 め、 同 条中 「薬局又は」 及び 「薬局 開設、 を削 り、 又 は 高 度管

理 医 療機器 等 を 高度管理医療機器等」 に、 賃貸業」 を 「貸与業又は再生医療等製品 \mathcal{O} 販売業」 に

改める。

第 匹 十 Ħ. 条 \mathcal{O} 見出 L を <u>(</u>医 薬品 \mathcal{O} 販 売業、 高 度管理 医 療機器 等 \mathcal{O} 販売業及び 貸与業並 び に 再生医 療 等

製品 \mathcal{O} 販売業 \mathcal{O} 許 可 証 の書 「換え交付) に改り め、 同条第一 項 中 「薬局開設者 を削り、 又 は 高 度管 理

医 療 機 深器 等 」 を 高 度管理医療機器等」 に、 「賃貸業者は、 薬局 開 設 を 「貸与業者又は 再生 医 療 等 製

品 \mathcal{O} 販 売 業者 には に、 「賃貸業 \mathcal{O} を 「貸与業又は 再生 医 △療等製¹ 品 \mathcal{O} 販 党党業 \mathcal{O} に 改 め、 同 条 第 項 中

前 項 \bigcirc の 下 に 「規定による」 を加え、 薬局」 を削 り、 「又は 高度管 理 医 療 機器等」 を 高 度管 理

医 療 機器等」 に、 「賃貸業の営業所」 を 「貸与業の営業所又は再生医療等製品 の販売業の営業所」 に改 8

る。

第四 -六条 \mathcal{O} 見出 しを (医薬品 \mathcal{O} 販売業、 高度管理 医療機器 等 \mathcal{O} 販売業及び貸与業並 びに 再生医 |療等

機器 製 品品 等」 \mathcal{O} 販 売 を 業 0 許 高 度 可 管 証 理 \mathcal{O} 医 再交付) 療 機器 等」 に 改 に、 め、 賃貸 同 条第 《業者 項 中 は、 薬 薬局 局 開 設 開 設者、 を 「 貸 を削 与業者又 り、 は 又 再 は 生医 高 療等 度管 理 製 品 医 療 \mathcal{O}

販 《売業者· は に、 賃貸業の」 を 「貸与業又は 再 生 医 療等 製品 \mathcal{O} 販 売業の」 に改 め、 同 条 第二 項 中 前 項

の \mathcal{O} 下に 「規定による」 を加え、 薬 局 を削 り、 又 は 高 度管理医療 機 器 等 を 高 度管 理 医 療

機 器 等」 に、 「賃貸 業 0 営 業 所 を 「貸与 業 \mathcal{O} 営業 所又 は 再 生医· 療 等製 品品 \mathcal{O} 販 売 業 \mathcal{O} 営業 所 12 改 め、

薬 局 開 設 者、 を削 り、 賃貸業 者 を 「貸与 業者 又は 再 生 医 療 等 製 品 \mathcal{O} 販 売業 者」 12 改 め、 同 条 第 項

中 薬局 薬 開 局 設 開 設者 を 「貸与業者又 を削 り、 は再 又 生 は 医 高 度管 療等 理 製品 医 療機器 \mathcal{O} 販売業者は」 等」 を に、 高 度管理 賃貸業の 医 療 許 機 器等」 可 証 に、 を 「貸与業 賃 貸業 又 は 者 は 再

生 医 療 等 製 品品 \mathcal{O} 販 売 業 \mathcal{O} 許 可 証 に 改 め、 薬 局 を削 ŋ 賃貸業 \mathcal{O} 営業 所 を 貸 分業 \mathcal{O} 営業 所 文

は 再 生 医 療 等 製 品品 \mathcal{O} 販 売 業 \mathcal{O} 営業 所 に改 8 る。

第 四 + t 条 \mathcal{O} 見出 L を <u>(</u>医 薬品 \mathcal{O} 販 売 業 高 度管理 医療機器 等 \mathcal{O} 販売業及び貸与業並 びに 再生医 療 等

製 品品 \mathcal{O} 販 売 業 0 許 可 証 \mathcal{O} 返 納) に改め、 同 .条中 「薬局」 開設者、 を削 り、 「又は高 度管 理 医 療機 器 等

を 高度管理医療機器等」に、 「賃貸業者」 を「貸与業者又は再生医療等製品 \mathcal{O} 販売業者」 に改め、

薬 局 開 設、 を 削 り、 「賃貸業 0 許 可 \bigcirc を 「貸与業若しく は再生 医 療等製品 0) 販売業 \mathcal{O} 許 可 \mathcal{O} に 改 \dot{b}

る。

薬

局

を

削

り、

賃

貸

業

の営

業

所

を

「貸与業

の営業で

所

又

は

再

生

医

療

等

製

品

 \mathcal{O}

販

売

業

 \mathcal{O}

営業で

所

に

賃貸業 \mathcal{O} 許 可 証 を 「貸与業又は再生 医 療 等 製品 \mathcal{O} 販 売 業 \mathcal{O} 許 可 証 に改め

製 品品 第四 \mathcal{O} 十八条 販 売 業 \mathcal{O} \mathcal{O} 見出 許 可 台 L を (帳) (医薬品 に改 め、 \mathcal{O} 同 販 流光業、 条 中 「第四 高 度管 [条第 理 医 療機 項、 器 を削 等 \mathcal{O} ŋ 販売業及び貸与業並 及び 第三十. 九条第 びに 再生医 項 \mathcal{O} 規 療等 定

第四 1十九 条第 項中 又 は 高 度管理医 療 機器等 \bigcirc 販売業若 しくは 賃貸業 の営業所」 を 高度管 理 医 療

機

器等

 \mathcal{O}

販

売

業若しく

は貸与業

の営

業所

又

は

再生

医

療等

製品

 \mathcal{O}

販

売

業の

営業所」

に、

賃貸業を」

を

「貸

に

ょ

る

を

第三十

九

条

第

項

及

Ű

第四

十

条

 \mathcal{O}

五.

第

項

 \mathcal{O}

12

改

め

る。

与業を」 に、 又 は 高 度管 理 医 療 機 器 等 \mathcal{O} 販 売業者若 しくは 賃貸業 者」 を 高 度管理 医 療 機 器 等 \mathcal{O} 販 売

業者若しくは 貸与業者 又は 再生医 療等 製品 \mathcal{O} 販 売業者」 に、 「又は 高 度度管 理 医 療 機器等 \mathcal{O} 販 売業若 < は

賃貸業に係る申 請 を 高 度管 理 医 療機器等の 販売業若しくは貸与業又は 再生 医 療等製品 \mathcal{O} 販 流売業 に 係

る申 請 に、 賃貸業に係る届 出 を 「貸与業に係る届 出 に改り め、 同 頂第一号中 「又は・ 高 度管 理 医 療 機

条第一 器等」 同 は貸与業若 項第二号中 項第三号中 項」を を L 「又は高度管理医療機器等」 < 高度管理医療機器等」に、 「及び第四十条第一項」を は 第四十条第一項及び第四十条の七」 再 生 医 原等製! 品品 \mathcal{O} 販 ※売業」 を 「賃貸業」を「貸与業又は再生医療等製品の販売業」 に、 第四十条第一項及び第四十条の七」に改める。 高度管理医療機器等」 \neg に、 休 止 「又は賃貸業」 を に、 若しくは を「若しくは貸与業」 「若しくは賃貸業」 休 止 Ī に、 「 及 び を に改め、 に改り 「若しく)第四· 同

貸業者」 表第四十条第二 二項の項及び第四十条第一項におい する第八条 貸与業者」 第五 「貸与業者」 十三条 同 を 表第四十条第 第 「貸与業者」 に改め、 \bigcirc に、 一項にお 見出 項 \hat{O} 項中 し中 「第三十九条 同 ١ ر 一項に に改め、 て準用する第九条第一項の項中 表第四十条第二項にお 「賃貸業」 「又は賃貸業」 お *(*) て準 の 二 同表第四十条第一項にお を て準用する第九条第一項の項中 用する第十条第一 「貸与業」 を を 「 及 び 第三十九条 į١ に改 て準用する第十条第一 貸与業」 め、 項 の 二 「賃貸業の」を ζ) に改め、 $\widehat{\mathcal{O}}$ 同 第一 項中 て準用 表第 項」 匹 賃貸業者」を + する第九条第二項の項中 同 「賃貸業の」を「貸与業の」に、 に、 -条第 条の 項の項中 「貸与業の」に、 表第四 項 賃貸業 E 1十条第 お 「賃貸業者」 「貸与業者」 \bigcirc 1 て準 を 「賃貸業者」 項 用 「貸 す E 「賃貸業者 与業 んる第 を に お 改 7 「貸与業 \mathcal{O} め て準用 八 条 「 賃 に を 第 同

改

を

者」に改め、 同表第四十条第三項において準用する第九条第一項の項中「賃貸業の」を「貸与業の」に、

「賃貸業者」を「貸与業者」に改める。

第五十五条中 「第十一条から第十五条まで」を「第三十七条の八から第三十七条の十二まで」に改める。

第五十六条中「第二十三条」を「第二十三条の二の二十二」に、「規定は」を「規定は、」に改める。

第五十六条の次に次の一条を加える。

(再生医療等製品の販売業に関する技術的読替え)

第五十六条の二 法第四十条の七第二項の規定による技術的読替えは、 次の表のとおりとする。

八条第一項 その薬[て準用する第一その薬品	第一項におい	第四十条の七 薬局の笠	み替える規定	法の規定中請 <u></u> 請み替い
薬局の	薬局に勤務する薬剤師その他の従業者		局の管理者		み替えられる字句'
 その営業所の	その営業所に勤務する従業者	理者	再生医療等製品の販売業の営業所の管		読み替える字句

理者を置いた		
再生医療等製品の販売業の営業所の管	薬局の管理者を指定した	て準用する第
第四十条の六第一項	第七条第一項ただし書又は第二項	第一項におい
再生医療等製品の販売業者	薬局開設者	第四十条の七
		九条第一項
		て準用する第
再生医療等製品の販売業者	薬局開設者	第一項におい
再生医療等製品の販売業の営業所の	薬局の	第四十条の七
再生医療等製品の販売業者	薬局開設者	八条第二項
その営業所の	その薬局の	て準用する第
理者		第一項におい
再生医療等製品の販売業の営業所の管	薬局の管理者	第四十条の七
再生医療等製品	医薬品	

_		
	第八条第二項	第四十条の七第一項において準用する
		第八条第二項
	薬局の管理者の	再生医療等製品の販売業の営業所の管
		理者の
第四十条の七	薬局開設者	再生医療等製品の販売業者
第一項におい	薬局を	営業所を
て準用する第	薬局の	営業所の
十条第一項		

第五十七条中「第二条、 第四十四条から第四十九条まで及び第五十三条から前条まで」を「この章」に

改め、 貸与業若しくは修理業又は再生医療等製品の販売業」 「薬局並びに」を削り、 「並びに医療機器の販売業、 に改める。 賃貸業及び修理業」を 医療機器の販売業

第五十七条の次に次の章名を付する。

第七章 医薬品等の検定

第五十八条中「医薬品」の下に「若しくは再生医療等製品」を加え、 「厚生労働省令の」を「厚生労働

省令で」に改める。

第五十九条中 「厚生労働省令の」 を 「厚生労働省令で」に改める。

第六十条第一 項 中 「又は医療機器」 を 医療機器又は再生医療等製品」 に改める。

第六十一条第一項中 「又は医療機器」を 医療機器又は再生医療等製品」に改め、 同条第二項中

· 「規

定による」を削る。

第六十二条中 「第五十八条から前条まで」を「この章」 に、 「及び医療機器」 を \neg 医療機器又は再生

医療等製品」に改める。

第六十二条の次に次の章名を付する。

第八章 医薬品等の取扱い

第六十三条 \mathcal{O} 見出、 しを削り、 同条第一項中 「同項前段」を「同項」に改め、 同条第二項中「規定による

一を削る。

第六十三条の次に次の章名を付する。

第九章 医薬品等の広告

第六十四 条の見出しを削り、 同条第一項中「し、 同項の規定により指定する医薬品は、 別表第二のとお

りと を削 り、 同 条第二項 を削 る。

第六十四 条 0 次に次の一章及び章名を加える。

第十章 医薬品等の安全対 策

、機構による副作用 等の 報告の情 報の整理に係る医薬品等の範囲

第六十二 四条 の 二 法第六十八条の 十三 一第 項 \bigcirc 政令で定 8 る医 工薬品 (専ら 動物 のために使用されることが

目的とされてい るものを除く。)、 医薬部外品 (専ら動物のために使用されることが目的とされ ている

ŧ <u>の</u> 又は一 を除く。)、 再生 医療等製品 化粧品、 (専ら動 医療機器 (専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除 ため に使用されることが目的とされ てい るものを除く。) は、 <

物

 \mathcal{O}

医

薬品 (専ら 動 物の ため に使用されることが目的とされてい るものを除く。)、 医薬部 外 品品 (専ら 動 物 \mathcal{O}

ために使用されることが目的とされているものを除く。)、 化粧品、 医療機器 (専ら動 物の ために使用

されることが目的とされているものを除く。 又は再生医療等製品 (専ら動物のために使用されること

が 目的とされているものを除く。)のうち、 次に掲げるものとする。

法第六十八条の十第一 項の規定による報告に係る医薬品、 医薬部 外品、 化粧品、 医療機器又は再生

医療等製品

 \equiv

法第六十八条の十一の規定による報告に係る医薬品、

法第六十八条の十第二項の規定による報告に係る医薬品、 医療 機器又は再生医療等製品

医薬部

外品、

化粧品、

医療機器又は再生医療

等製品であつて、 次に掲げる 医薬品、 医薬部外品、 化粧品、 医 療 ※機器 又は 再生 一医療 等製品以 外 \mathcal{O} t \mathcal{O}

イ 薬局製造販売医薬品

口 第八十条第二項 (第二号又は第四号に係る部分に限る。) の規定により都道府県知事が法第六十

八条 の十一の規定による報告の受理を行うこととされている同項第二号又は第四号に規定する医 |薬

品、医薬部外品又は化粧品

ハ 第八十条第三項 (第二号又は第五号に係る部分に限る。 の規定により都道府県知事 が法第六十

八 条 の十一の規定による報告の受理を行うこととされている同項第二号又は第五号に規定する医療

機器又は体外診断用医薬品

二 第八十条第四項第二号に規定する再生医療等製品

機機 構 による感染症定期報告の情報の整理に係る再生医療等製品の範囲)

第六十四条の三 法第六十八条の 十五 第一 項 の政令で定める再生医 療等製品 (専ら動物 \mathcal{O} ため に使用され

ることが目的とされているものを除く。) 又は当該再生医 療等製品の 原料若しくは材料 は、 再生医 療 等

製品 (専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。) 又は当該再生医療等製品 \mathcal{O}

原料若しくは材料の全部とする。

第十一章 生物由来製品の特例

第六十五条の見出しを削り、 同条中「第六十八条の十一第一項」を「第六十八条の二十五第一項」に改

め、 以下この条において同じ」を削り、 生物由来製品」の下に「 (専ら動物のために使用される

ことが目的とされているものを除く。)」を加える。

第六十五条の次に次の章名を付する。

第十二章 監督

第六十六条第一項中 「第六十九条第一項」 の下に「若しくは第五項」 を加え、 「又は医療機器 を

医療機器又は再生医療等製品」に改め、 同条第二項中「第六十九条の二第三項」を「第六十九条の二第四

項」 に改め、 同項を同条第三項とし、 同条第一項の次に次の一項を加える。

2 法第六十九条の二第二項の政令で定める立入検査: 質 問 又は収去 は、 次に掲げるものとする。

医療機器 (専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。 次号において同じ。

又は体外診断用医薬品 (専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。 同号に

お いて同じ。 に係る法第六十九条第 項の 規定による立入検査若しくは質問 (基準等 (法第二十三

第二項第四号に規定する厚生労働省令で定める基準又は法第七十二条第二項若しくは第七

条

の二の

五.

十二条の四第一項に基づく命令のうち当該基準に関するものをいう。 次号において同じ。)を遵守し

ているかどうかを確かめるために行うものに限る。)

医療機能 器又は体外診 断 用 医薬 品品 に係る法第六十九条第四項の規定による立入検査、 質問又は収去

基 一準等を遵守してい るかどうかを確かめるために行うものに限る。

第六十六条の次に次の一条を加える。

(法第七十三条等の政令で定める法令)

第六十六条の二 法第七十三条、 第七十五条第一項、 第七十五条の二第一項及び第七十五条の二の二第一

項第五号の政令で定める法令は、次のとおりとする。

- 一毒物及び劇物取締法
- 二 麻薬及び向精神薬取締法
- 三 第一条の三各号に掲げる法令

第六十七 条 \mathcal{O} 見出 しを (機構 に よる外国 特例 承認取得者並びに 認定医薬品等外国 [製造業者及び認定再

生医 療等製品 外国 [製造業者に 対する検査及 び質問 \mathcal{O} 範囲) に改 め、 同 条 第 項 中 「第七 十五 条 第三

項」 を 「第七十五条の二の二第四 [項] に改め、 「規定による」を削り、 「又は 医療機器」 を 医 療 機器

又は 再 生医療等製品」 に改 め、 同 条第二項中 「第七十五条の二第三項」 を 「第七十五条の二の二第四 項

第六十七条の次に次の一条を加える。

に改め、

規定による」

を削

り、

医

療機

器

を

再,

生医療等製品

に改める。

(法第七十五条の四第一項第四号等の政令で定める法令)

第六十七条の二 法第七十五条の四第一項第四号及び第七十五条の五 第一 項第五号の政令で定める法令は

次のとおりとする。

- 一 毒物及び劇物取締法
- 二 麻薬及び向精神薬取締法
- 三 第一条の三各号に掲げる法令

第六十九条の次に次の章名を付する。

第十三章 希少疾病用医薬品、 希少疾病用医療機器及び希少疾病用再生医療等製品の指定等

第七十条を次のように改める。

第七十条 法第七十七条の六第二項第四号の政令で定める法令は、次のとおりとする。

- 一 毒物及び劇物取締法
- 一 麻薬及び向精神薬取締法
- 三 第一条の三各号に掲げる法令
- 第七十条の次に次の章名及び一条を加える。

第十四章 雑則

(製造管理又は品質管理の方法の基準を適用する輸出用医薬品等の範囲)

第七十条の二 法第八十条第一項の政令で定める医薬品は、 第二十条第一 項に規定する医薬品であつて、

項第四号に規定する厚生労働省令で定める基準に適合していることの 証明を求められたものとする。

第二十条第二項に規定する医薬部外品であつて、

外

2

法第八十条第一項の政令で定める医薬部外品は、

外国

|政府

又は

国

際

機関

から当該

医

薬品

の製造所に

お

ける製造管理

又は

品質管理

 $\overline{\mathcal{O}}$

方法

が

法第十四条第二

玉]政府 又は 国際機関 から当該医薬部外品 の製造所における製造管 理又は品質管理の方法が 法第十四条第

項第四号に規定す る厚生労働省令で定める基準に適合していることの 証 明を求められ たものとする。

第七十二条第一項中 化粧品又は医療機器」を 「又は化粧品」に、 「第二十条、第二十二条第一項、

第三項及び第四項、 第二十四条並 びに第二十七条第二項」を「第二十二条及び第二十四条」に改め、 同条

第二項の表を次のように改める。

		<u> </u>
	項	第二十二条第
)及び法第十九条の二第五項において準用	の二第五項において準用する場合を含む。	第十四条第六項(同条第九項(法第十九条
		第八十条第一項

	する場合を含む。)	
	から第二十五条まで	及び第二十四条
第二十二条第	第十四条の二第一項(法第十九条の二第五	第八十条第四項において準用する法第
三項及び第二	項及び第六項において準用する場合を含む	十三条の二第一項
十四条第二項	°)	

第七十三条の次に次の六条を加える。

(製造管理 理又は品質管 理 \mathcal{O} 方法 の基準を適用する輸出用医療機器等の 範囲)

第七十三条の二 法第八十条第二項の政令で定める医療機器又は体外診断用医薬品は、 第三十七条の二十

に規定する医療機器又は体外診断用医薬品であつて、外国政府又は国際機関から当該医療機器又は体外

診断 用 医薬品 の製造 所に おける製造管理又は 品質管理 の方法が同項に規定する厚生労働省令で定める基

準に適合していることの証明を求められたものとする。

(輸出用医療機器等の製造管理又は品質管理の方法の基準に係る調査の期間)

第七十三条の三 法第八十条第二項の政令で定める期間は、 五年とする。

(準用)

第七十三条の四 法第八十条第二項に規定する輸出用の医療機器又は体外診断用医薬品については、第三

十七条の二十二及び第三十七条の二十四の規定を準用する。

2 前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、 それぞれ同表の下欄

に掲げる字句に読み替えるものとする。

十三条の二第一項	の二の十七第五項及び第六項において準用	二十二第二項
第八十条第四項において準用する法第	第二十三条の二の七第一項(法第二十三条	第三十七条の
及び第三十七条の二十四	から第三十七条の二十五まで	
	項において準用する場合を含む。)	
	含む。)及び法第二十三条の二の十七第五	
	の二の十七第五項において準用する場合を	
	れらの規定を同条第十一項(法第二十三条	二十二第一項
第八十条第二項	第二十三条の二の五第六項又は第八項(こ	第三十七条の

項	条の二十四第	及び第三十七
		する場合を含む。
		む。)

(輸出用再生医療等製品の製造管理又は品質管理の方法の基準に係る調査の期間)

第七十三条の五 法第八十条第三項の政令で定める期間は、五年とする。

(準用)

第七十三条の六 法第八十条第三項に規定する輸出用の再生医療等製品については、 第四十三条の二十四

及び第四十三条の二十六の規定を準用する。

2 前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、 それぞれ同表の下欄

に掲げる字句に読み替えるものとする。

	二十四第一項	第四十三条の
する場合を含む。)及び法第二十三条の三	法第二十三条の三十七第五項において準用	第二十三条の二十五第六項(同条第九項(
		第八十条第三項

)十七第五項において準用する場合を含む。	
	から第四十三条の二十七まで	及び第四十三条の二十六
第四十三条の	第二十三条の二十七第一項(法第二十三条	第八十条第五項において準用する法第
二十四第二項	の三十七第五項及び第六項において準用す	二十三条の二十三第一項
及び第四十三	る場合を含む。)	
条の二十六第		
二項		

(機構による調査に係る輸出用医薬品等の範囲)

第七十三条の七 法第八十条第四項において準用する法第十三条の二第一 項の規定により機構に法第八十

条第一項に規定する調査を行わせる場合における同条第四項において準用する法第十三条の二第一 項の

政令で定める医薬品 (専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。) 又は医薬部

外品 (専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。)は、第七十条の二第一項に

規定する医薬品 に規定する医薬部外品 (専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。) 又は同条第二項 (専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。)のうち、

第八十条第二

項第七号に規定する医薬品

一文は一

医

薬部外品以外の

ものとする。

2 同 については 定する調査 ľ, 法 !第八十条第四項において準用する法第十三条の二第一 又は (体外診断用医薬品に係るものに限る。) 体外診 同項中 断 「又は医療機器 用 医薬品 (専 ら動 とあるのは 物 \mathcal{O} ために使用されることが を行わせる場合における同条第四 医療機器 項の 規定により機構に法第八十条第二項に規 ر کر 目的とされているも 「同じ。)」」 項の規定 とあるのは 0 を除 \mathcal{O} 適 以 用

3 定する調査 法第八十条第四項において準用する法第十三条の二第一 を行わせる場合におけ る同 条第四項 (前項において読み替えて適用される場合を含む。) 項の規定により機構に法第八十条第二項に規 に

」」とする。

下この条において同じ。)」」と、

「又は医療機器」」

とあるのは

医療機器又は体外診断用医薬品

的とされているものを除く。) お いて準用する法第十三条の二第一項の政令で定める医療機器 又は体外診断用医薬品 (専ら動物のために使用されることが目的とされ (専ら動物のために使用されることが 目

的とされているものを除く。) ているものを除く。)は、第七十三条の二に規定する医療機器 又は体外診断用医薬品 (専ら動物のために使用されることが目的とされ (専ら動物のために使用されることが目

て

V

るも

0

を除く。

) とする。

4 政令で定め 項に規定する調査を行わせる場合における同条第五項において準用する法第二十三条の二十三第一項の 法第八十条第五項において準用する法第二十三条の二十三第一項の規定により機構に法第八十条第三 る再生医療等製品 (専ら動物 のために使用されることが目的とされているも のを除く。) は

第七十四条第一項中 再生医 療 等製品 (専ら 「医薬品等を」を「医薬品 動 物 \mathcal{O} ため に使用されることが目的とされてい (体外診断用医薬品を除く。以下この条において同じ。 るものを除く。 の全部とする。

医薬部外品又は化粧品を」に、 「製造し、 又は輸入しようとする者」を「その製造等 (法第二条第十

薬 三項に規定する製造等をいう。 品等輸 出業者」という。)」に、 以下同じ。)をし、 「医薬品等に」 を 又は輸入をしようとする者 「医薬品又は医薬部外品に」に、 (以下この項に 「製造しようとす お いて 医医

る者 の製造 所の所在地又は輸入しようとする者」を 一、 医薬品等輸出業者」 に改め、 「とする。 を削

医薬品等の」 を 「医薬品、 医薬部外品又は化粧品 \bigcirc に改め、 同条第二項本文中 「医薬品等」 を「医

薬品、 医薬部外品又は化粧品」に、 「第七章 (」を「第九章 (法」に、 $\overline{}$ 第六十二条及び第六十四条」

を 「及び第六十二条」に、 「第五十六条第五号から第七号まで を 「第五十六条 (第六号から第八号ま

条及び第六十二条にお いて準用する場合を含む。) 及び第五十七条の二」 に、 「第六十八条の三、 第六十 でに係る

る部

分に限

り、

に、

 $\overline{}$

第五

十七条の二及び第六十五条第五号か

ら第

八号まで」

を

法

第

六

+

八条の四、 第六十八条の五」を「第六十八条の十七、 第六十八条の十八、 第六十八条の十九」に、 「第六

十八 条 の六 \mathcal{O} 規定を」 を 「第六十八条の二十 . (7) 規定は、 に改め、 同項ただし 書中 「医薬品 等 を 医 薬

品、医薬部外品若しくは化粧品」に改める。

第七十四条の二第一 項 中 「薬事 法施行令」を「医薬品、 医療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等

に 関する法律施行令」 に、 「第三条第三号」 を 「第三条」 に改め、 同条第二項中 「規定を」 を 「規定 は、

に 改 め、 同 条第 五. 項 中 並 びにこの 政令第九条第三項の規定を」 を 0 規定は、 _ に改め、 同条を第七

十四条の四とする。

第七十四条の次に次の二条を加える。

(輸出用医療機器等に関する特例)

第七 する者 又は体外診断用医薬品 \mathcal{O} に使用されることが 住 十四条の二 · 所地 (以下この項において 法 人の場合にあつて 医療機器又は体外診断用医薬品を輸出するためにその製造等をし、 目 的 の品目その他厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に届け出なければ Rとされ¹ 「医療機器等輸出業者」という。) は、 7 1 る医 主たる事 療 《機器又》 務所の所在 は 体外診断 地 \mathcal{O} 用 都 医 一薬品に は、 道 府県知事) あらかじめ機構 あ つては、 を経由 医 又は輸入をしようと して当 療 (専ら 機 器 該 等輸 動 物 医 ならな 0 療 出 業 た 機 器 者 8

\ <u>`</u>

2 六条 条第 法第四十三条、 \mathcal{O} 12 L しくは 限る。 ため業として行う医療機器若しくは体外診断用医薬品 医 療 (第六号から第八号までに係る部分に限る。) 項 機器 輸入された医療機器若しくは体外診 Ó \mathcal{O} 又 規定を準 規定を除く。)、 は 第九章 体外診断 用する部分を除く。) (法第五十五条第二項 用 医 薬 第六十八条の十七、 品品 \mathcal{O} 輸 出 \mathcal{O} ため 断 及び第六十八条の二十 用医薬品 (法第六十四条において準用する場合を含む。) 、 $\stackrel{\cdot}{\mathcal{O}}$ 製造、 及び第六十五 第六十八条の十八、 この輸出 輸入、 の製造若 のための販売、 販売、 条 しくは輸入又は業として製造され、 の規定 (第五号か 授与、 第六十二 は、 貯 授与、 適用 -八条の ら第八号までに係る部 蔵 しな 又は 貯蔵若しくは陳列に 十九 \ <u>`</u> 陳 列に ただし、 (法 第 V 匝 第五 て 輸 若 分 出 +

ついては、 前項の規定による届出の内容に従つて医療機器若しくは体外診断用医薬品を製造し、

は輸っ 入し、 又は同項の規定による届出の内容に従つて製造され、 若しくは輸入された医療機器若しくは

体外診断 用 医 薬品 『を販売』 Ļ 授与し、 貯蔵 若しくは陳列する場合に限 る。

(輸出用再生医療等製品に関する特例)

第七十四条の三 再生医療等製品を輸出するためにその製造等をし、 又は輸入をしようとする者(以下こ

 \mathcal{O} 項 に お V 7 「再生医療等製品 輸出業者」 という。 は、 あらかじめ機構 (専ら動物 のために使用され

ることが 目 的とされ てい る再生] 医 療等製品 にあ つては、 再生医 療等製品 輸 出 業者 \mathcal{O} 住 所 地 (法· 人の 場合

にあつては、 主たる事務所の所在地) の都道府県知事) を経由して当該再生医療等製品 の品目その 他 厚

生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。

2 再生 医 療等製品 の輸 出 \mathcal{O} た 8 0 製造、 輸入、 販売、 授与、 貯蔵 又は 陳列 に ついては、 法第四十三条及

び 第 九章 (法第六十 五条の五にお いて準 用する法第五十五条第二 項、 第五 十七 条及び第五十七 条 か 二 第

項並びに法第六十五条の六 (第四号から第六号までに係る部分に限る。)の規定を除く。) 0 規 定 は

適用しない。 ただし、 輸出のため業として行う再生医療等製品 の製造若しくは輸入又は業として製造

前項 の規定による届 若しくは輸入された再生医療等製品 出 の内容に従つて再生医療等製品を製造し、 の輸出 のための 販売、 授与、 若しくは輸入し、 貯蔵若しくは陳列につ 又は 同 項 の規定によ いては

る届 出 \mathcal{O} 内 容 に 従 0 て製造され、 若 しく は 輸 入され た再生 医 療 等 製 品を販売 授与 し、 貯 蔵

くは陳列する場合に限る。

第七 十五 条 \mathcal{O} 見出 し中 「又は医療機器」 を 医療機器及び再生医療等製品」 に改め、 同 条第 項中

生 医 療 等 製 品 に . 改 め、 規 定 による」 を 削 り、 規定 を」 を 規 定 は、 に 改 め、 同 条 第 項 中 第 八

第八十名

条第

五.

項」

を

第

八十条第

八項」

に、

又

は

医

療機器」

を

 \neg

医

公療機器、

体

外診

断

用

医

薬

品品

又

は

再

中 十 -条第| を 五. 同同 項」 条第 を 一項及び第二項中」 「第八十条第 八項」 に改り に改め、 め、 同条第三項中 医 「薬品」 の 下 に 「第八十条第五 「又は体外診断 項」 を 用 医 「第八十 「薬品」 条第八項」 を加え、 同 に、 条

又 は 医 療 機 器 を 医 療 機 器 又は 体外 診 断 用 医 薬 묘 に、 第六十八条 の三 を 「第六十二 凣 条 条 \mathcal{O} 十七

に 改 め、 同 条第四 項中 又 は 医 療 《機器』 を 医 療 機器 又は 体 外 診 断 用 医薬品 に、 第六 + 八条 0 五.

を 「第六十 八条の十九」 に、 「規定を」 を 規規 定は、 に 改 め、 同 条第一 五. 項を次のように改 がめる。

5 法第八十条第八項に規定する医薬品 医療機器、 体外 診 断用! 医薬品 又は 再生 医 |療等製品 に 0 **,** \ て 法第

法第六十三条の二第一項中 「記載されていなければ」とあるのは 「記載され、 かつ、これに添付する文

第十九条の二の承認を受けている旨が厚生労働省令で定めるところにより記載されていなければ」と、

書及びその容器又は被包に、 第二十三条の二の 八第一項 (第二十三条の二の二十第一項にお į, て準用 す

る場合を含む。

の規定による第二十三条の二の

五又は第二十三条の二の十七

の承認を受けて

1

る旨

が

厚生労働省令で定めるところにより記載されていなければ」と、 法第六十五条の三中 「記載されていな

け ħ ば」とあるのは 「記載され、 かつ、これに添付する文書及びその容器又は被包に、 第二十三条の二

十八第一 項 (第二十三条の 四十第 項に お () て準用する場合を含む。) の規定による第二十三条の二十

五. 又は第二十三条の三十七の承認を受けている旨が厚生労働省令で定めるところにより記載されていな

ければ」とする。

第七十五条第十一項中「第八十条第五項」 を 「第八十条第八項」に、 「第六十八条の六の規定を」 を

第六十八条の二十の規定は、 」に改め、 同項を同条第十四項とし、 同条第十項中 「規定を」を「規定は

に改 め、 同 項 を同条第十一 項とし、 同 .項の次に次の二項を加える。

12 法第 八十 条第八項に規定する再生医療等 製品 (緊急に使用され る必要が あるため、 その 直 接 の容器 又

は 直 接 の被包に法第六十五条の二の 規定による記載をするいとまがないと認められるも のとして厚生 一労

働大臣 の指定するものに限る。)について法第六十五条の二の規定を適用する場合においては、 同 条中

その直 接 \mathcal{O} 容器若 しくは直接 の被包」 とあるのは、 「これに添付する文書又はその容器若 しく 、は被包

」とする。

13 前項に規定する厚生労働大臣 の指定する再生医療等製品については、 法第六十五条の五にお いて準用

する法第五十一条の規定は、適用しない。

第七 十五 条 第 九 項 中 「第八十条第 五 項」 を 「第八十条第八項」 に改 め、 同 項 を同条第 十項とし、 同 条 第

八項 中 第 八十条第 五. 項」 を 「第 八十条第 八項」 に、 「又は 医療機器」 を 医 療 機器、 体外 診 断 用 医 薬

品 又は 再生 医療等製品」に、 「又は第六十五条」 を $\overline{\ }$ 第六十五条又は第六十五条の六」 に、 「第五1 号か

ら第七号まで」 を 「第六号から第八号まで」に改め、 「第八号まで」と」 の下に $\overline{\ }$ 法第六十五条の 六中

第六十五条の五にお 診断 Ļ 十四四 第五十二条の三から前条まで」とあるのは 準 + 再生 十九」に、 十三条の二」 及び第九項」 「次の各号」とあるのは 用する同 八条の十九」に、 |条又は 医 用 同 療 医薬品 条第六 等製品」 項中 第六十八 「第六十四条又は第六十八条の五において準用する第五十一条」 と を) 項 中 を「第六十三条から第六十三条の三まで」」に改め、 又は再生医療等製品」に、 っか に、 「第五十二条の三から前条まで」 第 条 ら第六十五 第十項及び第十二項」に、 いて準用する場合を含む。 「又は前三条」を 八十条第五項」 O法 五. 「第四号から第六号まで」と」を加え、 第六十四条又は に お 条 いく て準 \mathcal{O} 兀 を 甪 [まで」 する第五十三条」 第 「第六十四条におい 第五十二条又は前二条」 第六十八条の 「前二条」 とあ 八十条第八項」 以下この項において同じ」に改め、 「又は医療機器」 る とあ のは を加え、 る 五. を のは て準用する場合を含む」を に、 第六十五条の三」 を 「第五 法 「前二条」と、 「法第六十八条の五」を を 同項を同条第九項とし、 に改め、 第六十四 又は医療機器」 十三条」 「第六十三条第一項」の下に 医療機器、 に改 を 条、 読 と 法第六十五 「第五十一条」に、 め、 み替えて」 第六十五 を 体外診断用医薬品 第 「第二十条第一 同 項 五. 「法第六十八条 「第六十四条及び を同 十 条の 条の 同条第七項中 医 を削 療 条若 条第 五. 機 五. ŋ 元にお 器 又は 項にお 八項と しくは 「第六 体外 第六 第六 又は 第 7 \mathcal{O}

品 は 等の品質、 の二の十七、 場合を含む。 1 1 岩し て準 第九項」 て準用する場合を含む。)」の下に「、第二十三条の二の八第一項(第二十三条の二の二十第一項にお Š 用する場合を含む。) は を 有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令 再 第二十三条の二十五又は第二十三条の三十七」に、 生医 一、 第十 を加え、 療等製品」 項若しくは第十二項」に、 「又は第十九条の二」 又は第二十三条の二十八第一項 に改 め、 同 |項を| 同 条第七項とし、 を 「若しくは医療機器」 第十九条の二、第二十三条の二の (昭和三十六年政令第十一号)」に、 (第二十三条の四十第一項に 同 · 条第 「薬事 五 を 項 法施行令」 $\widehat{\mathcal{O}}$ 次に次 医 療 を 燃機器、 の 一 医医 項 を加 体外 「薬品、 五、 おい . て 準 診 え 第二十三条 医 断 「若しく 用 療 用 する 機 医 薬 器

6 法第五十二条の二、 法第八十条第八項に規定する医薬品、 第六十三条の三又は第六十五条の四 医療機器、 体外診断用医薬品又は再生医療等製品については、 の規定は、 適用 しない。

薬物等」 第七十七 第七十六条第 に改め、 条 \mathcal{O} 見出 一項中 し中 以下同じ。) 「第八十条第六項」 「薬物 又は 又は機械器具等 機械器具等」 を 「第八十条第九 を 「薬物等」 (法第二条第一項第二号に規定する機械器具等を 項」 に改め、 に、 規 同 条中 流定を 」 「定める薬物」 を 「規定は、 を に改り 定 いめる。 8 Ś 1

専ら

動

物

のために使用されることが目的とされているものを除く。

以下同じ」

を削り、

「薬物又は

機

械

器具等」を「薬物等 (法第八十条の二第二項に規定する薬物等をいい、 専ら動物のために使用されること

が 目的とされているものを除く。 次条において同じ。)」に改める。

第七十八条 (見出しを含む。) 中 薬物又は機械器具等」 を 薬物等」 に改める。

第七十九条中 「(薬物又は機械器具等に係る立入検査又は質問に限る。)」 を 「の全部」 に改める。

第七十九条の次に次の二条を加える。

(法第八十条の九第一項第三号の政令で定める法令)

第七十九条 の 二 法第 八十条の九第 項第三号の政令で定める法令は、 次のとおりとする。

- 一毒物及び劇物取締法
- 一 麻薬及び向精神薬取締法
- 三 第一条の三各号に掲げる法令

(機構による登録等の実施に係る原薬等の範囲)

第七十九条の三 法第八十条の十第一 項の政令で定める原薬等は、 法第十四条第四項に規定する原薬等

専ら動物 のために使用されることが目的とされているものを除く。)とする。

ち、 に法 医 薬 第四 人 品若しく \mathcal{O} ため + 条 に使用されることが の二第二 は医薬部外品 項 同 条第六 に、 目的とされ 項に お 医薬部外品 1 てい て準 、る医療 甪 する場合を含む。 又は医療機器」 療 機 器 (法第四十三条第二項の を 又 に 規 は医薬部外品 定す Ź 権 規定 限 に に に改め、 属 より す る事 厚 生 務 労 並 \mathcal{O} 働 う

大臣 \mathcal{O} 指 定するも のを除く。 及び 専ら動 物 \mathcal{O} ため に使用されることが 语的· とされてい る 医 療 機 器 (第五

大臣

一の指

定した医療機器及びその製造管理又は

品質管理に

· 特 別

の注意を要する医療機器

で

あつて厚

生

労働

号に 規 定 す る 医 療機器 に該当するも \mathcal{O} に限 る。 \mathcal{O} 修 理 に 係 るも \mathcal{O} を 削 り、 同 | 号イ 中 体 外 診 断 用 医

化 薬品を除 粧 品 に改 め、 第七号において同じ。)」 「又は 医 **| 療機器** 0) 修 理業者」 を削 り、 を削 同 り、 項第四 「第六十八条の二第二項」 号中 「医薬品等」 を 医医 1薬品、 を 「第六十八 医薬部 外品 条 0) 十六 又は

第二 項」 に、 第 + 九 条第二項、 第六十 八条の二 第 項」 を 並 び に 法 第 十九 条第一 項、 第六 + 八 条 \mathcal{O}

+ 第六十 -八条の $\dot{+}$ -六第一 項」 に、 第七十五条第 項 及び第七十 七 条 Ò 兀 の 三 を 「 及 び 第七: 十五

を 条 第 「及び医薬部外品」 項」 に改 め、 同 項第五号中 に改め、 同項第七号中 「及び医療機器」 並 び しにイ、 を削 り、 口 及び 同 頂第六号中 = か らへ まで」 医 を 薬部外品 「及び次」 及び に、 医 療 機 器 医

規 れ 薬部外品」を「又は医薬部外品」に改め、 てい 定する新 るもの及びハからへまでに掲げるものを除く。)」 医 療 機器 (法第十四 条 O兀 第 項 「又は医療機器 \hat{O} 規定による再審査を受け を削り、 (専ら動物のために使用されることが目的とさ 同号ハを削り、 たも のを除く。 同号ニ中 を削 「及び同号に り、 同 - 号

ニを同号ハとし、 同号ホ中 「第四十三条」を 「第四十三条第一項」に、 口 及びニ」 を「から ハま で

に改め、 「及び医療機器 (ハ及びニに掲げるものを除く。 を削 り、 同号ホを同号ニとし、 同 号 一个中「

ホ ・まで」 を 「 二 まで」 に改め、 「及び医療機器」 を削り り、 同号へを同号ホとし、 同条第一 五. 項中 「第二項」

 \mathcal{O} 下に っか 5 第四]項ま で を加 え、 同 項」 を 「これら」 に 改 め、 同 項 を同 条第 九 項とし、 同 条第 几 項 を

同 条第八項とし、 同条第三項中「前二項」を「第一項及び第二項」 に改め、 同項を同条第五項とし、 同 項

の次に次の二項を加える。

6 第三項 0 場 流合に お V ては、 法第二十三条の二の二十一第一項及び第二項、 第七十五条第二 一項並び に 第

七十五条の二第二項の規定は、適用しない。

7 第四 項 の場合にお いては、 法第二十三条の四十一第一項及び第二項並びに第七十五条第二項の規定は

適用しない。

第八十条第二項の次に次の二項を加える。

3 前二項に定めるも のの ほ か、 医療機器又は体外診断用医薬品に係る次に掲げる厚生労働大臣 の権限に

又は体外診 断用医薬品を製造販売しようとする者の法第二十三条の二の十四第二項に規定す んる医力 療 機 器

る権限に属する事務につい

てはこれらの号に規定す

る医力

療

機

属する事

務は、

第一

号及び第二号に掲げ

等総括製造販売責任者がその業務を行う事務所の所在地の都道府県知事が、 第三号から第五号までに掲

げ る権 限に 属する事務については製造所又は事 業所の 所在地の都道府県知事が行うこととする。 ただし

厚生労働 大臣が第二号及び第五号に掲げる権限に属する事務 (法第七十二条第一項及び第二項 第七

十二条の四、 第七十三条、 第七十五条第一項並びに第七十五条の二第一項に規定するものに限る。 を

自ら行うことを妨げない。

法第二十三条の二第 項に規定する権限に 属する事務のうち、 人のために使用されることが目的と

されてい る医療機器又は 体外診 断用医薬品 の製造販売に係るもの

項、 前号に規定する医療機器又は体外診断用医薬品 第六十八条の十一、 第七十二条第一 項及び第二項、 の製造販売業者に係る法第二十三条の二の十六第一 第七十二条の四、 第七十三条並びに第七十五

法第二十三条の二の三第一項に規定する権限に属する事務のうち、 人のために使用されることが目

的とされ

てい

る医・

療機器若

しくは体外診

断用

医薬品

品

又は

専

7ら動:

物

のために使用されることが

目的

れてい る 医 療機 器 (農林: 水産大臣の指定するも のに限る。 若しくは体外診 断 用医薬品 (農林-:水産大

臣 の指定する種類に属する体外診断用医薬品であつて、その有効成分の種類、 配合割合及び分量、 使

用方法、 性能その他その品質、 有効性及び安全性に係る事項につき当該農林 水産大臣 の指定する種 類

ごとに農林水産大 臣 \mathcal{O} 定 め る範 井 内 \mathcal{O} ŧ のに限る。 0) 製造に係 るも

匹 法第四十条の二第一項及び第五項に規定する権限に属する事務のうち、 人のために使用されること

が 目的とされてい る医療機器 (法第四十三条第二項の規定により厚生労働大臣の指定する医療機器 及

びその製造管理又 は 品質管理 に 特別 の注 意を要する医療機器 であつて厚生労働大臣 の指定するも のを

除く。) 又は専ら 動 物 \mathcal{O} ために使用されることが目的とされてい 、 る 医 |療機器 (農林-水 産大臣 一の指力 定 す

るものに限る。)の修理に係るもの

五. 前二号に規定する医療機器若しくは体外診断用医薬品の製造業者又は医療機器の修理業者に係る法

第二十三条の二の十四第六項において準用する法第七条第三項並びに法第二十三条の二の十六第二項

第六十八条の十一、第七十二条第二項、 第七十二条の四、 第七十三条、 第七十五条第一項及び第七

十五条の二第一項に規定する権限に属する事務

4 前三項に定めるものの ほか、 再生医療等製品に係る次に掲げる厚生労働大臣 の権限に属する事務は

再生医療等製品を製造販売しようとする者の法第二十三条の三十四第二項に規定する再生医療等製品 総

括製造販売責任者がその業務を行う事務所の所在地の都道府県知事が行うこととする。 ただし、 厚生労

働 大臣が第二号に掲げる権限に属する事務 (法第七十二条第一項及び第二項、 第七十二条の 匹 第七 十

三条並びに第七十五条第一項に規定するものに限る。)を自ら行うことを妨げない。

法第二十三条の二十第一項に規定する権限に属する事務のうち、 人のために使用されることが目的

とされている再生医療等製品の製造販売に係るもの

前号に規定する再生医 療等製 品品 の製造 販売業者に係る法第二十三条の三十六第一項、 第六十八条の

十一、第七十二条第一項及び第二項、第七十二条の四、第七十三条並びに第七十五条第一項に規定す

る権限に属する事務

三十五 第五 三十七条の八第二項において読み替えて適用される同条第一項 読 項 項」 五. を第五十五条において準用する場合を含む。)、 て読み替えて適用され 同 E 条において準用する場合を含む。)」 み替えて 条第四項において読み替えて適用される同条第二項、第三十七条の三第二項及び第四項並びに 第八十一条第一項中「(第五十五条において準用する場合を含む。)」及び「(これらの規定を第五 十五 の 下 に お 条第 いて読 第三十七条の十一第一 第三十七条の九第二項及び同条第四項において読み替えて適用される同条第二項 一条に 適 用され 項」 み替えて適用される同 お V) 第三十七条第二項において読み替えて適用される同条第一 て準 を る同 「第三十四条第 甪 る同条第二項及び第四項 す 条第 る場合を含む。)、第三十七条の十第二 項及び同条第二項において読み替えて適用される同条第一項 項、 第三十七 条第二項及び 項」 を削り、 に改め、 条の (これらの 第三十七条の十二第二項において読み替えて適用され 五. 第四項、 「第二十二条第三項」を「第二十二条第二項」に、 第二項にお 同 条第二項に 規定を第五十五条に 第三十七条の 1 (第五十五条において準用する場合を含む て 項及び第四 読 おい み替えて適用され て読 四第一項及び同 項、 み替えて適用され 項 お 第三十七条 7 並 · て準 び し に 同 条第二 用する場合を含む る (これらの規 条第 同 の二第二 (これらの規定 条第 一項に、 . る同 五. 同 項 項 項、 お 条第五 に 条 定 及び ** \ 第 お 「第 十 ろ を 第 7 い

項、 お 同 *(*) 条第一項 第四 て読 1十三条 み替えて適用される同 (第五十五条において準用する場合を含む。)、第三十七条の三十四第一項及び同条第二項に \mathcal{O} 匹 第 二項 (及び) 条第 同 [条第四 項、 項 第四十三条の三第二項において読み替えて適用される同 に お į, · て読 み替えて適用 される同 条第二 項、 第四 十三条 条第 \mathcal{O} 五. 第

第一 項及び同条第二項において読み替えて適用される同条第一項、 項並び 第四十三条の七第二項にお いて読 み替

おいて読み替えて適用される同

条第二項及び

第四項、

第四

十三条

の六

二項及び第四

に

同

条第一

五項に

えて適用され る同 条第 項、 第四. 十三条の十一第二項、 第四十三条の十二第二項及び第 兀 項 第四 十三条

 \mathcal{O} 第四 十三条の三十五 第 項及び同 条第二 一項に、 お 7 7 読み替えて適用され る同 条第 項」 を 加 え、

「第七十四条の二第六項」を 「第七十四条の二第一 項、 第七十四条の三第一項、 第七十四条の 兀 第六項」

に、 「第八十条第一項及び第二項」 を 「第八十条第 項 かか ら第四項まで」 に改め、 同条第二項中 「第七十

匹 条 の二第六項」 を 「第七 十 应 条 O兀 第六 項」 に 改める。

第八十三条を次のように改める。

(動 物 用 医 薬品等

第八十三条 医薬品、 医薬部外品、 医療機器又は再生医療等製品であつて、 専ら動物のために使用される

府県 薬局 第十三条 六条第五 所 ことが目的とされているものに関しては、この政令中 12 1 所を設置する市」という。 から第三号まで、 1 ては、 在 て 同 ある場 知事 地 \mathcal{O} 厚生労働大臣」 ľ が 所 合に 項、 保 市 第 在 (薬局製造販売医薬品 長又は区長)」 健所を設 地 五. 第七条第二 項 お が とあ 中 地 V 第 て 域 とあるのは 都道 は、 置 り、 保 五 でする市 健法 号 項、 第四 府県 市 か ら第 とあり、 長 (昭和二十二年法律第百一号) 又 条第二 第八条第二項及び第十九条第二項において同じ。)」とあり、 知 又 又は特別区 事 は は 八号まで及び第十号に掲 の製造販売をする薬局 「農林水産大臣」と、 区 特 (その 一項中 長) 第七条第二項中 別 区 _ 所在地 の区域にある場合においては、 \mathcal{O} とあ 都道 区 域に ŋ, 府県知 が 保 あ 健 第五 る場合に 「都道 第一 \mathcal{O} 事 所を設置す 「厚生労働省令」とあるのは 一条第四 所在地が保健所を設置する市 げ (薬局製 第五条第一 府県 る法 条の三中「次のとおり」 お · 令 L 項 知 1 &造販売I 事 る市 て は、 と 第六条第五 (薬局製造 項 又は 医薬品 第 市長又は区長。 市 \mathcal{O} 長又 特 政令で定め 条 莂 販 区 項、 は \bigcirc の製造販 売医薬品 . (T) 区 兀 長。 とあるのは 区 第 中 「農林水産省令」 る市 域 十二条第四 又は特別区 次条 都 に 売をする薬 以下この あ 道 \mathcal{O} (以 下 製造 る場 及び 第 府 県 兀 「第一号 の区 章 販 項 項、 知 合 「 保 に 都 局 に 売 及 事 لح を び 域 道 お 第 健 \mathcal{O} お

する薬局

 \mathcal{O}

所在地が保健所を設置する市又は

特

別

区

 \mathcal{O}

区域にある場合に

お

1

ては、

当該

許可

を受け

た市

保健 号まで及び第十号」と、 設 り、 は 所を設置する市又は 長 造 九 医 長又は区長) 薬 旋販 置 第四 区 第十四条第二項及び第十五条第二 長) する 品 の二第三号中 並 所を設置する市 売をする薬局 干一 とあ びに を製 市 第十五章 ŋ, 条 造する薬 とあ 又 の 二 は とあ 特 り、 第 一条第二 第三号、 別 + \mathcal{O} 「第一条の三各号」とあるのは ŋ, 特別 所在 第十 高 区 又は特別 条第二項 \mathcal{O} \mathcal{O} 第四· 項 中 所在 区 区 兀 地 第八条第二 が保健 域 条第二 第六十六条 0) 区域 十四条中 区 地 に 都 が 中 あ \mathcal{O} いる場 保健 道 区 にある場合に 所を設置する市 項 一項にお 一域に、 都 府県. 中 項及び第十九条第二項中 の <u>-</u> 合 所を設置する市 道 都 に 知 ある場合にお 都 府 第三号、 事 道府県知事 お いて同じ。)」 県 道 知 1 府 (薬局製造 お 事 7 県 又は特別 ** \ は 知 「第一条の三第一号から第三号まで、 (薬 第六十 て 事 は、 į, 文は 市 局 (店舗) ては、 別区 薬 長 販売医薬品を製造する薬局 製 特別 七条の二第三号、 とあり、 造 又 市長又は 局 は 製 販売業にあ 販 の区域にある場合に 「都道府県知事 当該 造 X 区 売 . 長 販 \mathcal{O} 医 区長。 区 薬 許可を受けた市長又は 売 及び 域に 品品 医 とあ を製造 薬 つては、 「都道府県知事 次条 品 あ 第七 る を る場合に (薬局製造販売医薬品 製造する 第四 す \mathcal{O} その店が におい える薬 は 十条第三号及び 項、 0) 7 都 所 る お 局 第五 在 は、 舗 薬 道 1 第十三条第 \mathcal{O} (薬局 (区長) 地 局 7 0) 所 府 は、 所在 号か が 市 県 \mathcal{O} 在 製造 保 長又は 知 所 地 ら第 事 地 第 健 市 在 が 七 とあ が 所 長 販 保 \mathcal{O} 地 五. 保 八 を 又 製 + لح 売 区 が 項 健

は お 健 1.所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、 いて同じ。 第 匹 + · 条 \mathcal{O} とあるの 五. 第 項 及 は Ţ 都 第八十三条の二の三第一 道 府県知 事 と 第四十八条中 項」 と、 市長又は区長。 第七 「及び第四十 + 兀 条 次条から第四 \mathcal{O} -条 の 兀 第六 五. 第 項 中 項」 十八条までに 都 とあ 道 府 る 県 知

事 (薬 局 製 造 販 売 医 · 薬 品品 \mathcal{O} 製造 販 売をする薬局 \mathcal{O} 所 在 地 が 保 健 所を設置する市 又 には 特 別 区 \mathcal{O} 区 域 に あ る

場合にお ては、 市 長又は区長) とあ ý, 及び 「都道· 府 県知事 (その所在地 が 保健 所 を設置 す る市 又

薬 は 特 局 製造 別 区 販 \mathcal{O} 売 区 「域に、 薬 品 あ る場合にお \mathcal{O} 製 造 販売を 7 --は、 又 は 市 長又 薬 局 人は区1 製造 長 販 売医 とあ 薬品、 を製 り、 造す 第八十条第 薬 高 \mathcal{O} 項 中 所 在 地 都道 が 保 府県 健 所 知 設 事 置

る

を

医

する市 文は 特 莂 区 \mathcal{O} 区 域にある場合にお いては、 市 長又は区長) とあ ŋ, 並 び に同条第八 項 中 都 道

府 県 知 事、 保健 所 を設置する市 \mathcal{O} 市 長又は 特別区 0) 区長 (以下この 頃に お *(*) 7 都道府県知 事 等」 とい

う。 とあ ý, 及び 都 道 府 県 知 事 等 とあ る \mathcal{O} は 都 道 府県 知 事 とする。

別 表第 衛 生 用 品 \mathcal{O} 項 \mathcal{O} 次に · 次 の 二 項を加える。

プ 口 グラ

疾 病 診 断 用 プ 口 グラ A (副 作用 又は機能 の障 害が 生じた場合にお いても、 人の生命及び健康 に影

響を与えるおそれがほとんどないものを除く。 次項第一号において同じ。)

疾病治療用プログラム (副作用又は機能の障害が生じた場合にお いても、 人の生命及び健康に影

響を与えるおそれがほとんどないものを除く。 次項第二号にお いて同じ。)

三 疾病予 防用プログラム (副作用又は機能の障害が生じた場合にお いても、 人の生命及び健康に影

響を与えるおそれがほとんどないものを除く。 次項第三号において同じ。)

プログラムを記録した記録媒体

一 疾病診断用プログラムを記録した記録媒体

一 疾病治療用プログラムを記録した記録媒体

三 疾病予防用プログラムを記録した記録媒体

別 表第 動 物 専用 医 療 機 器 の項中第十二号を第十四号とし、 第二号から第十一号までを二号ずつ繰り下

げ、第一号の次に次の二号を加える。

一 プログラム

イ 疾病診断用プロ グラム (副作用又は機能の障害が生じた場合においても、 動物の生命及び健康

に影響を与えるおそれがほとんどないものを除く。次号イにおいて同じ。)

口 疾病治療用プログラム (副作用又は機能 の障害が生じた場合においても、 動物 の生命及び健康

に影響を与えるおそれがほとんどない ものを除く。 次号口 に お į١ て同じ。)

ハ 疾病予防用プログラム (副作用又は 機能 の障害が生じた場合にお いても、 動 物 の生命及び健康

に影響を与えるおそれがほとんどないものを除く。 次号ハにおいて同じ。)

三 プログラムを記録した記録媒体

イ 疾病診断用プログラムを記録した記録媒体

ロ 疾病治療用プログラムを記録した記録媒体

ハ 疾病予防用プログラムを記録した記録媒体

別表第二を次のように改める。

別表第二 (第一条の二関係)

ヒト細胞加工製品

一 ヒト体細胞加工製品(次号及び第四号に掲げる物を除く。)

- 二 ヒト体性幹細胞加工製品(第四号に掲げる物を除く。)
- 三 ヒト胚性幹細胞加工製品
- 四 ヒト人工多能性幹細胞加工製品

動物細胞加工製品

- 一 動物体細胞加工製品(次号及び第四号に掲げる物を除く。)
- 二 動物体性幹細胞加工製品 (第四号に掲げる物を除く。)
- 三 動物胚性幹細胞加工製品
- 四 動物人工多能性幹細胞加工製品

遺伝子治療用製品

- プラスミドベクター製品
- 一 ウイルスベクター製品
- 三 遺伝子発現治療製品(前二号に掲げる物を除く。)

(薬事法関係手数料令の一部改正)

第二条 薬事法関係手数料令(平成十七年政令第九十一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

医 薬品 医療機器等の 品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令

目次中 「第十五条」を「第三十条」に、 「第十六条・第十七条」を「第三十一条―第三十五条」 に改め

る。

第一 条の見出 し中 「製造販売業」 を「医薬品及び医薬部外品の製造販売業」に改め、 同条中 「薬事 法

を 医 薬 品、 医療機器等の 品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、 $\overline{}$ 医薬 部外 品 又は 医 療

機器」を「(体外診断用医薬品を除く。)又は医薬部外品」に、「一万三千五百円 (行政手続等における

情 報通信 の技術の利用に関する法律 (平成十四年法律第百五十一号) 第三条第一項の規定により同 |項に規

定する電子情 報 処 理 組 織 を使用 L て申請する場合 (以 下 「電子情報処 理 |組織を使用する場合」という。

に あっては、一万三千二百円)」を 「一万五千二百円」に改める。

第二条の見出し中「製造業」を「医薬品及び医薬部外品 の製造業」に改め、同条中「区分に応じ、それ

ぞれ」 を 「許可の更新の区分に応じ、」 に改め、 同条第一号中 「医薬品」 の 下 に 「(体外診断用医薬品 を

部外品 除く。 以下同じ。)」を加え、 又は医療機器」 を「又は医薬部外品」に、 「第三号」を「次号」に改め、 「一万三千五百円 同条第二号を削り、 (電子情報処理組織を使用する場合に 同条第三号中 医薬

あ

0

ては、

一万三千二百円)」

を

万五千二百円」

に改

め、

同号を同条第二号とする。

ぞれ」 八 五 百 円 同条第二号を削 第三条の見出 を 電電 「許可の区分の変更の許可の区分に応じ、」 子 情報処理 し 中 り、 「製造業」 組 同条第三号中 織を使用する場合にあっては、二万五千六百円)」 を 「医薬品及び医薬部 医薬部外 品又は医療機器」 に改め、 外品 0 製造業」 同条第一号中 を に改め、 「又は を 医薬部外品」に、 「第三号」を 同条中 「二万八千二百円」 「区分に応じ、 「次号」 二万五 に改め に改い それ 8 千

を削 第四条の見出し中 り、 同 項 第二号中 外国 七 万円」を [製造業者] 「八万六千三百円」 を 「医薬品等外国製造業者」 に改 が る。 に改め、 同条第一項中 「規定による」

同号を同条第二号とする。

それぞれ」 を加え、 第五 一条の見 「第四号」を を 出 「認定 し中 の更新の区分に応じ、 「外国製造業者」 「次号」に改め、 を 同項第二号及び第三号を削 医 に改め、 薬品等外国 同 項第一号中 [製造業者] ŋ に改め、 「医薬品」 同項第四号中 同条第一項中 の下に 「又は医薬部 医薬部外品又は 「区分に応じ、 外品

r. 係る法第十三条の三第三項に 医療機器」を「又は医薬部外品」に、 万三千五百円)」)に規定する者に係る法第十三条の三第三項において」 を 「一万五千百円」に改め、 お ١ ر て読み替えて」 「一万三千六百円(電子情報処理組織を使用する場合にあっては、 を 同号を同項第二号とし、 \neg (第二号に係る部分に限 に改め、 「規定による」を削 同条第二項中 る。 以下この項 「に規定する者に り、 E 「前項第四 お 1 て同

を

「前項」に改め、同項第二号中「七万円」を「八万六千三百円」に改める。

規定による」 規定する者に係る法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第十三条第六項」に改め、 み替えて適用される法第十三条第六項」を「 を削り、 を を 第六条の見出 医薬部外品又は医療機器」を「又は医薬部外品」 「二万三千二百円」 「又は医薬部外品」に、 「区分に応じ、 を削り、 し中 「外国製造業者」 「前項第二号」 に改め、 それぞれ」 「二万五百円 同条第二項中 を を を 認 「前項」 「医薬品等外国製造業者」 定 (電子情報処理組織を使用する場合にあっては、二万三百円) \mathcal{O} (第二号に係る部分に限る。 区分 「に規定する者に係る法第八十三条第一 に改め、 の変更の に改め、 同項第二号中「七万円」を「八万六千三百円」 認定 同項第二号中 の区分に応じ、 に改め、 以下この項にお 同 条第 医薬部 に改い 一項中 項 め、 外品又は $\widehat{\mathcal{O}}$ いて同じ。) 「読み替えて」 規 同 定に 項 第 医療機器 ょ 号 中 り読 に

に改め、 同条第三項中「読み替えて準用する」を「準用する」に改め、 「規定による」を削り、 同項第二

号中「七万円」を「八万六千三百円」に改める。

じ、 認 第七 それぞれ当該」を A 条 の見 出 「ニまで」を「ハまで」に改め、 し中 医 「承認の区分に応じ、 薬品等」 を 医医 薬 品品 当該」 同号イ中「①から(17)まで」を「①から(15)まで」 医 栗部外品及び化粧品」 に改め、 同項第一号中 に改め、 「規定による承認 同条第 項中 に改め、 イ」を 「区分に応 「承 同

号イ(1)中 「第十四条の四 第一 項第一号」の下に (法第十九条の四 に お いて準用する場合を含む。 を

新

医

薬品

 \mathcal{O}

下に

「(以下イに

お

1

7

新

医薬品」という。

を加

え、

「同条第二項」

を

法

第

+

1 四条の四第二項 に おお いて 「調査期間」 (法第十九条の四において準用する場合を含む。)」 という。 を加え、 「同条第一項第二号」を「法第十四条の四第一項第二号 に改め、 $\overline{\mathcal{O}}$ 期間」 の下に 以下 (法

第十 九 条 の 四 に お į١ て準用する場合を含む。 以下(1)におい て同じ。 _ に改め、 「ただし」の下に 防

除 用 医 1薬品 (人の保健のためにするねずみ、 はえ、 蚊、 のみその他これらに類する生物 の防除 \mathcal{O} 目的 0) た

8 1 もの及び」を削り、 に使用される医薬品をいう。以下同じ。)」を加え、 「はり付けられるもの並びに」を 「貼り付けられるもの及び」に、 「、人又は動物の身体に直接使用されることのな 「されているも

付け *(*) 号イ(5)及び(6)を削 \mathcal{O} る延 って、 号 兀 たときは 法 「6)まで及び(1)から(5)まで」に改め、 第 兀 同 (法第十 1号イ(8) られ 第 長 防除 第十四 を「されている医薬品」 希少疾病用医薬品でないもの」 項第一号に規定する」 が . る 項第二号(法第十九条の四において準用する場合を含む。 用 行 中 そ 医 わ 条 九 を |薬品」 条の \mathcal{O} れ \bigcirc (7) に 四第 たときは、 延 「貼り付けられる」に、 四に り、 長 を加え、 後 を 項第一 おいて準用する場合を含む。 同号イ(7)中 \mathcal{O} 期 「 (5) に 」 そ 間 を削り、 に改め、 号に規定する」を削り、 \mathcal{O} 「人又は動物 内 延 に改め、 長 に、 「13)から(17) まで」を「11) 後 を削り、 同号イ9を同号イ7とし、 同 同号イ(2)中 \mathcal{O} 「同号に規定する調 「 (11) に 」 期 条第 間 0 同号イ8を同号イ6とし、 身体に直 項 内に、 「3)から17まで」を「11から15まで」に改め、 を 第二号」 「規定による承認」を「承認」に改め、 以下(2)において同じ。 「9) に に、 接使用されることの 同 「同号に規定する調 条第 查期間 を から(15) 「調 項第二号」 同号イ(10)中「(9)に」を 査 「4)まで、7)、8)及び(1)から(1)まで」 (同条第二項の規定による延長が行 以下(4)におい 期間 同 に改め、 内に、 号イ(9)中 查期間 ないも を 「調 に改め、 法第 同号イ(7)を同号イ(5)とし て同じ。)」 査 \mathcal{O} 及び」 医 同 期間 十四四 療 条第二項 同号イ 条 「7)に」に改め、 用 内 を削 医薬 に、 \bigcirc 「法第十四条の 兀 (3) 中 に改め、 \hat{O} 法 第 り、 品 同号イ(4)中 第 規定によ 項 0 + 「で 下に 第二 われ は 兀 を 同 あ り 条

同 . 号イ(10)を同号イ(8)とし、 同号イ(11)中「(4)まで、 (7)から(1)まで及び(1)から(1)まで」を 「8)まで及び(11) から

(15)まで」 に改 め、 同号イ(11)を同号イ(9)とし、 同 号 イ (12) 中 (11) に に して を 「 (9) に こ に改め、 同号イ(12)を同号イ(10)

とし、その次に次のように加える。

(11)既 承 認医薬品と有効成分が異なる防除用医薬品 五十三万三千八百円

(12)既承 認医薬品と形状、 有効成分の配合割合若しくは含量 効能、 効果、 用法又は用量が異なる

防除用医薬品 二十万二千二百円

第七条第一項第一号イ(1)を次のように改める。

(13)防除 用医薬品 (11)及び(12)に掲げるもの を除く。) 二万千四 百円

第七条第一 項第一 号イ(14) 及び(15) を削 り、 同 | | 号イ (16) | 中 「法第十四条 \mathcal{O} 兀 第 項 第 号に規定する」 を削 り

同 |号 に 規 定 す Ź 調 查 期 間 (同 条第二項 \mathcal{O} 規 定による延長が 行 わ れ たときは、 そ $\overline{\mathcal{O}}$ 延 長 後 \mathcal{O} 期 間 を

調 査 崩 間 に、 てに 規定する うる農林 水産大臣 が 指 示する医 「薬品」 を 法 第十 九 条 \mathcal{O} 匹 12 お 7 7 準 用 する

場合を含む。 以 下 (14) に おい て同じ。 に規定する農林水産大臣が指 示する医薬品 に、 「法第十四 条 0 几

第一 項第二号に規定する農林水産大臣 いが指 示する期間」 を 同 1号に規定する農林水産大臣 が 指 示する 期 間

けられる」に、 に改め、 「 動 物の身体に直接使用されることのないもの及び」を削り、 「五十六万四千五 百円 (電子情報処理組織を使用する場合にあっては、 「はり付けられる」を「貼り付 五十六万四千四 百

円 を 「六十万千円」 に改め、 同 号 イ (16) を同号イ(14)とし、 同号イ(17)中 (16) (こ) を (14)にに、 四四 万 九

千五 百円 (電 子 情 報 処 理 組 織 を使用する場合にあっては、 四万九千三百円)」を「五万八千二百円」 に改

め、同号イ(7)を同号イ(5)とし、同号口を次のように改める。

口 医 薬 部 外品 に 0 7 て \mathcal{O} 承 認 (1)から(7)までに掲げる医薬部外品の区分に応じ、 それぞれ(1)から(7)

までに定める額

(1)既に製造 販 売の承認を与えられている医薬部外品 (以 下 「既承認医薬部外品」という。) と有

効成 分が異なる医薬部外品 (3)から(5)まで及び(7)に掲げるものを除く。) 二万千四 百円

(2)既 承 認 医薬 部外品と形状、 有効: 成 分の 配合割合若しくは含量、 有効成分以外 の成分、 効能、 効

果、 用 法 又は用量が異なる医薬部 外品 (3)から(5)まで及び(7)に掲げるものを除く。) 二万千四

百円

(3)既承認医薬部外品と有効成分が異なる防除用医薬部外品 (人の保健のためにするねずみ、 はえ

蚊、 のみその他これらに類する生物の防除の目的のために使用される医薬部外品をいう。

同じ。) 五十三万三千八百円

(4)既承認医薬部外品と形状、 有効成分の配合割合若しくは含量、 効能、 効果、 用法又は用量が異

なる防除用医薬部外品 二十万二千二百円

(3)及び4)に掲げるものを除く。) 二万千四百円

(①から⑤まで及び⑦に掲げるものを除く。) 二万千四

百円

(6)

医薬部外品

(5)

防除用医薬部外品

(7)専ら 動 物 \mathcal{O} ために使用されることが 目的とされてい る医薬部 外品 三万 八百円

第七条第一項第一号ニを削り、 同項第二号中 「規定による」を削り、 「二まで」を「ハまで」に改め、

同 号イ中 「(27)まで」を「(25)まで」に改め、 同号イ(7)から(9)までの規定中「医薬品」 の下に「であって、希

少疾 病用医薬 品品 でな **,** \ も の _ を加え、 同 号 イ (10) 中 「前号イ(5)」を 「前号イ(3)」 に改め、 「医薬 品品 の 下 に

「で あって、 希少疾病 用医薬品であるもの」を加え、 同号イ(1)中「前号イ(6)」を「前号イ(4)」に改め、

医薬品」 の下に「であって、 希少疾病用医薬品であるもの」を加え、同号イ(1)中 「前号イ(5)及び(6)」を「

前号イ(3)及び(4)」に改め、 「医薬品」 の下に「であって、 希少疾病用医薬品であるもの」を加え、 同号イ

(13)中 「前号イ(7)」を「前号イ(5)」に改め、 同号イ(14)中「前号イ(8)」を「前号イ(6)」に改め、 同号イ(15)

(16)中 「前号イ(7)及び (8) を 「前号イ(5)及び(6)」 に改 め、 同 号 イ (17) 中 「前号イ(9)」 を 「前号イ(7)」 に改り

同 . 号 1 (18)中 前 号イ (10) を 前 号 イ (8) に改 め、 同 号 イ (19) 中 前 号 1 (9) 及び (10) を 「前号 イ (7) 及び(8) に

改 め、 同号イ (20) 中 「前号イ(1)を 「前号イ(9)」 に改り め、 同 号 イ (21) 中 「前号 イ (12) を 「前号イ(10)」に改め、

同 号 イ (22) 及び (23) 中 「前号イ11)及び(12) を「前号イ(9)及び(1)) に改め、 同号イ(2を次のように改める。

(24) 前号イ(1)から(1)までに掲げる医薬品 二万六百円

第七 条第 項第二号イ(25)及び(26)を削 り、 同 号イ(27)中「二万二千八 百円 (電子情報処理 組 織 を 使用、 す る

合に あっては、 二万二千六百円)」 を 「二万六千七百円」に改め、 同号イ(27)を同号イ(25)とし、 同 号 口 中

又 (2) を「か ら(3)まで」 に改め、 同号口 (1) 中 「(2) に に を「(2)及び(3)に」 に改 め、 同号 口 (2) 中 万二千

六百 円 (電 子 情 報処 理 組 織 を使用 する場合に あ 0 ては、 万二千四 百円) を 万四千 七 百 Ħ に改め

同号ロ②を同号ロ③とし、同号ロ①の次に次のように加える。

(2) 防除用医薬部外品 二万六百円

第七条第一 項第二号ニを削り、 同 条第二項中 「規定による承認」 を 「承認」 に改め、 「者に 限る」 の 下

改め、 二十四万三千百円」 限 場合を含む。)」を加え、 に ついて、 号 中 る。 以下この項において同じ」を、 同 「十四万九千五 」の下に「当該」を加え、「区分に応じ、それぞれ」を「試験の区分に応じ、」に改め、 又は 条第四項中 医療機器」を に改め、 「規定による承認(以下この項において「承認」という。)」を「承認」に改め、 百円」 「、医薬部外品 「又は を「十五万二千百円」 同項第三号中 医薬部外品」 「同条第九項」の下に「(法第十九条の二第五項において準用する 「千八百七十五万四千五百円」 (専ら動物のために使用されることが目的とされているものに に改 に改め、 め、 同項第二号中 同項第二号中 「七万円」 を 「百十九万五千三百円」 「千九百二十八万八千六百円 を 「八万六千三百円」に を 同項第 一百

二項中 百円 五. 係る手数料 一項に、 第八条の見出しを (電子情報処理組織を使用する場合にあっては、九千四百円)」を「一万二千百円」に改め、 おいて準用する場合を含む。)及び」を、 「第十四条第六項 \mathcal{O} 額) に改め、 (動物用医薬品及び動物用医薬部外品の製造販売の承認に当たっての調査の申請に 同 の下に「同条第九項 条第 項中 「第十四条第六項 「含む。) (法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。 の」の下に の 下 に 同 「規定による」 条第九項 (法第十九 を加え、 条 「九千五 同条第 の二第

に改める。

及び」を、「含む。)の」の下に「規定による」を加え、 同項第二号中「七万円」を「八万六千三百円

」に改める。

第九条の見出 し中 「又は医療機器」 を削り、 同条第一項中 「区分に応じ、 それぞれ当該」 を 「再審査 の

区分に応じ、当該」に改め、同項各号を次のように改める。

次号及び第三号に掲げる医薬品以外の医薬品についての再審査 十八万四千九百円

第七条第一項第一号イ(1)又は(3)に掲げる医薬品に係る法第十四条の四第一

項

(法第十九条の四にお

1 て準用する場合を含む。)の再審査 の申請 (以下この号において 「再審査申請」という。) をした

者が、 当該再審査申請に係る医薬品と有効成分及びその配合割合、 投与経路、 効能、 効果並びに用量

が 同一であってその形状、 有効成分の含量又は有効成分以外の成分若しくはその含量が異なる医薬品

に係 る再審査申請をする場合における当該医薬品 につい ての 万審査 七万四千三百円

専ら動 物のために使用されることが目的とされている医薬品についての再審査 二十六万九千七百

円

第九条第二項中 「に規定する者 (法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第十四条の

を (第三号に係る部分に限る。 以下この項において同じ。)に規定する者」に改め、 「又は医療 機器

確認を行う」 に、 同 「項」を 「同号」 に改め、 同項第二号中 「七万円」を「八万六千三百円」に改める。

(専

5

動

物

0)

ため

に使用されることが

目的とされているも

のに限る。

を削

り、

「再審

査を行う」

を

第十七条の見出し中 「審査等」 を 「医薬品等審査等」に改め、 同条第一項中「行う」を削り、 「第六項

に お 1 て準 用する場合を含む。)」 の下に 「の規定により行う法第 十四四 条又は第十九条 の 二 の 承 認 \mathcal{O} ため

を加 え、 区 分に応じ、 それぞれ当該」 を 「審査 \mathcal{O} 区分に応じ、 当該」 に改 め、 同 項第 号中 規 定 に

よる」 묘 の下に「であって、 を削り、 「ホまで」を「ニまで」に改め、 希少疾病用医薬品 でない もの」 同号イ中「ホに」を「ニに」に改め、 を加え、 同号イ(6)から(9)までを次のように改める。 同号イ(5)中 医 |薬

(6)第七 条第 項 第 号イ(3)に掲げる医薬品であって、 希少疾病用医薬品 であるも $\tilde{\mathcal{O}}$ 九 百三十四

万五千七百円

(7)第七 条第一項第一号イ4(に掲げる医薬品であって、希少疾病用医薬品でないもの 百十七 万四

千三百円

(8)第七条第一項第一号イ4に掲げる医薬品であって、 希少疾病用医薬品であるもの 百万四千百

円

(9)第七 条第 項第一号イ(5)又は(6)に掲げる医薬品 六十一万八千二百円

第十七条第一 項第一号イ(10)中「第七条第一 項第一号イ(9)又は(10)」を「第七条第 一項第一号イ(7)又は(8)」

に改め、 同号イ11中「第七条第一項第一号イ11又は12」を「第七条第一項第一号イ9又は10」に改め、 同

号イ(1)から(4)までを次のように改める。

(12)第七 条 第 項 第 号 イ (11) に掲げる医薬品 四百 九十八万七千九百円

(13)第七条第 項第一号イ(12)に掲げる医薬品 三十九万二千二百円

(14)第七 条第 項 第 一 号イ(13)に掲げる医薬品 九万五千五百円

第十七条第一項第一号ロを次のように改める。

口 医 薬 部 外品 に うい て の承 認 (ニに掲げるものを除く。) (1)から(6)までに掲げる医薬部外品 の 区

分に応じ、それぞれ(1)から(6)までに定める額

(1) 第七条第一 項 第 一 号 口 (1)に掲げる医薬部外品 二百九十八万千百円

- (2)第七条第一項第一号ロ2)に掲げる医薬部外品 二十四万六千六百円
- (3)第七 条第 項 第 一 号口(3)に掲げる医薬部外品 四百九十八万七千九百円
- (4)第七 条第 項 第 号 口 (4) に 1掲げ る医薬部 外品 三十九万二千二百

円

- (5)第七 条第 項 第 号口(5)に掲げる医薬部外品 九万五千五 一百円
- (6)第七条第一項第一号ロ6に掲げる医薬部外品 六万三千五百円

第十七条第 項 第 号ハ中 小木 に を「ニに」 に改め、 同号ニを削り、 同号ホ中 「製造販売の」 を削 り

ために使用されることが目的とされているものを除く。以下ニにおいて同じ。)、 医薬部外品」に、 「 ホ

「与えられ

てい

る医

. 薬

品、

医薬

部

外品、

化

粧品

又は

医

療

《機器』

を

「与えられて

1

る医薬品

(専

5

動

物

 \mathcal{O}

に おお ・いて同じ。)」を「ニにおいて同じ。)又は化粧品」に、 化粧品又は医療機器につい ての」 を「

又は 化 粧 品品 に っつい 、ての」 に改め、 同号ホを同号ニとし、 同項第二号中 規定による」 を削 り、 「ニま で

を ヘハ まで」 に改め、 同号イ(3)中 (9)又は(16)」を「又は(9)」に改め、 同号イ(7)中 -又 は (22) を削り

三万五千六百円」を 「五万三千四百円」に改め、 同号イ(8)から(1)までを次のように改める。

(8)第七条第一 項第二号イ(16)に掲げる医薬品 三十万七千七百円

- (9)第七条第一項第二号イ(1)又は(2)に掲げる医薬品 五万六千四 百円
- (10) 第七条第一項第二号イ(2)に掲げる医薬品 三万五千六百円
- (11)第七 条第 項第二号イ(24) に掲げる医薬品 兀 万八千四 百円

第十七条第一項第二号ロを次のように改める。

口 医薬部外品につい ての承認 (1)又は(2)に掲げる医薬部外品の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定

める額

- (1)第七 条第 項第二号口 (1)に掲げる医薬部外品 三万 五千六百円
- (2)第七条第一項第二号ロ2)に掲げる医薬部外品 四万八千四百円

第十七条第 項第二号ニを削り、 同条第二項中 「行う」 を削り り、 $\overline{\mathcal{O}}$ 調査 <u>の</u> を 「の規定により行う法

第十四条第 二第五項にお 五 いて準用する場合を含む。 項 (同 条第九 項 (法第十九条 0) の二第五 規定による調 項に お 査の」 į١ て準 に改め、 甪 する場合を含む。 (法第十四 [条第六項 及び法第十 への規立 九 定 条 に \mathcal{O}

よる調査を除く。)」 を削り、 「区分に応じ、 それぞれ当該」を 調 査の区分に応じ、 当該」 に改め、 同

項 第 一 号中 「規定による」を削り、 「ルまで」 を「リまで」に改め、 「又は医療機器」 を削り、 同号ホ 中

める。

第七条第一項第一号イ(3)に掲げる医薬品であって、 希少疾病用医薬品であるもの 百二十六万七

千七百円

1 第七条第一項第一号イ4人に掲げる医薬品であって、希少疾病用医薬品でないもの 六十三万三千

六百円

チ 第七条第一項第一号イ4に掲げる医薬品であって、 希少疾病用医薬品であるもの 三十一万九千

円

IJ 第七条第一項第一号イ(5)から(1)までに掲げる医薬品 三十三万二百円

第十七条第二項第一号ヌ及びルを削り、 同 「項第二号中「規定による」を削り、 「チまで」を「トまで」

に改め、 「又は医療機器」 を削り、 同号ハ中「、 (9)又は(16)」を「又は(9)」に改め、 同号トを次のように改

める。

1 第七条第一項第二号イ(1)から(2)までに掲げる医薬品 十八万六千二百円

る を加え、 「区分に応じ、 それぞれ当該」を「確認の区分に応じ、 当該」に改め、 同項各号を次のよう

に改める。

第九 条第 一項第一号に掲げる医薬品 に つい ての 確 認 八十万六千六百円

第九条第一項第二号に掲げ る医薬品 に つい ての・ 確認 二十七万千五 百円

同条第七項中

「行う法第八十条第二項」を

「法第八十条第四

項」に

第十七条第八項を同条第九項とし、

第十三条の二第 項 \hat{O} 調 査」 を 「第十三条の二第一 項の 規定により行う法第八十条第 項 \hat{O} 規定 に ょ

る 調査 <u>(</u>医 薬 品 又は 医 · 薬 部 外品 に係るものに限る。 に、 「第四 項 及び 第五 項」 を 「 第 五 項 反 び 第 項

に、 第四 項第一 号」を 「第五項第一号」に、 「第五項第一号」を 「第六項第一号」に、 「又は法」 を

「又は」 に改め、 '規定による」 を削り、 医薬部外品 又は医療 ※機器」 を 「又は医薬部外品」 に、 「第

四項第三号及び第 五項第二号」を 「第五項第三号及び第六項第二号」に 改め、 「第十四 第六項」 0) 下に

(法第十 九 条の二 一第五 項にお 7 て準用する場合を含む。)」 を加え、 同 頂を同り 条第八項とし、 同 条第六

項 中 「これらの規定」 を 「前二項」 に改め、 同項を同条第七項とし、 同条第五項中 \neg 医薬部外 品若しく

は 医療機器」 を 「又は医薬部外品」 に改め、 「又は医療機器の設計及び 開発」 を削り、 同 項に規定する

は 法 第十 医 薬部 九条 外品 の 二 に改り 第 五. め、 項 E お 「掲げる」 V · て準! 用する場合を含む。 の 下 に 調 査 <u>の</u> _ を加え、 を加え、 同項を同条第六項とし、 医 薬部 外 品 又は 同 医 条第 療 機 器 兀 項 中 を 又 同

条 を 第 を 加 九 「又は」 項」 え、 \mathcal{O} 区 に、 下 に 分に応じ、 「規定による医薬品、 (法第十 それ 九条 ぞ の 二 れ 当 一第 該 医 五 薬 を 項 E 部外 「調 お 品 査 1 て準 又は \mathcal{O} 区 一分に・ 医 用する場合を含む。 療機器」 応じ、 当 を 該 「医薬品 に 改 及び 又は め、 法第 医 同 薬 項 部 第 + 外品」 九 号 条 中 \mathcal{O} に、 又 一第 は 五 区 法 項

分 に、 を 医医 医 薬 薬 品又は医薬部外品の区分」 品 又 は 医 療 機 器 を 医医 薬 に改 品 め、 (1)又は 同号イー (2)に 撂 中 げ カ る調 らハ 査 まで、 \mathcal{O} 区 一分に ホ又は 応じ、 <u>^</u> それぞれ を (1)口、 又 は ニ 又 (2)は に 定 ホ

号 医 め ハ 中 Ś 療 機 額 器 に 改 を 医 |薬部外| め、 医医 薬品 同 品 号 又は医療機器 口 (1) 又は(i 中 第 (2)に掲げる調 八 十 条第二項第七号ニ」 (イ又は 口 査の区分に応じ、 に 掲げる医療機器を除く。 を 第 それぞれ(1)又は(2)に定める額」 八十 条第二 項 第七 を 号 「又は」 ハ に、 医薬部 外品 に 医 改 薬 め、 品 (1)又 又 は 同

準 医 を の 下 に 薬 用する場合を含む。)」 「四十七 部 外 品 調 万 又 査 は 八千円」 <u>の</u> 医 療 を加え、 機器」 に改め、 を加え、 を 同項第三号中 又 同 は 項第二号中 医 「、医薬部外品 薬部 外品」 「第十四条第六項」の下に 「又は法」 に、 又は医療機器に」 「若しくは保管」 を 「又は」 に改め、 を を (法第十九条の二第五 「又は医薬部外品に」 「又は 「規定による」 保管」 に 改 を削 め、 一項に、 り、 お 掲 「区分 げ 1 Ź 7

掲 げ を る調 医 査 薬 品品 \mathcal{O} 区分に応じ、 又 人は医薬 部 外 それぞり 묘 の 区 分 れ (1) 又は(に改 め、 (2)に定める額」 同 一号イ中 医 に 改め、 薬 品品 又 同号ロ は 医 療 機 からニ 器 ま を での 医医 規 薬 定中 品品 (1)又 は 医 薬 (2)部 12

る額」 外 又は医 に改め、 療 機 器 同項を同条第五項とし、 を 「又は医薬部外品 同条第三項中 (1)又は(2)に掲げる調査 「行う」を削 の区分に応じ、 り、 「 の 調· 査 \bigcirc それぞれ(1)又は(2) を $\overline{\mathcal{O}}$ 規定により行 に定 8

う法第十四条第五項 (同条第九項 (法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。) 及び法第十九

条 の二第五項におい て準用する場合を含む。) の規定による調査 <u>の</u> に改め、 (法第十四 条第六項 0) 規

同 項第一号中 「又は 医 療機器」 を削 り、 同 号口 中 海 外 を 「外国」 に、 機 構職員 の旅 費」 を 機 構

定に

による調が

査

を除く。

を削

り、

「区分に応じ、

それぞれ当該」

を

調

査

の区分に応じ、

当

該

に

改

8

職員の旅費相当額」に改め、同項第二号を次のように改める。

医 |薬品 \mathcal{O} 臨床 試 験 \mathcal{O} 実施 \mathcal{O} 基準に係る調 査 イ又 は 口 に 掲 げる調査 の区分に応じ、 それぞれ イ又は

口に定める額

1 掲 法第· げ る 調 + 四条第一項又は第十九条の二第一項の承認を受けようとするときの調査 査の区分に応じ、それぞれ(1)から(6)までに定める額 (1)から(6)までに

(1)第七 条第 項 第一 号 イ (1) (1) 又は(3) に · 掲 げ Ś 医薬 品品 に 0 ١, て 0 調 査 (当該試 験を実施 L)た施! 設 が 玉

内にある場合に限る。) 二百八十万千円

(2)第七 条第 項第一号イ(1)又は(3)に掲げる医薬品につい ての 調 査 (当該試 験を実施 した施設が外

国に ある場合に限る。) 三百九万八千円に機構職 員 $\widehat{\mathcal{O}}$ 旅費相当額を加算 Ü た額

(3)第七条第一項第一号イ2又は4人に掲げる医薬品についての調査 (当該試験を実施した施設が国

内にある場合に限る。) 七十四万千四百円

(4)第七 条第 項第一号イ(2)又は4)に掲げ る医薬品につい · _ \mathcal{O} 調査 (当該試験を実施し た施設が 外

玉 に ある場合に限る。) 七十七万三千三百円に機 構 職 員 0) 旅費相当額を加算し た額

第七条第一項第一号イ(5)から(1)までに掲げる医薬品についての調査

(当該試験を実施した施設

が 国内 にある場合に限る。) 六十六万三千六百円

(5)

(6)

第七

条 第

項 第 一

号 イ (5)

から(1)までに掲げ

る医

薬品につい

ての

調査

(当該試験を実施

した施

設

が外国にある場合に限る。) 九十七万七千四百円に機構職員の旅費相当額を加算した額

口 法第十四条第九項 (法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。) の承認を受けようと

するときの 調査 (1)から(6)までに掲げる調 査 の区分に応じ、 それぞれ(1)から(6)までに定め る額

(1)第七 条第 項第二号イ(1)、 (4) (7)又は(1)に掲げる医薬品についての調 査 (当該 試 験を実施した

施設が国内にある場合に限る。) 二百八十万千円

(2)第七条第一 項第二号イ(1)、(4)、 (7)又は(1)に掲げる医薬品 についての調査 (当該試験を実施した

施設 が 外国にある場合に限る。) 三百九 万八千円に機構職員の旅費相当額を加算した額

(3)第七 条第 項第二号イ(2)、 (5) (8) 又は(1)に掲げる医薬品 につい ての調 査 (当 該 試 験を実施した

施 設 が 玉 丙 に ある場合に限 る。 七十 应 万千四 百 円

(4)第七 条第一 項第二号イ(2)、 (5) (8) 又は(1)に掲げる医薬 品品 に . つ **,** \ て 0) 調 査 (当該: 試 験を実施 した

施設 が 外国にある場合に限る。) 七十七万三千三百円に機 構 職員の旅費相当額を加算 した額

(5)第七 条第 項第二号イ(13)、 (14) 又 は (17) から(23)までに掲げ Ź 医薬品 に 0 7 7 \mathcal{O} 調 查 (当 該 試 験 を

実

施 た 施 設 が 国 内 にあ る場合に限 る。 六十六万三千六百

(6)第七 条第一 項第二号イ(13)、 (14)又は(17)から(2)までに掲げる医薬品につい 円

7

0

調

査

(当該試験

を実

施 した施設が外国にある場合に限る。 九十七 万七千四 百円に 機構 職 員 (の旅費. 相当額 を加算

た 額

第十七 条第三 項第三号を削り、 同 項 を同 条第四 項とし、 同条第二項 \mathcal{O} 次に次の一 項を加える。

前 項 に規定する者に係る同 項に規定する調 査につき、 機 構 が、 当該 調 査を行うため、 当該 職員を、 外

3

国に あ る施 設 0 所在 地に出張させる必要があると認める場合にお ける同 1項に規定する者に係る法第七十

八条第二項の政令で定める手数料の額は、 前項の規定にかかわらず、 同項に定める額に、 機構職員の旅

費相当額を加算した額とする。

第十七条に次の一項を加える。

11 前項に規定する者に係る同項に規定する調査につき、 機構が、 当該調査を行うため、 当 該 職員を、 外

玉 に あ る施設の 所在地に出張させる必要があると認める場合における同 !項に規定する者に係る法第七 十

八条第二項 \mathcal{O} 政令で定め る手数料 \mathcal{O} 額 は、 前項 の規定にかかわらず、 同項に定める額に、 機 構職! 員 の旅

費相当額を加算した額とする。

第十七条を第三十二条とする。

第十六条の見出し中 機 構による」 の 下 に 「医薬品、 医薬部外品及び化粧品についての」 を加え、 同条

第一 項 中 「行う法第十三条の二第一 項 \hat{O} を 「法第十三条の二第 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定により行う法第十三条第 五. 項

(同 条第七項に おい て準 用する場合を含む。) に規定する」に、 「区分に応じ、 それぞれ当該」 を 調 査

の区分に応じ、当該」に改め、同項各号を次のように改める。

医薬品に係る法第十三条第一 項の許可についての同条第五項に規定する調査 イ又は 口 に掲げ る許

可の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 実地の調査を伴う許可 十五万二千三百円

ロ 実地の調査を伴わない許可 十一万四千七百円

医薬品に係る法第十三条第三項の許 可 0 更新 についての同条第五項に規定する調査 イ又は口に掲

げる許可の更新の区分に応じ、それぞれイ又は口に定める額

イ 実地の調査を伴う許可の更新 十万二百円

ロ 実地の調査を伴わない許可の更新 五万六千九百円

医薬品に係る法第十三条第六項の許 一可の区分の変更又は追加の許可についての同条第七項において

準 用する同条第五 項に規定する調査 1 又は口に掲げる許可の区分の変更又は追加 の許可の区分に応

じ、それぞれイ又は口に定める額

1 実地 \mathcal{O} 調査を伴う許 可 の区 分の変更又は 追加の許可 十万二百円

口 実地 \mathcal{O} 調査を伴わな い許可の区分の変更又は追加 の許可 五. 万六千九百円

第十六条第二項中「行う」を削り、 「第十三条の二第一項の」 を \neg 規定により行う法第十三条第五 項

(同条第七項において準用する場合を含む。)に規定する」に、 「区分に応じ、 それぞれ当該」を 調 査

の区分に応じ、当該」に改め、同項各号を次のように改める。

医 薬品 又は医薬 部 外 品に係る法第十三条の三第一項 の認定に つい ての同条第三項に お į, て準用さ する

法第十三条第五項に規定する調査 イ又はロ に掲げる認定の区分に応じ、 それぞれイ又は口に定める

額

1 実地 の調査を伴う認定 十三万七千百円に、 当該 調査 のため機構の職員二人が出張することとし

た場合に お . ける機構が定めるところにより支給すべきこととなる旅費の額に相当する額 (以 下 機機

構職員の旅費相当額」という。)を加算した額

ロ 実地の調査を伴わない認定 五万九千七百円

医 薬 品品 又 は 医薬 部外 品品 に係る法第十三条の三第三項において準用する法第十三条第三項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 認定 0 更

新に . つ 7 7 の法第十三条の三第三項に お V て準用する法第十三条第五項に規定する調 査 イ又は ロに

掲げる認定の更新の区分に応じ、それぞれイ又は口に定める額

1 実地 \mathcal{O} 調査を伴う認定の更新 六万六千四百円に機 機職員 の旅費相当額を加算した額

ロ 実地の調査を伴わない認定の更新 四万九百円

 \equiv 医薬品 又は医薬部外品に係る法第十三条の三第三項 において準用する法第十三条第六項の認定 の区

分の 変更又 は 追 加 \mathcal{O} 認定に つい て の法第十三条の三第三項に お ** \ て準 用する法第十三条第 七 項 に お 1

て準 用する同 条第 五項に規定する調査 イ又は 口 に掲げる認定 0 区分 の変更又は追加 \mathcal{O} 認定の区 分に

応じ、それぞれイ又は口に定める額

1 実 地 \mathcal{O} 調査、 を伴う認定の 区 分の変更又は追加 の認定 六万六千四百円に機構職員 の旅費相当額を

加算した額

口 実 地 \mathcal{O} 調 査を伴わ ない認定 の区分の変更又は追加の認定 四万九百円

第十六条を第三十一条とする。

第十四条及び第十五条を削る。

第十三条第 項中 第七十八条第 項第十 -四号」 を「第七十八条第一項第二十九号」 に改め、 第八十

条 第 項」の下に 「から第三項まで」 を加え、 「七千二百円 (電子情報処 理組 織 を使用する場合にあって

は、 七千百円)」 を「九千二百円」に改め、 同条第二項中「第八十条第一 項」 の 下 に 「から第三項まで」

を加え、 同項第二号中「七万円」を「八万六千三百円」に改め、 第一章中同条を第二十八条とし、 同条の

次に次の二条を加える。

医薬 品品 及び再生医療等製品 の製造業の許可証等の書換え交付の申請に係る手数料の 額

第二十九条 医薬品、 医薬部外品、 医療機器、 体外診断 用医薬品若しくは再生医療等製品 の製造販売業者

若しくは製造業者、 法第十三条の三第一項の認定を受けた医薬品等外国製造業者、 法第二十三条の二の

四 第 一項の 登録を受けた医療機器等外国製造業者、 基準適合証 (法第二十三条の二の六第一項の基 適

合証 をい う。 以下同じ。) の交付を受けた者、 法第二十三条の二十四第 項の認定を受け た再生医 等

製品 |外国製造業者又は医療機器の修理業者(次条において 「医薬品等の製造販売業者等」という。) が

医薬品、 医療機器等の 品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令 (昭和三十六年政令第十

号。 「令」という。 第五条第三項、第十二条第三項、 第十八条の二第三項、 第三十七 之 条 の 二 一第

三項、 第三十七条の九第三項 (令第五十五条において準用する場合を含む。) 、 第三十七条の十五 第三

項、 第三十七条の二十六第三項、 第四十三条の四第三項、 第四十三条の十一第三項又は第四十三条の十

八第三項の規定により国に納めなければならない手数料の額は、 次の各号に掲げる書換え交付の区分に

応じ、当該各号に定める額とする。

許可証 の書換え交付 イからハまでに掲げる許可証の区分に応じ、 それぞれイからハまでに定める

額

1 医薬品若しくは再生医療等製品の製造業又は医療機器の修理業の許可証 (ロ及びハに掲げるもの

を除く。) 二万千三百円

口 専ら 動 物のために使用されることが目的とされてい る医薬品、 医薬部外品、 医療機器、 体外診断

用医薬品 品 若しく は 再生医 療等製品 の製造販売業又は 専 5 動 物 \mathcal{O} ために使用されることが 目的とされ

てい る医薬品、 医薬部外品若しくは再生医療等製品 の製造業の許可証 四千五 一百円

ハ 専 5 動物のために使用されることが目的とされてい る医療機器の修理業 の許可証 三千百円

認定 証 \mathcal{O} 書換え交付 イ又は 口 に掲げる認定証 の区分に応じ、 それぞれ イ又は 口 に定め る 額

1 医薬 品品 等外 玉 製造業者又は再生医療等製品外国製造業者 の認定証 (口に掲げるものを除く。

一万九千七百円

口 専ら 動 物 のために使用されることが目的とされてい る医薬品、 医薬部外品又は再生医療等製品 に

係る医薬品等外国製造業者又は再生医療等製品外国製造業者の認定証 三千百円

三 登録 証 \mathcal{O} 書換え交付 イからハまでに掲げる登録証 の区分に応じ、 それぞれイからハまでに定める

額

1 医療 機器等外国製造業者の登録証 (ハに掲げるものを除く。) 万九千七百円

口 専ら動物のために使用されることが目的とされている医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の

登録証 四千五百円

ノヽ 専 5 動 物 のた 8) に使用されることが目的とされ てい る医療機器又は体外診断用医薬品に係る医

療

機器等外国製造業者の登録証 三千百円

兀 基準 -適合証 (専ら動 物 のために使用されることが目的とされている医療機器又は体外診断用医薬品

に係るものに限る。) の書換え交付 三千百円

医薬品 及び 再生医· 療等製品 の製造 業 \mathcal{O} 許 可 証 等の再交付 の申請に係る手 数料 0 額

第三十条 医薬品等 の製造販売業者等が、 令第六条第三項、 第十三条第三項、 第十八条の三第三項、

十七条の三第三項、 第三十七条の十第三項 (令第五十五条にお いて準用する場合を含む。)、 第三十七

条の十六第三項、 第三十七条の二十七第三項、 第四十三条の五第三項、 第四十三条の十二第三項又は第

四十三条の十九第三項の規定により国に納めなければならない手数料の額は、 次の各号に掲げる再交付

の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

許 可 証 の再交付 イからハまでに掲げる許可証の区分に応じ、 それぞれイからハまでに定める額

イ 前条第一号イに掲げる許可証 二万千三百円

ロ 前条第一号ロに掲げる許可証 四千五百円

ハ 前条第一号ハに掲げる許可証 三千百円

認定証 の再交付 イ又は口に掲げる認定証の区分に応じ、それぞれイ又は口に定める額

イ 前条第二号イに掲げる認定証 一万九千七百円

ロ 前条第二号ロに掲げる認定証 三千百円

 \equiv 登録 証 の再交付 イか らハまでに掲げる登 録 !証の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ 前条第三号イに掲げる登録証 一万九千七百円

ロ 前条第三号ロに掲げる登録証 四千五百円

ハ 前条第三号ハに掲げる登録証 三千百円

四 前条第四号に規定する基準適合証の再交付 三千百円

第十二条 の 二 第一 項 中 「第七十八条第一 項第十三号」を 「第七十八条第 一項第二十八号」に、 「区分に

応じ、 それぞれ」 を 「修理区分の変更の許 可 の区分に応じ、 」に改め、 同 頂第二号中「一万五千七百円」

電子情報処理組織を使用する場合にあっては、 一万五千五百円)」を「一万八千三百円」に改め、 同 条第

二項中 「に規定する者に係る法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第四 十条の二第五

項」 を (第二号に係る部分に限る。 以下この 項にお いて同じ。) に規定する者に係る法第八十三条 第

項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定により読み替えて適用される法第四十条の二第五項」に、 「前項第二号」を 「前 項 に改め、 同

項 第二号中 七 万円」を「八万六千三百円」に改め、 同条第三項中 「第七十八条第一項第十三号」を 「第

七 十八条第一 項第二十八号」に改め、 同項第二号中 「七万円」 を「八万六千三百円」 に改め、 同条を第二

十七条とする。

「第七十八条第一項第十二号」を「第七十八条第一項第二十七号」に、 「区分に応じ、 それ

ぞれ」 を 「許可の更新の区分に応じ、」 に改め、 同条第二号中 「七千三百円 (電子情報処理組織を使用す

る場合にあっては、 七千百円)」を「八千五百円」に改め、 同条を第二十六条とする。

第十一条第 一項中 「第七十八条第 項第十一号」を「第七十八条第一項第二十六号」 に改め、 同項第二

号 中 「七万円」 を 「八万六千三百円」 に改め、 同条を第二十五条とする。

第十条中「第七十八条第一項第十号」を 「第七十八条第一項第十六号」に改め、 同条を第十五条とし、

同条の次に次の九条を加える。

(再生医療等製品 の製造販売業 の許可の 更新 \mathcal{O} 申請 に係る手数料 この額)

第十六条 法第七十八条第 項第十七号に掲げる者 (専 5 動 物 のために使用されることが目的とされ 7

る再生医療等製品 の製造販売に係る許可の更新を申請する者に限る。) が同項の規定により国に納めな

ければならない手数料の額は、一万五千二百円とする。

(再生医療等製品 の製造業 の許 可 O更新 \mathcal{O} 申 請 に係る る手数料 \mathcal{O} 額

第十七条 法第七十八条第一 項第十八号に掲げる者が 同項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定により 国に納 めなければならない手数料

 \mathcal{O} 額は、 次の各号に掲げる許可 の更新の区分に応じ、 当該各号に定める額とする。

再生医療等製品 の製造に係る許可の更新 (次号に掲げるものを除く。) 三万百円

専ら動物のために使用されることが目的とされている再生医療等製品の製造に係る許可の更新

万五千二百円

(再生医 療等製品 の製造業 水の許一 可の区分の変更の 許可の申請に係る手数料の額

第十八条 法第七十八条第一 項第十九号に掲げる者が 同 項の 規定により の国に納り めなければならない手数料

 \mathcal{O} 額は、 次の各号に掲げる許可の区分の変更の許可の区分に応じ、 当該各号に定める額とする。

再生医療等製品 の製造に係 る許可の区分の変更の許 可 (次号に掲げるものを除く。) 三万百円

専 5 動 物 \mathcal{O} ために使用されることが 目的とされている再生医 療等製品 の製造に係る許可 *(*) 区分 の変

更の許可 二万八千二百円

〔再生医療等製品外国製造業者の認定の申請に係る手数料の額〕

第十 -九条 法第七十八条第一 項第二十号に掲げる者に係る法第八十三条第 一項 の規定により読み替えて適

用される法第二十三条の二十四第一 項の認定の申請につき、 農林水産大臣 が、 法第八十三条第 項 \mathcal{O} 規

定により読み替えて適用される法第二十三条の二十二第五項 (法第二十三条の二十四第三項にお ** \ て 準

用する場合に限る。) の実地の調査を行うため、 当該職員を、 当該調査を行う施設の所在地に出張させ

る必要があると認める場合における同号に掲げる者に係る法第八十三条第一項の規定により読み替えて

適用される法第七十八条第一項の政令で定める手数料の額は、 次に掲げる額の合計額とする。

- 職員二人が当該出張をすることとした場合におけ る旅費相当 額
- 八万六千三百円に、 当該出張に係る旅費相当! 額 の計算 の基礎となる旅行日数を乗じて得た額
- 2 第四条第二項の規定は、 前項の場合について準用する。

の認定の更新

(再生医療等製品

外

国製造業者

 \mathcal{O}

申請に係る手数料

-の額)

第二十条 法第七十八条第一 項第二十一号に掲げる者が 同 |項の 規定により の国に納り めなければならな 手数

料 の額は、 次の各号に掲げる認定の更新の区分に応じ、 当該各号に定める額とする。

- 再生医療等製品 の製造に係る認定の更新 (次号に掲げるものを除く。) 二万三千四百円
- 専ら動: 物 0 ために使用されることが目的とされている再生医療等製品 の製造に係る認定の 更新

万五千百

2 前 項 (第二号に係る部分に限る。以下この項において同じ。) に規定する者に係る法第二十三条の二

+ -四第三項において準用する法第二十三条の二十二第三項の認定 の更新の申請につき、 農林水産大臣が

う施 の二十四第三項にお 項 法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第二十三条の二十二第五項 設 の規定により読み替えて適用される法第七十八条第一 \mathcal{O} 所在 地 にこ 出 張させる必要が いて準用する場合に限る。) あると認め る場 の実地 合に お の調査を行うため、 ける前で 項の政令で定める手数料の 項に規定する者に係る法第八 当該職員を、 額 は、 (法第二十三条 当 該 前項の日 調 十三条第 査 を行 規定

職員二人が当該出張をすることとした場合におけ る旅費相当額 に

か

かわらず、同号に定める額に、

次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

八万六千三百円に、 当該 出 張に係る旅費相 当 額 \mathcal{O} 計 算 \mathcal{O} 基礎となる旅行日数を乗じて得 . た額

3 第四条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

(再生医療等製品 外国製造業者 の認定の区分の変更又は追加の 認定の申請に係る手数料の額

第二十一条 法第二十三条の二十二第六項の 法第七 十八条第 一項第二十二号に掲げる者 認定の区分の変更の 認 定 (法第二十三条の二十四 $\overline{\mathcal{O}}$ 申請をする者に限る。)]第三項 が法第七十八 に お į, て準用 条 第 する

項の規定により国に納めなければならない手数料の額は、 次の各号に掲げる認定の区分の変更の認定 \mathcal{O}

区分に応じ、当該各号に定める額とする。

再生医療等製品の製造に係る認定の区分の変更の認定(次号に掲げるものを除く。) 二万三千四

百円

専ら動 物 のために使用されることが目的とされている再生医療等製品の製造に係る認定の区分の変

更の認定 二万三千二百円

2 前項 (第二号に係る部分に限る。 以下この項において同じ。)に規定する者に係る法第八十三条第

項 の規定により読み替えて適用される法第二十三条の二十二第六項 (法第二十三条の二十四第三項にお

1 て準用する場合に限る。 の認定の区分の変更の認定の 申請 に つき、 農林水産大臣が、 法第八十三

第一 項の規定により読み替えて適用される法第二十三条の二十二第五項 (法第二十三条の二十四第三 項

に お いて準用する場合に限る。)の実地 の調査を行うため、 当該職員を、 当該 調査を行う施設の所在 地

に 出 張させる必要があると認める場合に おける前項に規定する者に係る法第八十三条第一 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定によ

り読 み替えて適用される法第七十八条第 項の政令で定める手数料の 額は、 前項の規定にかかわらず、

同号に定める額に、次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

職員二人が当該出張をすることとした場合における旅費相当額

八万六千三百円に、 当該出張に係る旅費相当額の計算の基礎となる旅行日数を乗じて得た額

3 法第七十八条第一項第二十二号に掲げる者(法第二十三条の二十四第三項において準用する法第二十

三条の二十二第六項 \mathcal{O} 認定 の区分の 追加 の認定の 申請をする者に限る。 以下この項にお () て同じ。

係る法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第二十三条の二十二第六項 (法第二十三

条の二十四第三項において準用する場合に限る。) の認定の区分の追加の認定の申請につき、 農林水産

大臣が、 法第八十三条第一 項の規定により読み替えて適用される法第二十三条の二十二第五 項 (法第二

十三条の二十四第三 一項に おお *(*) て準 用する場合に限る。) \mathcal{O} 実地 の調 査を行うため、 当 該 職員 を、 当 該 調

査を行う施設 の所在地に出張させる必要があると認める場合における同号に掲げる者に係る法第八十三

条第 一項の規定により読み替えて適用される法第七十八条第一項の政令で定める手数料の額は、 次に掲

げる額の合計額とする。

職員二人が当該 出張をすることとした場合における旅費相当額

八万六千三百円に、 当該出張に係る旅費相当額 の計算の基礎となる旅行日数を乗じて得た額

4 第四条第二項の規定は、前二項の場合について準用する。

(再生医療等製品の製造販売の承認の申請に係る手数料の額)

第二十二条 法第七十八条第一項第二十三号に掲げる者が同項の規定により国に納めなければならない手

数料の額は、 次の各号に掲げる承認の区分に応じ、 当該各号に定める額とする。

法第二十三条の二十五第一項又は第二十三条の三十七第一項の承認 イからホまでに掲げる再生医

療等製品の区分に応じ、それぞれイからホまでに定める額

1 再生医療等製品 <u>П</u> からホまでに掲げるものを除く。) 十万円

口 再生医療等製品 (二及びホに掲げるものを除く。) について法第二十三条の二十六第一 項 (法第

二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。)の規定により条件及び期限を付した製造

販売の承認 (以下「条件及び期限付承認」という。)を受けた者が、当該条件及び期限付承認に係

る再生医療等製品について、 当該条件及び期限付承認の期限 (法第二十三条の二十六第二項 (法第

二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。)の規定による延長が行われたときは、 そ

の延長後のもの)内に、改めて法第二十三条の二十五第一項又は第二十三条の三十七第一項の承認

の申請をする場合における当該再生医療等製品 十万円

ノヽ 既に製造販売の承認を与えられている再生医療等製品(二及びホに掲げるものを除く。)と名称

 \mathcal{O} みが異なる再生医療等製品 (二及びホに掲げるものを除く。) 三万三千三百円

二 専ら動 物のために使用されることが目的とされている再生医療等製品 (ホに掲げるものを除く。

) 六十万千円

ホ 再生医療等製品 (専ら動物のために使用されることが目的とされているものに限る。以下ホにお

いて同じ。)であって、 既に製造販売の承認を与えられている再生医療等製品と名称の みが異なる

もの 五万八千二百円

法第二十三条の二十五第九項(法第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。)の承

認 (イにおいて「承認」という。) イからハまでに掲げる再生医療等製品の区分に応じ、 それぞれ

イからハまでに定める額

1 前号イからハまでに掲げる再生医療等製品 (効能、 効果、 性能、 用法、 用量又は使用方法の変更

について承認の対象とされるものに限る。) 九万五千円

口 前号イからハまでに掲げる再生医療等製品 (イに掲げるものを除く。) 二万八千四百円

2 前項 (第 一 号二及びホ並びに第二号ハに係る部分に限る。 以下この項において同じ。) に規定する者

規定により読み替えて適用される法第二十三条の二十五第三項

(同

条第九項

が

法第八十三条第

項の

法第二十三条の三十七第五 近項にお いて準用する場合を含む。)及び法第二十三条の三十七第五 項 に お 7

て準用する場合を含む。) の規定により添付する当該申請に係る再生医療等製品 (専ら動物 のために使

用されることが目的とされているものに限る。) の安全性に関する試験その他の試 験 \mathcal{O} 試 験 成績 に関 す

る資料につき、 農林水産大臣が、 法第八十三条第 項の規定により読み替えて適用され る法第二十三条

の二十五第二項第三号(同条第九項(法第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。) 及

び法第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。) の規定による審査を行うため、 当該 職

員を、 当 該 試 験を実施 した施設 0 所在地 に . 出 張させる必要があると認める場合に おけ る前項に . 規 定する

者に係る法 第八十三条第一 項の規定により読み替えて適用される法第七十八条第一項 \mathcal{O} 政令で定 め る手

数料 - の額 は 前項の規定にかかわらず、 同項第一号ニ若しくはホ又は第二号ハに定める額に、 次に掲 げ

る額の合計額を加算した額とする。

- 職員二人が当該出張をすることとした場合における旅費相当額
- 八万六千三百円に、 当該出張に係る旅費相当額の計算の基礎となる旅行日数を乗じて得た額
- 3 第四条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

(動 物 用 再 生医療等 製品 \mathcal{O} 製造販売の承認に当たって \mathcal{O} 調 査の申請に係る手数料 [の額]

第二十三条 法第七十八条第一項第二十四号に掲げる者 (法第八十三条第一項の規定により読み替えて適

用される法第二十三条の二十五第六項 (同条第九項 (法第二十三条の三十七第五 近項にお いて準用する場

合を含む。) 及び法第二十三条の三十七第 五 一項にお いて準用する場合を含む。) \mathcal{O} 規定に ょ る 調 査 を申

請する者に限る。) が法第七十八条第一項の規定により国に納めなければならない手数料の額は、 万

二千百円とする。

2 前 頃に 規定する者に係る法第八十三条第 一項の規定により読み替えて適用される法第二十三条の二十

五. 第六項 (同 · 条第-九項 (法第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。) 及び法第二十三

条の三十七第五項において準用する場合を含む。) の規定による実地の調査の申請につき、 農林水産大

臣が、 当該 調査を行うため、 当該職員を、 当該調査を行う施設の所在地に出張させる必要があると認め

る場合における前項に規定する者に係る法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第七

十八条第一項の政令で定める手数料の額は、 前項の規定にかかわらず、 同項に定める額に、 次に掲げる

額の合計額を加算した額とする。

職員二人が当該 出張をすることとした場合における旅費相当額

八万六千三百円に、 当該出張に係る旅費相当額 の計算の基礎となる旅行日数を乗じて得た額

3 第四条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

(再生医療等製品の再審査の申請に係る手数料の額)

第二十四条 法第七十八条第一項第二十五号に掲げる者が同項の規定により国に納めなければならない手

数料 の額 は、 次の各号に掲げる再審査の区分に応じ、 当該各号に定める額とする。

次号に掲げる再生医療等製 品品 以外の 再生医· 療等製品 に つい ての再 九 万二千四 百円

専ら動 物のために使用されることが目的とされている再生医 療等製品についての再審査 二十六万

九千七百円

2 前項 (第二号に係る部分に限る。 以下この項にお いて同じ。) に規定する者が法第八十三条第一項の

規定により読み替えて適用される法第二十三条の二十九第四項(法第二十三条の三十九において準 用 す

る場合を含む。) の規定により添付する当該 申 請に係る再生医療等製品 (専ら 動物のために使用され ろ

三条第一項 \mathcal{O} 規定により読み替えて適用される法第二十三条の二十九第三項 (法第二十三条の三十九 に

ことが

目的とされ

て

, \

るも

のに限る。

の使用

成績等に関する資料につき、

農林

-|水産-

大臣

が、

法

第

八

+

お いて準用する場合を含む。)の規定による確認を行うため、 当該職員を、 当該使用成績等に関す える調

査を実施 し た施設 の所在 地に出張させる必 要が あると認め る場合に お ける前 項に規定する者に係 る法 第

八十三条第 項の 規 定により 読 み替えて適用される法第七 十八八 条第 項の 政令で定め る手 数 料 \mathcal{O} 額 は

職員二人が当該出張をすることとした場合における旅費相 次に掲げる額の合計額を加算した額とする。 当額

同号に定める額に、

前

頭の規定にかかわらず、

八万六千三百円 に、 当 該 出 張 に 係る旅費相 当 額 \mathcal{O} 計 算 \mathcal{O} 基礎となる旅行日数を乗じて得た額

3 第四条第二 項 \mathcal{O} 規 定 は、 前項 0 場合につい て準用する。

第九条の次に次の五条を加える。

医 |療機器 及び体外診断 用医薬品 の製造販売業 の許可 の更新の申請に係る手数料の額

第十条 法第七十八条第一項第十号に掲げる者(専ら動物のために使用されることが目的とされている医

療機器又は体外診断用医薬品の製造販売に係る許可の更新を申請する者に限る。) が同項の規定により

玉 に 納納 め なけ ń ばならない 手数料 <u>つ</u> 額は、 万五千二百 円とする。

医 療 機器 及び体外 診断 用 医薬品 0 製造業の 登 録 Ò 更新 0 申 請 に係る手数料 -の額)

第十一 条 法第七十八条第一項第十一号に掲げる者が同項の規定により国 に納 めなければならない手数料

 \mathcal{O} 額は、 次の各号に掲げる登録 の更新の区分に応じ、 当該各号に定め る額とする。

外国 に お はける本語 邦に輸出され る医療 機器又は体外診 断 用 医薬品 \mathcal{O} 製造に係る登録 の更新 (第三号に

掲げるものを除く。) 二万三千四百円

専ら動: 物のために使用されることが目的とされている医療機器又は体外診断用医薬品 (次号に掲げ

るものを除く。) の製造に係る登録の更新 一万五千二百円

 \equiv 専 ら動 物のために使用されることが目的とされてい る医療 機器又は体外診 断用医薬品であって、 外

国における本邦に輸出されるものの製造に係る登録 \mathcal{O} 更新 万五千百円

、医療機器及び体外診断 用医薬品 の製造販売の 承認 の申 請に係る手数料 この額

法第七十八条第一項第十三号に掲げる者が同項の規定により国に納めなければならない手数料

0) 額は、 次の各号に掲げる承認の区分に応じ、 当該各号に定める額とする。

法第二十三条の二の 五. 第一項又は第二十三条の二の十七第 項の承認 イ及びロに掲げる承認 の区

分に応じ、それぞれイ及び口に定める額

1 医療機器についての承認 (1)から(1)までに掲げる医療機器の区分に応じ、それぞれ(1)から(1)まで

に定める額

(1)特定 高 度度管 理 医療機器 (高度管理医療機器のうち、 特別の注意を要するものとして厚生労働大

臣 の指定するものをいう。以下同じ。)のうち、 既に製造販売の承認を与えられている医療機器

(法第二十三条の二の九第一項 (法第二十三条の二の十九において準用する場合を含む。 以 下 (1)

に お いて同じ。) に規定する医療機器 (その製造販売の承認 !の際同項の規定により指定されたも

のに限る。)であって、 その 製造販売の承認のあった日後同 項に規定する調査期間 (法第二十三

条の二の九第二項(法第二十三条の二の十九において準用する場合を含む。)の規定による延長

が行われたときは、 その延長後の期間) を経過していないものを除く。 以 下 「既承認医療機器

と構造、 使用方法、 効果又は性能が明らかに異なるものであって、 専ら動物のために

使用されることが目的とされている医療機器でないもの 十万円

(2)特定 高度管理医 療機器のうち、 法第二十三条の二の五第三項 (法第二十三条の二の十七第五 項

に お いて準用する場合を含む。 以下(2)において同じ。) に規定する厚生労働省令で定める医療 機

器であって、法第二十三条の二の五第三項の規定により申請書に臨床試験の試験成績に関する資

料その他の資料のうち厚生労働省令で定めるものを添付して申請しなければならない も の (1) に

掲げるものを除く。) 十万円

(3)既承認医療機器と構造、 使用方法、 効果又は性能が明らかに異なるものであって、 専ら動 物 \mathcal{O}

ために使用されることが目的とされている医療機器でないもの (1)に掲げるものを除く。) +

万円

(4)法第二十三条の二の五第三項 (法第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。

以下④において同じ。) に規定する厚生労働省令で定める医療機器であって、法第二十三条の二

の五第三項の規定により申請書に臨床試験の試験成績に関する資料その他の資料のうち厚生労働

省令で定めるものを添付して申請しなければならないもの(①から③までに掲げるものを除く。

- 十万円
- (5)特定 高度管理医療機器であって、法第二十三条の二の五第二項第三号 (法第二十三条の二の十

の審査に係る基準が定められているもの(①、

(2)

(10)

七第五項において準用する場合を含む。)

- 及び(1)に掲げるものを除く。) 三万三千三百円
- (6) 法第二十三条の二の五第二項第三号(法第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を

の審査に係る基準が定められている医療機器 $\widehat{(5)}$ (10)及び(1)に掲げるものを除く。

三万三千三百円

- (7)特定高度管理医療機器 $\widehat{(1)}$ (2) (5) (8) (10及び(1)に掲げるものを除く。) 三万三千三百円
- (8)有すると認められるもの 特定 高度管理医療機器であって、 $\widehat{(2)}$ (5) (1)及び(1)に掲げるものを除く。) 三万三千三百円 既承認 医療機器と構造、 使用方法、 効果及び性能が同 性を
- (9)医療機器 (1)から(8)まで、(1)及び(1)に掲げるものを除く。) 三万三千三百円
- (10)専ら動物 のために使用されることが目的とされている医療機器であって、 既承認医療機器と構

造、 使用方法、 効果又は性能が明らかに異なるもの 五十二万六千四百円

(11)専ら 動物 のために使用されることが目的とされてい る医療機器 $\widehat{(10)}$ に掲げるものを除く。

五万八千二百円

口 体外診 断 用 医薬品についての 承認 (1)から(7)までに掲げる体外診断用医薬品の区分に応じ、 それ

ぞれ(1)から(7)までに定める額

(1)同 時 に複数 の項 目に係る検査が可能なものとして厚生労働省令で定める体外診断 用医薬品

万三千五百円

(2)法第二十三条の二の五第二項第三号(法第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を

含む。) の審査に係る基準が定められていない体外診断用医薬品 のうち、 法第二十三条の二の五

第三項 (法第二十三条の二の十七第五 一項にお **\ て準用する場合を含む。 以下(2)におい 、 て 同

に規定する厚生労働省令で定める体外診断 用医薬品であって、 法第二十三条の二の五第三項 の規

定により申請 書に臨床試験の試験成績に関する資料を添付して申請しなければならないもの $\widehat{(1)}$

及び(7)に掲げるものを除く。) 四万三千二百円

- (3)含む。) 法第二十三条の二の五第二項第三号(法第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を の審査に係る基準が定められていない体外診断用医薬品 $\widehat{(1)}$ (2)及び(7)に掲げるものを
- 除く。) 四万三千二百円
- (4)るもの 含む。)の審査に係る基準が定められている体外診断用医薬品であって、 法第二十三条の二の五第二項第三号(法第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を (①及び7)に掲げるものを除く。) 二万三千五百円 当該基準に適合してい
- (5) け 三条の二の五第三項の規定により申請書に臨床試験の試験成績に関する資料を添付して申請しな 以下⑤において同じ。) に規定する厚生労働省令で定める体外診断用医薬品であって、法第二十 れ 法第二十三条の二の五第三項(法第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。 ばならない もの $\widehat{(1)}$ ②及び(7)に掲げるものを除く。) 二万三千五 百円
- (6)体外診断用 医薬品 (1)から(5)まで及び(7)に掲げるものを除く。) 二万三千五百円
- (7)法第二十三条の二の五第十一項 専ら動物のために使用されることが目的とされている体外診断用医薬品 (法第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。 五万八千二百円

 \mathcal{O} 承認 イからニまでに掲げる承認の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める額

1 医 療 ※機器に つい ての 承認 <u>П</u> に掲げ るものを除く。) (1)から(1)までに掲げる医療機器の区分に

応じ、 それぞれ(1) (から(10)まで でに 定め る 額

- (1)前号イ(1)に · 掲 げ る医力 療 機 器 九 万五 千円
- (2)前号イ(2)に掲げる医療 機器 九 万五 千円
- (3)前号イ(3)に掲げ つる医療が 機器 九 万 五. 千 円
- (4)前号イ(4) に 掲 げ る医 療 機 器 九 万 五. 千 由
- (5)前号イ(5)に 掲げる医療機器 二万八千四 百円
- (6)前号イ(6)に 掲げる医療 機器 二万八千 匹 百 円
- (7)(8)前号イ(8) 前号イ(7) に に 掲げ · 掲 げ つる医療が る医療が 機器 機 器 二万 二万八千 八千 匹 应 百 円

百

円

- (9)前号イ(9)に掲げる医療 機器 二万八千四 百百 円
- (10)専ら 動 物 \mathcal{O} ために使用されることが目的とされている医療機器 二万六千七百円

口 医療機器 (専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。) についての承認

、製造所の変更その他 の厚生労働省令で定める変更のみについて承認の対象とされるものに限

-) 二万八千四百円
- ハ 体外診 断 用 医薬品についての承認 (ニに掲げるものを除く。) (1)から(7)までに掲げる体外診断

用医薬品の区分に応じ、それぞれ(1)から(7)までに定める額

- (1) 前号口(1)に掲げる体外診断用医薬品 二万三千五百円
- ② 前号ロ②に掲げる体外診断用医薬品 四万二千八百円
- (3) 前号ロ(3)に掲げる体外診断用医薬品 四万二千八百円
- (4) 前号口(4)に掲げる体外診断用医薬品 二万三千五百円
- (5) 前号ロ(5)に掲げる体外診断用医薬品 二万三千五百円
- (6) 前号口(6)に掲げる体外診断用医薬品 二万三千五百円
- =(7)体外診 専ら動物 断 用 医薬品 のために使用されることが目的とされている体外診断用医薬品 (専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。) 二万六千七 百円 につい

に限る。) 二万三千五百円

2 前項に規定する者 (法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第二十三条の二の五 又

は第二十三条の二の十七の 承認 の申請をする者に限る。 以下この項において同じ。 が法第八十三条第

項の規定により読み替えて適用される法第二十三条の二の五第三項 (同条第十一項 (法第二十三条の

二の十七第五 項にお いて準用する場合を含む。)及び法第二十三条の二の十七第五項にお į, て準用する

場合を含む。 0 規定により添付 する当該申請に係る医療機器 (専ら 動 物 \mathcal{O} ために使用されることが 目

的とされているものに限る。) 又は体外診断用医薬品 (専ら動 物のために使用されることが 目的とされ

てい るものに限る。)の安全性に関する試験その他の試験の試験成績に関する資料につき、 農林水産大

臣 が、 法第八十三条第一 項 の規・ 定に より読 み替えて適用される法第二十三条の二の 五第二項第三号 (同

条第十一項 (法第二十三条の二の十七第五 項において準用する場合を含む。) 及び法第二十三条の二の

十七第五項において準用する場合を含む。)の規定による審査を行うため、 当該職員を、 当該試 験 を実

施した施設 の所在地に出張させる必要があると認める場合における前項に規定する者に係る法第八十三

条第一項の規定により読み替えて適用される法第七十八条第一項の政令で定める手数料の額は、 前項の

規定にか カ わらず、 同項に定める額に、 次に掲げる額 の合計額を加算した額とする。

職員二人が当該 出 張 をすることとした場合に おお け る旅 費 相 当 額

八万六千三百円に、 当該出張に係る旅費相当 額 の計算 \mathcal{O} 基礎となる旅行日数を乗じて得た額

3 第四条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

4 法第二十三条の二の 五第 項又は第二十三条の二の十七第一 項 \mathcal{O} 承認 のため に厚生労働 大臣 が . 必要と

認 め る試 験 \mathcal{O} 対象となる体 外診 断 用医薬品であって厚生労働省令で定める Ł $\tilde{\mathcal{O}}$ に つい て、 当 該 承 認 \mathcal{O} 申

請をする者に係る法第七十八条第一 項の政令で定める額は、 第一 項 第 一 号口 0 規定にかかわらず、 同号

口に定める額に十五万二千百円を加算した額とする。

(動 物 用 医 療 《機器] 及 び 動 物用 体外診断 用 医 薬品 の製造 を販売の 承認に当たっての 調査 \mathcal{O} 申請 に 係る手数料

の額)

第十三条 法第七十八条第一項第十四号に掲げる者 (法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用さ

れる法第二十三条の二の 五第六項又は第八項 (これらの規定を同条第十一 項 (法第二十三条の二の十七

む。 第五項において準用する場合を含む。)及び法第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含 の規定による調査を申請する者に限る。) が法第七十八条第一項の規定により国に納めなければ

2 前 項 に規定する者に係る法第八十三条第一項の 規定により読み替えて適用される法第二十三条の二の

ならな

7

·手数料

- の額

は、

万二千百円とする。

五. 第六項又は第八項 (これらの規定を同条第十一項 (法第二十三条の二の十七第五項において準 用 する

場合を含む。 及び法第二十三条の二の十七第 五 項に お ζ) て準用する場合を含む。 の規定によ る実 地

地 に出張させる必要があると認める場合における前項に規定する者に係る法第八十三条第一 査 農林水産大臣が、 査を行うため、 職員を、 を行う 項のに 規定に 所 在

 \mathcal{O}

調

 \mathcal{O}

申

請

につき、

当 該

調

当 該

当 該

S調査.

施

設

 \mathcal{O}

ょ り読 み替えて適用される法第七十八条第一項の政令で定める手数料の額は、 前項の規定に ゕ カ わらず

同 頂に定り 8 る額に、 次に掲げ うる額の・ 合計 額 を 加 算 L た額とする。

職員二人が当該 出張をすることとした場合における旅 費相当額

八万六千三百円に、 当該出張に係る旅費相 当額 \mathcal{O} 計算 \mathcal{O} 基礎となる旅行日数を乗じて得た額

3 第四条第二 項の規定は、 前項の場合につい て準用する。

(使用成績評価の申請に係る手数料の額)

第十四条 法第七十八条第一 項第十五号に掲げる者が同項の規定により国に納めなければならない手数料

 \mathcal{O} 額 は 次の各号に掲げ る使用が 成績 に関する評 価 の区分に 応じ、 当該各号に定め る額とする。

医療 機 器につい ての 使用 成績に関する評価 イからハまでに掲げる医療機器の区分に応じ、 それぞ

れイからハまでに定める額

1 口 及びハに掲げ る医療機器以外の医療機器 九万二千四百円

口 法第二十三条 の二の 九第一 項 (法第二十三条の二の十九 に お , \ て準用する場合を含む。

の使用

成績に関する評価の申請 (以下口において 「使用成績評価申請」という。) をした者が、 当該: 使用

成績評 価申請に係る医療機器と名称 のみが異なる医療機器に係る使用成績評価申請をする場合にお

ける当該医療機器 七万六百円

ハ 専ら 動 物 のために使用されることが目的とされてい る医療機器 二十三万三千四百円

体外診断用医薬品につい ての使用成績に関する評価 イ及びロに掲げる体外診断用医薬品の区分に

応じ、それぞれイ及びロに定める額

口 専ら 動物のために使用されることが目的とされてい る体外診断 用 医薬品 二十六万九千七百円

2 前 項 (第 号ハ及び第二号 口 に係る部 分に限る。 以下この項に お į١ て 同 Ü に規定する者が 法 第 八

十三条第一 項の規定により読み替えて適用される法第二十三条の二の 九第四項 (法第二十三条の二の十

九 たにお いて準用する場合を含む。) の規定により添付する当該申請に係る医療機器 (専ら動 物 0 ために

使用されることが目的とされてい るも のに限る。 又は体外診断 用 医 薬品 (専ら 動物 \mathcal{O} ため に使用され

ることが 目的とされ てい るも \mathcal{O} に限 る。 \mathcal{O} 使用成績等に関する資料に つき、 農林· 水 産 大臣 が 法 第 八

十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第二十三条の二の九第三項 (法第二十三条の二の十

九 に おいて準用する場合を含む。) の規定による確認を行うため、 当該職員を、 当該使用成績等に関 す

る調 査 を実 施 L た施 設 \mathcal{O} 所在地 に 出 .張させる必要があると認める場合に お ける前 頭に規 定する者 に 係 る

法第 八十三条第一 項 の規定により読み替えて適用される法第七十八条第 項の 政令で定める手数料 \mathcal{O} 額

は、 前 項 \mathcal{O} 規定にかかわらず、 同項第一号ハ又は第二号ロに定める額に、 次に掲げる額の合計額を加 算

した額とする。

- 職員二人が当該出張をすることとした場合における旅費相当額
- 八万六千三百円に、 当該出張に係る旅費相当額の計算の基礎となる旅行日数を乗じて得た額
- 3 第四条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

本則に次の三条を加える。

(機構による医療機器等審査等に係る手数料の額)

第三十三条 機構が法第二十三条の二の七第一項 (法第二十三条の二の十七第五項及び第六項にお

いて準

用する場合を含む。 \mathcal{O} 規定により行う法第二十三条の二の五又は第二十三条の二の 十七 \mathcal{O} 承 認 \mathcal{O} た 8

額は、 の審査を受けようとする者が、 次の各号に掲げる審査の区分に応じ、 法第七十八条第二項の規定により機構に納めなければならない 当該各号に定める額とする。 手数料

法第二十三条の二の 五. 第一項又は第二十三条の二の十七第 項の 承認 につい ての審査

イか

らハま

 \mathcal{O}

でに掲げる承認 の区分に応じ、 それぞれイからハまでに定め る額

1 医療機器につい ての承認 (ハに掲げるものを除く。) (1)から(9)までに掲げる医療機器の区分に

応じ、それぞれ(1)から(9)までに定める額

- (1)第十二条第一項第一号イ(1)に掲げる医療機器 千八十八万千七百円
- (2)第十二条第一項第一号イ2)に掲げる医 療機器 六百二十一万三千円
- (3)第十二条第 項第一号イ(3)に掲げ る医 |療機器 七百七十六万六千二百円
- (4)第十二条第一項第一号イ4に掲げる医 原機器 三百七十二万千二百円
- (5)第十二条第一項第一号イ⑤に掲げる医療機器 四十二万九千二百円
- (6)第十二条第一 項 第 一号イ(6)に掲げる医 原機器 三十四万四千 ·百円
- (7)第十二条第一 項 第 号 イ (7) に掲げる医 療機器 二百三十五 万 五 千 兀 百円
- (8)第十二条第一項第一号イ(8)に掲げる医療機器 百七十六万七千七百円
- (9)第十二条第一項第一 号イ(9)に掲げる医 |療機器 百四十万九千 九 了 百 円
- 口 体外診 断 用 医薬品 に つい 7 \mathcal{O} 承認 (ハに掲げるものを除く。 (1)から(4)までに掲げる体外診断

用医薬品の区分に応じ、それぞれ(1)から(4)までに定める額

- (1)第十二条第一項第一号ロ⑴に掲げる体外診断用医薬品 六万三百円
- (2)第十二条第一 項第一号口(2)、 (3)又は(5)に掲げる体外診断 用医薬品 二百十四万七千五 百円

- (3)第十二条第一項第一号ロ4に掲げる体外診断用医薬品 三十六万二千円
- (4)第十二条第一項第一号 口 (6)に掲げる体外診断 用 医薬品 九十九 万六千九 了 百 円
- 既に 承認を与えられてい る医 **| 療機器** (専ら 動 物 \mathcal{O} ために使用されることが 目的とされてい るも $\overline{\mathcal{O}}$

を除く。 以 下 ハにおいて同じ。)

又は体外診断用医薬品 (専ら動物 のために使用されることが 目的

とされているものを除く。以下ハにおいて同じ。)と名称のみが異なる医療機器又は体外診断用医

薬品についての承認 三万五千六百円

法第二十三条の二の 五. 第十一 項 (法第二十三条の二の十七第五 項にお いて準 用する場合を含む。

0 承認についての審査 イ又は 口に掲げる承認の区分に応じ、それぞれイ又は口に定める額

1 医 療 機器につい ての承認 (1)から(1)までに掲げる医療機器 の区分に応じ、 それぞれ(1)から(1)まで

に定める額

- (1)第十二条第一項第二号イ(1)に掲げる医療機器 五百四十四万六千六百円
- (2)第十二条第一項第二号イ2)に掲げる医療機器 三百十万九千九百円
- (3)第十二条第一項第二号イ(3)に掲げる医 |療機器 三百八十八万七千三百円

- (4)第十二条第一項第二号イ4)に掲げる医療機器 百八十七万二千四百円
- (5)第十二条第一項第二号イ(5)に掲げる医 療機器 二十一万七千六百円
- (6)第十二条第一項第二号イ(6) に掲げる医 |療機器 十七万三千六百円
- (7)第十二条第一項第二号イのに掲げる医 原機器 百十八万千二百円
- (8)第十二条第一項第二号イ(8)に掲げる医療機器 八十八万四千二百円
- (9)二号イ(9)に掲げる医

原機器

七十万九千五

一百円

第十二条第一

項第一

- (10)第十二条第一 項第一 号 口に 掲げる医 療 機器 + 应 万三千五 百 Ħ
- 口 体外診断用医薬品についての承認 (1)から(5)までに掲げる体外診断用医薬品の区分に応じ、それ

ぞれ(1) から(5)までに定める額

- (1)第十二条第一 項第二号 ハ (1) に掲げる体外診断 用 医 薬品 三万千九 百 円
- (2)第十二条第一項第一 二号 ハ(2)又は(5)に掲げる体外診 断 用 医薬品 九十九万八千三百円
- (3)第十二条第一項第二号ハ(3) 一又は60に掲げる体外診断用医薬品 五 十万三千六百円
- (4)第十二条第一 項第二号 ハ4に掲げる体外診断用 医薬品 二十万六千二百円

(5)第十二条第一項第二号ニに掲げる体外診断用医薬品 十四万三千五 百円

2 機構が法第二十三条の二の七第一 項 (法第二十三条の二の十七第五項及び第六項において準用する場

合を含む。) の規定により行う法第二十三条の二の 五第五 項 (同 条第十一項 (法第二十三条の二の

第五項にお いて準用する場合を含む。)及び法第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含

む。 の規定による調査のうち書面による調査を受けようとする者が、 法第七十八条第二項の規定によ

り 機 構 12 納 8 なけ ればならない手数料の額 は、 次の各号に掲げる調 査 の区分に応じ、 当該各号に定める

額とする。

法第二十三条の二の五第一項又は第二十三条の二の十七第一項の承認についての調査 イからハま

でに掲げる医療機器の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める

1 第十二条第 項 第 一 号イ(1)又は(3)に掲げ る医 **| 寮機器** 八十五 万 四 千三百円

口 第十二条第 項第一号イ2又は4に掲げる医療機器 六十八万三千五 百円

ハ 第十二条第 一項第一号イ5から9までに掲げる医療機器 七万五 百円

法第二十三条の二の五第十一項 (法第二十三条の二の十七第五項に お いて準用する場合を含む。

の承認についての調査 イからハまでに掲げる医療機器の区分に応じ、それぞれイからハまでに定め

る額

イ 第十二条第 項第二号イ⑴又は⑶に掲げる医療機器 八十五万四千三百円

口 第十二条第一項第二号イ22又は41に掲げ る医療機器 六十八万三千五 百 円

ハ 第十二条第一項第二号イ⑤から⑨まで又はロに掲げる医療機器 三万八千二百円

査につき、

機構が、

当該

調査を行うため、

当該

職員を、

外

3

前項に規定する者に係る同項に規定する調

玉 に あ る 施 設 0 所 在 地に 出張させる必要が あると認める場合にお け る同 項に規定する者に係る法第七 +

八条第二項の政令で定める手数料の額は、 前項の規定にかかわらず、 同項に定める額に、 機構 職員 の旅

費相当額を加算した額とする。

4 機 構 が 法第二十三条の二の七第 項 (法第二十三条の二の十七第五項及び第六項に お V て準用さ す んる場

の規定により行う法第二十三条の二の五第五項 (同条第十 · 項 (法第二十三条の二の十七

第五 並項にお いて準用する場合を含む。)及び法第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含

む。 の規定による調査のうち実地の調査を受けようとする者が、 法第七十八条第二項の規定により 機

する。

医 療機器の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に係る調査 イ又はロに掲げる調査の区分に応

じ、 それぞれイ又は ロに定め る 額

1

口

当該

試験を実施した施設が外国にある場合

当該試験を実施した施設が国内にある場合の調査

二百十二万千四百円

一の調査

二百三十四万七千九百円に機構職員

の旅費相

当額を. 加 算し た額

医療機器の 臨 床試験の実施の基準に係る調査 イ又はロに掲げる調査の区分に応じ、それぞれイ又

は 口 に定める額

1 当該 試 験を実施 した施設が 国内にある場 の合の調整 査 六十五万三千四百円

口 当 該 試 験を実施 し た施設が外国にある場合の調査 九十四 万四千七百円に機構職員の旅費相当額

を加算 した額

5

機構が法第二十三条の二の七第一項 (法第二十三条の二の十七第五項及び第六項にお いて準用する場

の規定により行う法第二十三条の二の五第六項又は第八項(これらの規定を同条第十一項

(法第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。)及び法第二十三条の二の十七第五 項

に おお ζ) て準用する場合を含む。) の規定による調査を受けようとする者が、 法第七十八条第二項 \hat{O} 規 定

により 機構 に納めなければならない手数料の額は、 次の各号に掲げる調査の区分に応じ、 当該各号に定

める額とする。

法第二十三条の二の五第一項又は第二十三条の二の十七第一 項の承認を受けようとするときの調査

次に掲げる額の合計額

1 五. 万 四 百円 (法第二十三条の二の五第八項の規定による調査にあっては、零円) に、 (1)から(5)ま

でに掲げる医療機器又は体外診断用医薬品の区分に応じそれぞれ(1)から(5)までに定める額を加算し

た額

(1)生 物 由来製品 (5)に掲げるものを除く。) 三十九万八千五 一百円

(2)既承認医療機器と構造、 使用方法、 効果又は性能が明らかに異なる医療機器 (1)に掲げるもの

を除く。) 三十八万六千六百円

- (3)特定高度管理医療機器 (1)及び(2)に掲げるものを除く。) 三十七万四千五百円
- (4)医療機器 (1)から(3)までに掲げるものを除く。) 三十七万四千五百円
- (5)体外 診断 用 医 |薬品 二十七万二千九 百 円
- 口 (1) から ⑤までに掲げる製造所又は製造所以外の施設の区分に応じそれぞれ(1)から⑤までに定める

額 に、 当該調査に係る製造所又は製造所以外の施設の数を乗じて得た額の合計額

- 一第 項に規定する製造 所 (以 下 「登録 対象製造所」 という。) に該当するものに限る。 八

万六千百円

(1)

当該

医療機器又は体外診

断用医薬品

の製造工程のうち設計をする製造所

(法第二十三条の二の

(2)当該 医療機器又は体外診断用医薬品 の製造工程のうち組立てその他 の厚生労働省令で定めるも

 \mathcal{O} をする製造所 (登録対象製造所に該当するも のに 限る。 十万四千 百 闩

(3)当該 医 療 機器又は体外診 断 用医薬品 0 製造工程のうち滅菌をする製造所 (登録対象製造所に該

当するものに限る。 九万千二百円

(4)登録対象製造所 (①から③までに掲げるものを除く。) 九 万五百円

(5)製造所 (①から④までに掲げるものを除く。) 又は医療機器若しくは体外診断用医薬品の試験

検査を製造所以外の施設において行った場合 (他に委託して行った場合を含む。) の当該施設

八万七千五 百円

法第二十三条の二の 五第十一項 (法第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。

の承認を受けようとするときの調査 次に掲げる額の合計額

五. 万 四 百円 (法第二十三条の二の五第十一 項にお いて準用する同条第八項の規定による調査 にあ

1

0 て は、 零円) に、 (1)から(4)までに掲 げる医療機器又は体外診断用医薬品 の区分に応じそれぞれ(1)

から4までに定める額を加算した額

(1) 前号イ(1)に掲げる医療機器 十四四 万五千六百円

(2)前号イ(3)に掲げ る医療機器 十三万四 千円

(3)前号イ(4)に · 掲 げ る医療機器 十二万七千八百円

(4)体外診断用 医薬品 九万三千二百円

口 (1) から4までに掲げる製造所又は製造所以外の施設の区分に応じそれぞれ(1)から4)までに定める

額に、 当該調査に係る製造所又は製造所以外の施設の数を乗じて得た額の合計額

- (1) 前号ロ(1)に掲げる製造所 六万四千四百円
- ② 前号ロ②に掲げる製造所 八万七千七百円
- (3)前号口 ③に掲げる製造所又は同号ロ⑤に掲げる製造所若しくは製造所以外の施設 七万五千九

百円

- (4) 前号ロ(4)に掲げる製造所 七万五千八百円
- \equiv 法第二十三条の二の 五第六項 (法第二十三条の二の十七第五 一項にお いて準用する場合を含む。 0)

政令で定める期間を経過するごとの調査 次に掲げる額の合計額

1 五. 万四 百円 (法第二十三条の二の五第八項の規定による調査にあっては、 零円) に、 (1) から(4)ま

でに掲げる医療機器又は体外診断用 医薬品の区分に応じそれぞれ(1)から(4)までに定める額を加算し

た額

- (1) 第一号イ(1)に掲げる医療機器 十七万六千九百円
- (2) 第一号イ(3)に掲げる医療機器 十六万七千六百円

- (3) 第一号イ(4)に掲げる医療機器 十四万九千二百円
- 4 体外診断用医薬品 十二万九千七百円
- 口 (1)カ 5 (5)までに掲げる製造所又は製造所以外の 施設の区分に応じそれぞれ(1)から(5)までに定める

額 に、 当 該 調 査 に係る製造所又は製造 所以 外 \hat{O} 施 設 0 数を乗じて得た額の合計額

- (1) 第一号ロ(1)に掲げる製造所 六万八千八百円
- (2) 第一号ロ(2)に掲げる製造所 九万七千四百円
- (3) 第一号口(3)に掲げる製造所 八万百円
- ④ 第一号ロ4に掲げる製造所 七万九千六百円
- (5)第一 号 口 (5)に掲げる製造所又は製造所以外の施設 七万六千百円

機構 が法第二十三条の二の七第 項 (法第二十三条の二の十七第五項及び第六項に お いて準用 す る場

6

合を含む。) の規定により行う法第二十三条の二の五第六項又は第八項(これらの規定を同条第 + 項

において準用する場合を含む。) (法第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。) 及び法第二十三条の二の十七第 の規定による調査に係る医療機器又は体外診断用医薬品が 次の各号に 五. 項

掲げる条件のいずれかに該当する場合における前項に規定する者に係る法第七十八条第二項の政令で定 8 る手数料 の額は、 前項の規定にかかわらず、 同項に定める額に、 四万七千五 百円にその該当する条件

当該 医 療 機器又は体外診 断 用 医薬品 が電気その他のエネルギ 1 を利用するものであって、 その直径

が三ミリメートル以下であり、

かつ、

その部品の直径が一ミリメートル以下であるとき。

 \mathcal{O}

数を乗じて得た額を加

算

した額とする。

当該 ナ ノメ 医 |療機器| 1 ル 以上百ナ 又は体外診断 ノメー 用 医薬品 1 ル 以下 の製造工程 の物質 から成る材料をいう。 にお いてナノ材料 (縦若しくは横 を使用するとき。 の長さ又は高さが

前二号に掲げるもののほか、 厚生労働省令で定める場合に該当するとき。

7 める額に、 る者に係る法第七十八条第一 製造所 前二項に規定する者に係る前二項に規定する調査につき、 又は製造所以外 次の各号に掲げる調 の施設 二項 査 0 \mathcal{O} 所在地 政令で定める手数料 の区分に応じ、 に 出 張させる必要があると認め 当該各号に定める額を加算した額とする。 の額は、 機構が、 前 二項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 当該調査を行うため、 規定に る場合に かかわらず、 における る前 項 当該職員を 前二項に定 へに規・ 定 す

国内に ある製造所又は製造所以外の施設につい ての調査 二十一万二千四百円に、 機構職員 の旅費

外国に あ る製造所又は製造所以外の施設に 0 V) ての 調査 次に掲げる額の合計額

イ 機構職員の旅費相当額

口 十七 万 九千五 百円に、 機構 職 員 の旅費相当額の計算の基礎となる旅行日数を乗じて得た額

8 前三項に規定する者が 同時に二以上の品 目について法第二十三条の二の五第六項又は第八項 (これら

 \mathcal{O} 規定を同 条第十 項 (法第二十三条の二の 十七第五 頭に お ١ ر て準用する場合を含む。 及び法第二十

三条 の 二 の 十七 第 五. 一項に お 7 て準 用する場合を含む。) \mathcal{O} 規定による調 査 を申 請する場 一合に お け る 前三

項に規定する者に係る法第七十八条第二項の政令で定める手数料の額は、 前三項の規定に カ か わらず、

前三項に定 8 る額、 か 5 これ らの 品目につい ての第五 項第一号イ(1) から(5)までに 掲げる医療機器 又は体

外診 断 用 医 · 薬 品品 \mathcal{O} 区 分及び当該 調 査 に係る製造 所又は製造所以 外 \bigcirc 施設 \mathcal{O} 重 複 \mathcal{O})状況, !を勘案: L て厚生労

働省令で定めるところにより算定した額を減じた額とする。

9 機 構が · 法第 • 八十条第四 項 (令第七十三条の七第二項 の規定により読み替えて適用される場合を含む。

に お いて準用する法第十三条の二第一 項の規定により行う法第八十条第二項の 規定による調査を受け

ようとする者が、 法第七十八条第二項の規定により機構に納めなければならない手数料の額は、 次の各

号に掲げる調 査の区分に応じ、 当該各号に定める額とする。

法第 八 十条第二 項 (T) 製造をしようとするときの 調 査 イからホまでに掲げる製造所の区分に応じ、

それぞれ 、イから、 ホまでに定め る額

第五 一項第 一 号口 (1)に掲げる製造所 八万六千百円

1

口 第五 項第 号 口 (2) に掲げ る製造所 十万 四千百円

ハ 第 五. 項 第 号 口 (3)に 掲 げ る製造で 所 九万千二百円

= 第五 項第一 号口4)に掲げる製造所 九万五 一百円

ホ 第五 項第一 号口 (5)に掲げる製造所 八万七千五 百 円

法第八十条第二 項 (T) 政 令で定め る期 間 を経過するごとの 調査 イからホまでに掲げる製造所の区分

に応じ、 それぞれ 1 から ホまでに定め る額

1 第五 項第一号口 (1)に掲げる製造所 六万八千八百円

口 第五 一項第一 号 口 (2) に掲げ る製造所 九万七千四 百 円

- ハ 第五項第一号ロ(3)に掲げる製造所 八万百円
- ニ 第五項第一号ロ4)に掲げる製造所 七万九千六百円
- ホ 第五項第一号ロ5に掲げる製造所 七万六千百円
- 前 項 に規定する者が 医 療 機器 又は体外 診 断 用 医 薬 品 \mathcal{O} 試 験検・ 査 を製造で 所以外 \mathcal{O} 施設 に お į, て行 0 た場

10

- (他に委託 して行った場合を含む。 に おける同 項に規定する者に係る法第七 十八条第二 項 \hat{O} 政 令 で
- 定め る手 数 料 \mathcal{O} 額 は 前 項 \mathcal{O} 規定に カン カ わ らず、 同 項 に定める額に、 次の各号に掲げ る 調 査 \mathcal{O} 区 一分に応
- じ、当該各号に定める額を加算した額とする。
- 一 前項第一号に規定する調査 八万七千五百円
- 二 前項第二号に規定する調査 七万六千百円
- 11 前 二項 12 規定する者に 係 る前 項 E 規定する 調 査 に . つき、 機 構 が、 当 該 調 査 を行うため、 当該 職 員 を
- 製造 所 又 は製造 所 以外 \mathcal{O} 施 設 \mathcal{O} 所在 地 に 出 張させる必要があると認め る場 合に におけ る 前 項 E 規 定 す
- る者に係る法第七十八条第二項 の政令で定める手数料 の額は、 前 二項 \mathcal{O} 規 定に カ か わ らず、 前 項 に定
- \Diamond る額に、 二十一万二千四百円 に 、機構職! 員 0 旅費相談 当 額 $\tilde{\mathcal{O}}$ 計算 の基礎となる旅行日数を乗じて得た 額 を

12 機構が法第二十三条の二の十第一項(法第二十三条の二の十九において準用する場合を含む。)にお

1 て準用する法第二十三条の二の七第一 項の規定により行う法第二十三条の二の 九第三項 (法第二十三

条の二の十九において準用する場合を含む。) の規定による確認を受けようとする者が、 法第七十八条

第二項の規定により機構に納めなければならない手数料の額は、 次の各号に掲げる確認の区分に応じ、

当該各号に定める額とする。

医療機器につい ての 確認 イ又は 口に掲げる医療機器の区分に応じ、 それぞれイ又はロ に定める額

1 第十四条第一項第一号イに掲げる医療機器 五十万二千六百円

口 第十四条第 一項第一号ロに掲げる医療機器 三万五千六百 円

第十四条第一 項第二号イに掲げる体外診断 用 医薬品 に つい ての確 認 五十万二千六百円

13 機構が法第二十三条の二の十第一 項 (法第二十三条の二の十九において準用する場合を含む。 にお

1 て準用する法第二十三条の二の七第一項の規定により行う法第二十三条の二の九第五項 (法第二十三

条の二の十九において準用する場合を含む。) の規定による調査を受けようとする者が、 法第七十八条

第二項の規定により機構に納めなければならない手数料の額は、 次の各号に掲げる調査の区分に応じ、

当該各号に定める額とする。

第十四条第一 項第一号イに掲げる医療機器又は同項第二号イに掲げる体外診断用医薬品に つい ての

書 置 によ る調査 六十四万二千 应 一百円

実地 0) 調査 イ又は口に掲げる調査 の区分に応じ、 それぞれイ又は口に定める額

医 療 機器の安全性に関する非臨床 試 験 \mathcal{O} 実施 の基準に係る調 査 (1)又は(2)に掲げる調査の区分に

応じ、 それぞれ(1)又は(2)に定め る額

1

(1)当 該 試 は験を実施した施設が国内にある場合の調査 二百十二万千四 百 円

(2)当該 試 (験を実施した施設が外国にある場合の調査 二百三十四万七千九 了 百 円

口 イ に 掲 げ る調 査以 外 O調 査 (1)又は(2)に掲げる調 査 の区分に応じ、 それぞれ(1)又は(2)に定め る額

(1)第十 -四条第 一 項第 一号イに掲げる医療機器 又は 同項第二号イに掲げる体外診 断 用 医 薬 品品 に つい

て \mathcal{O} 調査 (当該 調 査 の対象となる施設が国内にある場合に限る。) 六十二万八千二百円

(2)第十四条第一項第一号イに掲げる医療機器又は同項第二号イに掲げる体外診断用 医 薬品 に つい

14 前項に規定する者に係る同項に規定する調査につき、 機構が、 当該調査を行うため、 当該職員を、 外

八条第二項 \mathcal{O} 政令で定める手数料 の額は、 前項の規定にかかわらず、 同項に定める額に、 機構 職 員 の旅

国に

あ

る施

設

 \mathcal{O}

所在

地に

出張させる必要が

あると認め

る場合に

お

け

る同

項に規定する者に係る法第七

+

費相当額を加算した額とする。

15 機構が法第二十三条の二の七第一 項 (法第二十三条の二の十七第五項及び第六項にお いて準用する場

合を含む。 の規定により行う法第二十三条の二の六第 項の 規定による基準 -適合証 の書換え交付 又は

再交付を受けようとする者が、 令第三十七条の二十六第四 項の規定により読み替えて適用される同 · 条 第

三項又は令第三十七条の二十七第五項の規定により読み替えて適用される同条第三項の規定により機 構

に納めなければならない手数料の額は、一万千円とする。

(機構による再生医療等製品についての調査に係る手数料の額)

第三十四条 機 構 ∺が法第二十三条の二十三第一項の規定により行う法第二十三条の二十二第五項 (同条第

七 項におい て準用する場合を含む。) に規定する調査を受けようとする者が、 法第七十八条第二項 \mathcal{O} 規

定により機構に納めなければならない手数料の額は、 次の各号に掲げる調査の区分に応じ、 当該各号に

定める額とする。

法第二十三条の二十二第一項の許可に っつい ての同条第五項に規定する調査 イ又は 口 に掲げる許可

の区分に応じ、それぞれイ又は口に定める額

イ 実地の調査を伴う許可 十五万二千三百円

ロ 実地の調査を伴わない許可 十一万四千七百円

法第二十三条の二十二第三項 \mathcal{O} 許 可 \bigcirc 更新 に つい ての同条第五項に規定する調査 イ又は 口に掲げ

る許可の更新の区分に応じ、それぞれイ又は口に定める額

イ 実地の調査を伴う許可の更新 十万二百円

ロ 実地の調査を伴わない許可の更新 五万六千九百円

法第二十三条の二十二第六項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 許可 \bigcirc 区分の変更又は追加の許可につい ての同条第七項に お いて準

用する同条第五項に規定する調査 イ又はロに掲げる許可の区分の変更又は追加の許可の区分に応じ

それぞれイ又は口に定める額

- 1 実地の調査を伴う許可の区分の変更又は追加の許可 十万二百円
- 口 実地 0) 調査を伴わない許可の区分の変更又は追加 の許可 五万六千九百円
- 2 機構が法第二十三条の二十四第三項において準用する法第二十三条の二十三第一項の規定により行う
- 法第二十三条の二十四第三項において準用する法第二十三条の二十二第五項(法第二十三条の二十四第
- 三項において準用する法第二十三条の二十二第七項において準用する場合を含む。) に規定する調査 を
- 受けようとする者が、 法第七十八条第二項の規定により機構に納めなければならない手数料の額は、

次

- の各号に掲げる調 査 の区分に応じ、 当該各号に定める額とする。
- 法第二十三条の二十四第一項の認定についての同条第三項において準用する法第二十三条の二十二

第五項に規定する調査

イ又は

口に掲げる認定の区分に応じ、

それぞれイ又は口に定める額

- 1 実地 \mathcal{O} 調査を伴う認定 十三万七千百円に機構 職員 の旅費相当額を加算した額
- ロ 実地の調査を伴わない認定 五万九千七百円
- 法第二十三条の二十四第三項において準用する法第二十三条の二十二第三項の認定の更新について
- の法第二十三条の二十四第三項において準用する法第二十三条の二十二第五項に規定する調査 イ 又

は 口 に掲げる認定の更新の区分に応じ、それぞれイ又は口に定める額

1 実地 \mathcal{O} 調査を伴う認定の更新 六万六千四百円に機構職員 の旅費相当額を加算した額

ロ 実地の調査を伴わない認定の更新 四万九百円

法第二十三条の二十四第三項において準用する法第二十三条の二十二第六項の認定の区分の変更又

は追加の認定についての法第二十三条の二十四第三項において準用する法第二十三条の二十二第七項

にお いて準用する同条第 五項に規定する調査 イ又は 口 に掲げる認定の区分の変更又は追加の認定 $\overline{\mathcal{O}}$

区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

1 実地の調査を伴う認定の区分の変更又は追加の認定 六万六千四百円に機構職員の旅費相当額を

加算した額

口 実地 \mathcal{O} 調査 を伴わない認定 の区分の変更又は追加 の認定 匹 万九 万 百 円

(機構による再生医療等製品審査等に係る手数料の額)

第三十五条 機構が法第二十三条の二十七第一項 (法第二十三条の三十七第五項及び第六項において準用

する場合を含む。) の規定により行う法第二十三条の二十五又は第二十三条の三十七の承認のための審

査を受けようとする者が、法第七十八条第二項の規定により機構に納めなければならない手数料の額は

次の各号に掲げる審査の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

法第二十三条の二十五第一項又は第二十三条の三十七第一項の承認についての審査 イからハまで

に掲げる再生医療等製品の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

1 第二十二条第一項第一号イに掲げる再生医療等製品 千八十八万千七百円

口 第二十二条第一項第一号ロに掲げる再生医療等製品 五百四十四万六千六百円

ハ 第二十二条第一項第一号ハに掲げる再生医療等製品 三万五千六百円

法第二十三条の二十五第九項(法第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。) の承

認についての審査 イ又は口に掲げる承認の区分に応じ、それぞれイ又は口に定める額

1 第二十二条第一項第二号イに掲げる再生医療等製品についての 承認 五. 百 四十四万六千六百円

口 第二十二条第一項第二号ロに掲げる再生医療等製品についての承認 百十八万千三百円

機構が法第二十三条の二十七第一項(法第二十三条の三十七第五項及び第六項において準用する場合

2

を含む。)の規定により行う法第二十三条の二十五第五項 (同条第九項 (法第二十三条の三十七第五項

に .おいて準用する場合を含む。) 及び法第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。) の

規定による調査のうち書面による調査を受けようとする者が、法第七十八条第二項の規定により機構 に

納めなけ れ ば ならない手 数料 の額 は、 次の各号に掲げる調査の区分に応じ、 当該各号に定め る額とする。

第二十二条第一項第一号イ又はロに掲げる再生医療等製品の法第二十三条の二十五第一項又は第二

十三条の三十七第一項の承認についての調査 八十五万四千三百円

(法第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。)

の承

法第二十三条の二十五第九項

認についての 調査 イ又は 口に掲げる再生医療等製品 の区分に応じ、 それぞれイ又は 口に定める額

1 第二十二条第一項第二号イに掲げる再生医療等製品 八十五万四千三百円

口 第二十二条第一項第二号ロに掲げる再生医療等製品 三万八千二百円

前項に規定する者に係る同項に規定する調査につき、 機構が、 当 該 調査を行うため、 当該職 員を、 外

3

国にある施 設の所在 地に出張させる必要があると認める場合における同項に規定する者に係る法第七 十

八条第二項の政令で定める手数料の額は、 前項の規定にかかわらず、同項に定める額に、 機構職員の旅

費相当額を加算した額とする。

機構が法第二十三条の二十七第一項(法第二十三条の三十七第五項及び第六項において準用する場合

を含む。) の規定により行う法第二十三条の二十五第五項 (同条第九項 (法第二十三条の三十七第五 項

に おお 7 て準 用する場合を含む。) 及び法第二十三条の三十七第五 一項にお ١ ر · て準 用する場合を含む。 0

規定による 調査のうち実地 の調査を受けようとする者が、 法第七十八条第二項の 対規定に より 機 構 に納 8

なければならない手数料の額は、 次の各号に掲げる調査の区分に応じ、 当該各号に定める額とする。

再生医 原等製品 品品 の安全性に関する非臨 床試 験 の実施の基準に係る調査 イ又は 口に掲げ る調査 の区

分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

1 当該 試 験を実施した施設が国内にある場合の調査 二百十二万千四百円

口 当該試 験を実施した施設が外国にある場合の調査 二百三十四万七千九百円に機構職員の旅費相

当額を加算した額

再生医 療等製 品 \mathcal{O} 臨 床試験の実施の基準に係る調査 イ又はロに掲げる調査の区分に応じ、 それぞ

れイ又は口に定める額

1 当該 試 験を実施した施設が 国内にある場合の調査 六十五万三千四百円

口 当該試験を実施した施設が外国にある場合の調査 九十四万四千七百円に機構職員の旅費相当額

を加算した額

三 前二号に掲げる調 査以外の調査 イ又は 口に掲げる調査の区分に応じ、 それぞれイ又は口に定める

額

1 当該調査の対象となる施設が国内にある場合の調査 六十二万八千五百円

口 当該 調査の対象となる施設が外国にある場合の調査 九十七万六千百円に機構職員 の旅費相当額

を加算した額

5 機構が法第二十三条の二十七第一項(法第二十三条の三十七第五項及び第六項において準用する場合

を含む。)の規定により行う法第二十三条の二十五第六項 (同条第九項 (法第二十三条の三十七第五 項

12 お いて準用する場合を含む。)及び法第二十三条の三十七第五項にお いて準用する場合を含む。) (T)

規定による調査を受けようとする者が、法第七十八条第二項の規定により機構に納めなければならない

手数料の額は、 次の各号に掲げる調査の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

法第二十三条の二十五第一項若しくは第九項 (法第二十三条の三十七第五項において準用する場合

を含む。) 又は第二十三条の三十七第一項の承認を受けようとするときの調査(次号に掲げるものを

除く。) イ又はロに掲げる調査の区分に応じ、 それぞれイ又は口に定める額

イ 国内にある製造所についての調査 七十六万九百円

ロ 外国にある製造所についての調査 九十六万二百円

を含む。)又は第二十三条の三十七第 項の 承認を受けようとするときの調査 (再生医療等製品 の製

法第二十三条の二十五第一項若しくは第九項(法第二十三条の三十七第五項において準用する場合

造工程のうち包装、 表示又は保管のみについて行うものに限る。) イ又はロに掲げる調査の区分に

応じ、それぞれイ又は口に定める額

イ 国内にある製造所についての調査 六万五千六百円

ロ 外国にある製造所についての調査 八万七千二百円

法第二十三条の二十五第六項 (法第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。) の政

令で定める期間を経過するごとの調査 イ又はロに掲げる再生医療等製品の区分に応じ、それぞれイ

又は口に定める額

れ(1) 又は(2) に定める額

(1)玉 内 に あ る製造所につい ての 調 査 匹 十四万八千五百円に、 三万千四 百円に当該調査に係 る品

目数を乗じて得た額を加算した額

(2)外国にある製造所についての調査 五十七万百円に、三万千四百円に当該調査に係る品目数を

乗じて得た額を加算した額

口 前号に 掲げ る 調 査の 対象となる再生医療等製品 (1)又は(2)に掲げる調 査 の区分に応じ、

それぞれ

(1)又は(2)に定める額

(1)国内にある製造所についての調査 二十六万五千九百円に、 六千九百円に当該調査に係る品 目

数を乗じて得た額を加算した額

(2)外国にある製造所につい ての調査 三十四万七千八百円に、 六千九百円に当該調 査に係る品目

数を乗じて得た額を加算した額

6

前項に規定する者が再生医療等製品 の試験検査を製造所以外の施設 (以下この項及び次項にお いて

施設」という。)において行った場合(他に委託して行った場合を含む。)における前項に規定する者 に係る法第七十八条第二項の政令で定める手数料の額は、 前項の規定にかかわらず、 同項に定める額に

次の各号に掲げる調 査 の区分に応じ、 当該各号に定める額を加算した額とする。

法第二十三条の二十五第一項若しくは第九項(法第二十三条の三十七第五項において準用する場合

を含む。)又は第二十三条の三十七第一項の承認を受けようとするときの調査 イ又は口に掲げる調

査の区分に応じ、それぞれイ又は口に定める額

イ 国内にある施設についての調査 六万五千六百円

ロ 外国にある施設についての調査 八万七千二百円

法第二十三条の二十五第六項 (法第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。) の政

令で定める期間を経過するごとの調査 イ又は 口 に掲げる調査 の区分に応じ、 それぞれイ又は 口 に定

める額

1 国内にある施設についての調査 二十六万五千九百円に、六千九百円に当該調査に係る品目数を

乗じて得た額を加算した額

口 外国にある施設についての調査 三十四万七千八百円に、 六千九百円に当該調査に係る品目数を

乗じて得た額を加算した額

7 前二 一項に 規 定する者に係る前二項に規定する調査 につき、 機構が、 当該 調査を行うため、 当該職員を

外国にあ る製造所又は施設の所在地に出張させる必要があると認める場合における前二項に規定する

者に係る法第七十八条第二項の政令で定める手数料の額は、 前二項の規定にかかわらず、 前二項に定め

る額に、 機構職員 の旅費相当額を加算した額とする。

8

機 構 が 法第八十条第五項にお 7 て準用する法第二十三条の二十三第 項の規定により行う法第

八十条

第三項の規定による調査を受けようとする者が、 法第七十八条第二項の規定により機構 に納めなけ れば

ならない手数料の額については、 第五項及び第六項の規定 (国内にある製造所について 'の調: 査 一に係る部

分に限る る。 を準 用する。 この場合にお いて、 第五項第 号及び第二号並 びに第六項第 一号中 「法第二

十三条の二十五第一項若しくは第九項 (法第二十三条の三十七第五項に お いて準用する場合を含む。)

又は第二十三条の三十七第一項の承認を受けようとするときの調査」 とあるのは 「法第八十条第三項の

製造をしようとするときの調査」 と、 第五項第三号及び第六項第二号中 「法第二十三条の二十五第六項

(法第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。)」とあるのは「法第八十条第三項」と

読み替えるものとする。

9 機構が法第二十三条の三十第一項 (法第二十三条の三十九において準用する場合を含む。) にお 7 て

準用する法第二十三条の二十七第一項の規定により行う法第二十三条の二十九第三項 (法第二十三条の

三十九において準用する場合を含む。)の規定による確認を受けようとする者が、法第七十八条第二項

 \mathcal{O} 規定により機構 に納めなければならない手数料の額は、 五十万四千四百円とする。

10

機構が法第二十三条の三十第一項

準用する法第二十三条の二十七第一項の規定により行う法第二十三条の二十九第五項 (法第二十三条の

(法第二十三条の三十九にお

いて準用する場合を含む。)

に

お

いて

三十九にお いて準用する場合を含む。) の規定による調査を受けようとする者が、法第七十八条第二項

 \mathcal{O} 規定に、 ょ 5り機構 に納 8 なければならない手数料の額は、 次の各号に掲げる調査の区分に応じ、 当該各

号に定める額とする。

書面による調査 六十四万二千四百円

実地 \mathcal{O} 調査 イ又は口に掲げる調査 の区分に応じ、 それぞれイ又は口に定める額

1 再生医療等製品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に係る調査 (1)又は(2)に掲げる調査 $\overline{\mathcal{O}}$

区 分に応じ、 それぞれ(1)又は(2)に定める額

- (1)当該 試 脱験を実: 施 L た施 設 が 玉 内 に あ る場合の調査 二百十二万千四 百 円
- (2)当該 試験を実施 L た施 設 が 外国に、 ある場合の調査 二百三十四万七千 九 百円
- に掲げる調 査以外の 調査 (1)又は(2)に掲げる調 査の区分に応じ、 それぞれ(1)又は(2)に定める額

口

イ

- (1)当該 調 査 \mathcal{O} 対象となる施 設 がが 玉 内 に . あ る場 合 \mathcal{O} 調 査 六十二万八千五 百円
- (2)当該 調 査 \mathcal{O} 対象となる施 設が 外 国 に あ る場 合 \mathcal{O} 調 查 九十 七 万六千 円
- 前項に規定する者に係る同項に規定する調査につき、 機構が、 当該 調査を行うため、 当該職員を、 外

11

玉 に ある施 記設の所立 在 地に出張させる必要が あると認める場合にお ける同 項に規定する者に係る法第七 +

八 条第二項 \mathcal{O} 政 令 で定め る手数料 \mathcal{O} 額 は 前項 \mathcal{O} 規定に か カ わ らず、 同 項に定める額 に、 機 構 職 員 の旅

費相当額を 加算した額とする。

(薬事 法第十四条の三第一 項の政令で定める医薬品等を定める政令の一部改正)

第三条 薬事 法第十四条 の三 第一 項 の政令で定める医薬品等を定める政令 (平成二十一年政令第二百六十二

号) の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

医 薬品 医療 機器等の 品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条の三第一項の医薬品

等を定める政令

第一 項中「薬事法」を「医薬品、 医療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律」 に改め

る。

(健康保険法施行令等の一部改正)

第四条 次に掲げる政令の規定中「薬事法」を「医薬品、 医療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に

関する法律」に改める。

- 健康保険法施行令 (大正十五年勅令第二百四十三号) 第三十三条の三第一項第八号及び第二項第 九号
- 児童福祉 法施行令 (昭和二十三年政令第七十四号)第二十五条の七第二項第五号、 第二十五条の十二

第二項第六号及び第二十七条の十一第二項第六号

三 輸出貿易管理令 (昭和二十四年政令第三百七十八号) 別表第二の三五の三の項 (四 四

兀 生活保護法施行令(昭和二十五年政令第百四十八号) 第四条の二第十二号及び第四条の三第十四号

五. 関税定率法施行令 (昭和二十九年政令第百五十五号) 第七十一条

六 毒物 及び 劇 物取締法施行令 (昭 和三十年政令第二百六十一号)第十二条第一号

七 労働安全衛生法施行令 (昭和四十七年政令第三百十八号)第十三条第三項第二十二号及び第二十三号

八 特定商品等の預託等取引契約に関する法律施行令(昭和六十一年政令第三百四十号) 第一条第一項第

五号

九 社会福: 祉 士及び介護福祉士法施行令 (昭和六十二年政令第四百二号) 第一条第二項、 第十四条の二及

び附則第三条

+ 介護保険法施行令 (平成十年政令第四百十二号) 第三十五条の二第十二号及び第三十五条の五第十四

号

十 一 健 康保険法等の一部を改正する法律 (平成十八年法律第八十三号) 附則第百三十条の二第一 項 0 規

定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令第三十五条の二第十二号及び第三十五条

の四第十四号

十 二 薬事・食品衛生審議会令(平成十二年政令第二百八十六号) 第六条の表薬事分科会の項第一号

十三 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令 (平成十七年政令第百四十六号) 第百七十八号

十四四 障 .害者 \mathcal{O} 日常: 生 活及び社会生活を総合的に支援するため \mathcal{O} 法 律 施 行令 (平成十八年 政 令第十号)

二十二条第二項第五号、 第二十六条第二項第六号、 第三十八条第九号及び第四十二条第十一号

十 五 消費者安全法施行令(平成二十一年政令第二百二十号)第五条第一号口

(地方自治法施行令の一部改正)

第五 条 地方自 1治法施? 行令 (昭和二十二年政令第十六号) 0) 部を次のように改 する。

別 (表第一薬事法施行令(昭和三十六年政令第十一号) の項中 「薬事 法施行令」 を 「医薬品、 医療機器等

 \mathcal{O} 品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に改め、 同項第 一号中 (第五十五条にお . て

準 用する場合を含む。)」 及 び 「(これらの規定を第 五. 十五条に お 7 て準 甪 する場合を含む。) を削 り

第二十二条第三項」を「第二十二条第二項」に、 「第三十五条第一項」を「第三十四条第一 項」 に 改

め、 「同条第二項において読み替えて適用される同条第一項」の下に 第三十七条第二項にお いて 読 4

替えて適用される同条第一項、 第三十七条の二第二項及び 同条第四項において読み替えて適用される同 条

第三十七条の れ \mathcal{O} び第四項、 第二項、第三十七条の三第二項及び第四項並びに同条第五項において読み替えて適用される同条第二項及 において読み替えて適用される同条第一項(これらの規定を第五十五条において準用する場合を含む。) お . る同 五. いて読み替えて適用される同条第二項 第二項 らの 条第一項 E 規定を第 第三十七条の四第一項及び同条第二項において読み替えて適用される同条第一 十第二項及び お (第五 7 て読 五. 十五 十五条において準用する場合を含む。)、 み替えて適用される同条第 条にお 第四項並 いて準用する場合を含む。 びに同条第五項において読み替えて適用され (これらの規定を第五十五条において準用する場合を含む。)、 一項、 第三十七条 第三十七条の十 第三十七条の九第二項及び同条第四項に の八第二項に る同 お 第一 いて読 [条第二項及び第四 項及び 項、 み替えて適 同 第三十七条 条第二 項 項 3

替えて適用される同条第二項及び第四項、 を含む。)、 十三条の三第二項に 1 て読み替えて適用される同条第二項、 第三十七条の十二第二項において読み替えて適用される同条第 第三十七条の三十四 お いて読み替えて適用される同 第 項及び同 第四十三条の五第二項及び第四項並びに同条第五 第四十三条の六第一項及び同条第二項において読み替えて適用 条第二項に 条第一 項、 お 1 第四· 、 て 読 十三条の四第二 項 み替えて適用 (第五十五条において準用する場合 される同 項 及び 一項にお 条第 同条第四 いて読 項 項 第四 に 4 お

条第一 第一 二項 第二項、 される同条第一項、 項、 E お 項から第四項まで」 第七十四条の三第一 第四十三条の十二第二項及び第四項、 1 て読み替えて適用され 第四十三条の七第二項において読み替えて適用される同条第一項、 に改め、 項、 第七 る同 同項第二号中 条第 一 四 1条の 項」 兀 第四十三条の十三、 第六項」 を加え、 「第七十四条の二第六項」を「第七十四条の四第六項」 に、 「第七十四条の二第六項」 「第八十条第一項及び第二項」 第四十三条の三十五第一項及び同 を 第四十三条の十一 「第七 を + 应 「第八十 条 の 二 条第

(家畜伝染病予防法施行令の一部改正)

に改める。

第六条 三第 生医 に、 第六条第一号中 療等製品 $\bigcup_{i=1}^{n}$ 項の 家畜伝染病予防法施行令 規 登 定 録」 に をいう。 による許可 に改 「薬事 め、 可 以下この号において同じ。)」を、 法 を 「医薬品」 を「医薬品、 「若しくは第二十三条の二十二第一 (昭和二十八年政令第二百三十五号)の一 の下に「若しくは再生医療等 医療機器等の品質、 「生物学的製剤」 有効性及び安全性 項 製品 \mathcal{O} 許 . 可若 (同法第二条第 部を次のように改正する。 の下に「若しくは再生医 しくは \mathcal{O} 同法第二十三条 確保等に関する法 九項に規定す の 二 の 療等 る再

製品」

を加える。

(特許法施行令の一部改正)

第七条 特許法施行令 (昭和三十五年政令第十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第二号を次のように改める。

二 次に掲げる処分

1 医薬品、 医療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律 (昭和三十五年法律第 百 匹

十五号。 以 下 「医薬品医療機器等法」 という。 第十四条第一項に規定する医薬品 に係 る同 項 \bigcirc 承

認、 同 1条第九7 項 <u>(</u>医 薬品医 療機器等法第十九条の二第五 項に お V 、て準 用する場合を含む。 \mathcal{O} 承 認

及び医薬品医療機器等法第十九条の二第一項の承認

口 医薬品医療機器等法第二十三条の二の五第一項に規定する体外診断用医薬品に係る同 項の承認、

同 条第十一項 (医薬品 医療機器等法第二十三条の二の十七第五 ゴ項に、 お *(*) て準用する場合を含む。)

 \mathcal{O} 承認 及び医薬品医療機器等法第二十三条の二の十七第一 項の 承 認

医薬品 医療機器等法第二十三条の二の二十三第一項に規定する体外診断用医薬品に係る同項 へ の 認

証及び同条第六項の認証

= 医薬品医療機器等法第二十三条の二十五第一項の承認 (医薬品医療機器等法第二十三条の二十六

第五項 の申請に基づく医薬品医療機器等法第二十三条の二十五第一 項の承認を除く。)、 医薬品 医

療 機器等法第二十三条の二十五第九項 (医薬品医 療機器等法第二十三条の三十七第五 一項に お 1 て 準

用する場合を含む。) の承認及び医薬品医療機器等法第二十三条の三十七第一項の 承認 同 条第五

項にお いて準用する医薬品医療機器等法第二十三条の二十六第五項の申請に基づく医薬品医療 機器

等法第二十三条の三十七第一項の承認を除く。)

(放射性同 位 元素等による放射線 障 害 \mathcal{O} 防止 に関する法律施 行令 \mathcal{O} 部 改

正

第八条 放射性同位元素等による放射線障害 の防止に関する法律施行令 (昭和三十五年政令第二百五十九号

)の一部を次のように改正する。

第 条第二号中 薬 事 法 を「医薬品、 医療 機 器 等の 治質、 有効性及び安全性 \mathcal{O} 確保等に関 する法

に改め、 同条第三号中 「薬事 法第二条第十六項」 を 医医 薬 品、 医 療 機器等の品質、 有効性及び安全性 \mathcal{O} 確

保等に関する法律第二条第十七項」に改め、 同条第五号中 「薬事法」を 「医薬品、 医療機器等の 品質、 有

効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。

(割賦販売法施行令の一部改正)

第九条 割賦 販売法施行令 (昭和三十六年政令第三百四十一号) の一部を次のように改正する。

別 表第 第 号 中 薬事 法 を 医医 薬品、 医療機器等 \dot{O} 品質、 有 効性及び安全性 \mathcal{O} 確 保等に . 関 する法律

」に改め、「。以下同じ」を削る。

(登録免許税法施行令の一部改正)

第十条 登録 免許税法 施行令 (昭和四 十二年政令第百四十六号)の一 部を次のように改正する。

第十一

五条

第

項

中

薬

事

法

昭昭

和

三十

五.

年法

1律第1

百

四十五号)

を

医

薬

品品

医

療機器

等の

品

質、

有効

性及び安全性 \mathcal{O} 確保等に関する法律 (昭和三十五年法律第百四十五号。 以 下 医 |薬品| 医療機器等法」 とい

う。)」に、 同 法 を 「医薬品 医療機器等法」に、 「薬事 法施行令 昭 和三十六年政令第十一 号)」を

医医 薬品、 医 療 機器 等 \dot{O} 品質、 有効 性 及び安全性 \mathcal{O} 確 保等に 関 する法律 施 行 令 (昭 和三十六年 政 (令第· +

号。 以下 医医 一薬品医生 療 機器等法施行令」という。)」 に、 同 条第 匹 項」 を 同 _条第= 八項」 に、 同 令

を 医薬品 医 療機器等法施行令」 に改め、 同条第二項第一号中 「薬事 法第十三条第一項」 を 医 薬品 医 療

機器等法第十三条第一 項」 に、 薬事 法施行令」 を 「医薬品医療機器等法施行令」 に改め、 同 項第二号中

とし、 第二 医 薬 め、 療 「薬事法第十三条第六項」を 品品 機 を 療機器等 項」に、 に改め、 項」 器 同 等外国製造業者」 同 同 医 項第 法 同 令第八十条第二項」 等法施行令」 を 薬 項 第五 品品 法 を 同項第三号中 医医 同 号及び第二号中 医 「医薬品 法」 |薬品| 号中 療機器等法」 に改 を に改め、 め、 医療機器等法施行令第八十条第三項」に改め、 「薬事 に 医 「医薬品医 改め、 療機器等法」 同 「薬事法」及び 法第八· を 項第六号中 に、 「医薬品医療機器等法第十三条第六項」に、 医 「薬事 同条第四 規 十三条第 薬品医療機器等法 療機器等法」に、 薬事 定による」 法第八十三条第一 に、 「薬事 垣 中 法施行令」 「同法」 「別表第一 法第八 項 薬事 を削 を を 法施行令」 を 十三条第 :施行令第八十条第三項」 り、 医 「医薬品医療機器等法」に、 「薬事法施行令」を 項」 医 第七十七号伍」 . 薬 同 薬品医 品品 を 項第四号中 及び 医 医医 療機器等法第八十三条第 項 療 薬 同 品品 同号を同項第十一号とし、 機器等法施行令」に、 を 令 医 医医 を 「薬事 療 「医薬品 薬品 を 機器等法 「別表第一第七十七号世」に改 「薬事法施行令」を に改め、 法 医 医 <u>|薬品|</u> 医療機器等法施行令」 及び 療機器等法第八 「外国製造業者」 第八十三条第 医療 同号を同 同同 項 法 機器等法施 同 令第 . 項第· 同項第四号 に、 を 「医薬品 十三条 医 項」 十二号 を 八十条 薬 行 同 医医 に に 法 第 令 医

 \mathcal{O}

次に次の六号を加える。

五. 医薬品 医療機器等法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用する医薬品医療機器等法第二十

三条の二の三第一 項の登録で、 医薬品 医療機器等法施行令第八十三条の規定により読み替えて適用 す

る医薬品 医 療機器等法 施行令第八十条第三項 \hat{O} 規定に より 都道 府県知事が行うこととされる事務 同

項第三号に係るものに限る。) に係るもの以外のもの

六

医薬品

医療機器等法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用する医薬品医療機器等法第二十

三条の二の四第一項(医療機器等外国製造業者の登録)の登録

七 医薬品 医 療機器等法第八十三条第 項の規定により読み替えて適用する医薬品医療機器等法第二十

三条の二十二第一項の許可

八 医薬品 医療機器等法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用する医薬品医療機器等法第二十

三条の二十二第六項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定による製造所 に係る許可 O区 分の 追 加 0) 許 可

九 医薬品 医 療機器等法第八十三条第一 項の規定により読み替えて適用する医薬品医療機器等法第二十

三条の二十四第一項 (再生医療等製品外国製造業者の認定) の認定

+ 医薬品 医療機器等法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用する医薬品医療機器等法第二十

三条の二十二第六項(医薬品医療機器等法第二十三条の二十四第三項において準用する場合に限る。

)の規定による製造所に係る認定の区分の追加の認定

第十五条第四]項を同り 条第八項とし、 同条第三項中 別 表第一第七十七号四」を 「別表第一第七十七号冊

に改め、 同項第一号中「薬事法第四十条の二第一項」を「医薬品医療機器等法第四十条の二第一項」に

薬事法施行令第八十条第二項」を「医薬品医療機器等法施行令第八十条第三項」に改め、 同項第二号

中 「薬事法第四十条の二第五項」を 「医薬品医療機器等法第四十条の二第五項」に、 「薬事法施 行令第八

+ -条第二 項」 を 「医薬品 医 .療機器等法施行令第八十条第三項」に改め、 同 「項を同条第七項とし、 同 条第二

項の次に次の四項を加える。

3 法別表第 第七十七号四に規定する政令で定めるものは、 医薬品医療機器等法第二十三条の二第一項

(製造販 売業 \mathcal{O} 許可) (医薬品 医療機器等法第八十三条第一 項の規定により読み替えて適用する場合を

含む。 の許可で、 医薬品医療機器等法施行令第八十条第三項の規定により都道府県知事が行うことと

される事務 (同項第一号に係るものに限る。) に係るもの以外のものとする。

4 法別表第一 第七十七号国に規定する政令で定めるものは、 医薬品医療機器等法第二十三条の二の三第

項 (製造業の登録) の登録で、 医薬品医療機器等法施行令第八十条第三項の規定により都道府県知事

が行うこととされる事務 (同項第三号に係るものに限る。) に係るもの以外のものとする。

5 法別 表第 第七十七号出に規定する政令で定めるも のは、 医薬品 医 療機器等法第二十三条の二十第

項 (製造販売業の許可) (医薬品医療機器等法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合

を含む。)の許可で、医薬品医療機器等法施行令第八十条第四項の規定により都道府県知事が行うこと

とされる事務 (同項第一号に係るものに限る。) に係るもの以外のものとする。

6 法別表第 第七十七号川に規定する政令で定めるも <u>0</u> は、 医薬品 医 |療機器等法第二十三条の二十二第

項 (製造業の許可) の許可又は同条第六項の規定による製造所に係る許可の区分の追加の許可とする。

(特定工場における公害防止組織 の整備に関する法律施行令の一部改正)

第十一 条 特定 工 場にお ける公害防 止 祖織 の整備に関する法律施行令 (昭和四十六年政令第二百六十四号)

の一部を次のように改正する。

別 表第三の八の項中 「薬事法」を 「医薬品、 医療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法

律」 に、 「第六十八条の二第一項」を「第二十三条の三十四第三項 の規定により再生医療等製品の製造 $\overline{\mathcal{O}}$

管理をする者として一年以上その職務に従事したもの又は同法第六十八条の十六第一項」に改める。

(特定商取引に関する法律施行令の一部改正)

第十二条 特定 商取引 に 関する法 律 施 行 令 (昭 和 五. 十一 年政令第二百九十五号) 0) 部を次のように改 正 す

る。

別 表第三第一号中 「薬事法」を「医薬品、 医療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律

に改め、 同 表第八号中 「薬事法第三十一条」 を 「医薬品、 医療機器等の 品質、 有効性及び安全性 の確 保

等に関する法律第三十一条」に改める。

(独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令の一部改正)

第十三条 独立 一行政法-人医薬品 医療機器総合機構法施行令 (平成十六年政令第八十三号) の一部を次のよう

に改正する。

第一 条第一号中 「薬事 法 (昭和三十五年法律第百四十五号)」を 医医 工薬品、 医療機器等 \dot{O} 治品質、 有効: 性

及び安全性 の確保等に関する法律 (昭和三十五年法律第百四十五号。 以 下 「医薬品医療機器等法」 とい う

に、 同 法 を 「医薬品医療機器等法」 に改め、 同条第七号を同条第十三号とし、 同条第六号中

薬事 法」を「医薬品医療機器等法」に改め、 同号を同条第十二号とし、 同条第五号中「薬事法」を 「医薬

밂 医療機器等法」に改め、 同号を同条第十号とし、 同号の次に次の一号を加える。

+ 医薬 品 医 |療機器等法第二十三条の二十七第四項 \mathcal{O} 届 出 |の受理

第一 条第四号中 「薬事法」を「医薬品医療機器等法」 に改め、 同号を同条第七号とし、 同号の次に次の

二号を加える。

八 医薬品 医療機器等法第二十三条の二の七第四項の届 出 『の受理

九 医 薬品 医 療機器等法第二十三条の二の十三第一 項 0 届 出 \mathcal{O} 受理

第一 条第三号中 「薬事法」を「医薬品医療機器等法」に改め、 同号を同条第六号とし、 同条第二号中

薬事 法 を 「医薬品医療機器等法」に改め、 同号を同条第四号とし、 同号の次に次の一号を加える。

五. 医 薬 品 医 療機器等法第二十三条の二の七第一 項 (医薬品 医療機器等法第二十三条の二の十七第五 項

及び第六項において準用する場合を含む。)の規定による基準適合証 の返還の受付

第一条第一号の次に次の二号を加える。

医薬品 医療機器等法第二十三条の三十二第一項 (医薬品医療機器等法第二十三条の三十九において

準用する場合を含む。) において準用する医薬品医療機器等法第二十三条の二十七第一項の規定によ

る確認及び調査

三 医 薬品 医 療機器等法第二十三条の六第二項 の規定による調査

第二条第一号中 「薬事法第六十八条の十一 第三項」を 「医薬品 医 療機器等法第六十八条の十三第三項」

に改め、 同条第二号中 「薬事法第七十七条の四の五第三項」 を「医薬品医療機器等法第六十八条の十五 第

三項」 に改め、 同条第四号を同条第五号とし、 同 条第三号中 「薬事 法 を 「医薬品医療機器等法」 に改め

同号を同 条第四号とし、 同条第二号の次に次の一 号を加え える。

三 医薬品 医療機器等法第六十八条の二十五第三項の報告の受理

第四条第一項、 第七条第二項、 第十条第一項、 第二項、 第四項及び第九項、 第十一条第一項及び第二項

各号並びに第十二条第 一項中 「医薬 品品 \mathcal{O} 副 作用」 を 許 可 医 |薬品 等 \mathcal{O} 副 作用」 に改める。

第十八条第 項中 「第十 九条第一 項」を 「第十九条第二項」に、 許可 医薬品製造販売業者」 を 「許可

医薬品製造販売業者等」に改め、 同条第二項から第五項までの規定中 「許可医薬品製造販売業者」 を 許

可医薬品製造販売業者等」に改める。

第十九条中「許可医薬品製造販売業者」 を「許可医薬品製造販売業者等」に改める。

介 副 染救済給付」 再生医療等製品」と、 た感染等」を した感染等」 作用救済給付に係る許可再生医療等製品」 第二十一条中「これらの規定」 「許可生物由来製品等を介した感染等」に、 と、 を削 法第十八条中 法第十七条第一 り、 医 を 薬品 許 「法第十六条第二項」に改め、 項中 可医薬品 \mathcal{O} 副 作 許可 とあるのは 用 又 を は 医薬品等の 副 許 作 用救済給付 可 「許可生物由来製品又は感染救済給付に係る許可 医 二 薬品 副作用」 とあるのは 等 に係る許 0) 「「副作用救済給付」 とあるのは 副 作 用 「許可生物由来製品」を 可 に、 再生医療等製品」 「許可生物 「生物 とあるのは 由 [来製品] 由 来製品 とあ 「又は を介 るの 等を 「感

第二十二条の表を次のように改める。

は

「許可生物由来製品又は感染救済給付に係る許可再生医療等製品」に改める。

することができない。ただし、正当な	することができない	第四条第四項
許可生物由来製品等を介した感染等	許可医薬品等の副作用	
第二十条第一項第一号	第十六条第一項第一号	第四条第一項
第二十条第一項第一号	第十六条第一項第一号	第三条

第五条第三項	することができない第十六条第一項第一号	世由があるときは、この限りでない 理由があるときは、この限りでない
		理由があるときは、
第六条及び第	第十六条第一項第二号	第二十条第一項第二号
七条第一項		
第七条第二項	許可医薬品等の副作用	許可生物由来製品等を介した感染等
第九条第一項	第十六条第一項第三号	第二十条第一項第三号
第十条第一項	第十六条第一項第四号	第二十条第一項第四号
	許可医薬品等の副作用	許可生物由来製品等を介した感染等
第十条第二項	許可医薬品等の副作用	許可生物由来製品等を介した感染等
及び第四項		
第十条第九項	許可医薬品等の副作用	許可生物由来製品等を介した感染等

_		
	することができない	することができない。ただし、正当な
		理由があるときは、この限りでない
第十一条第一	第十六条第一項第四号	第二十条第一項第四号
項	許可医薬品等の副作用	許可生物由来製品等を介した感染等
第十一条第二	許可医薬品等の副作用	許可生物由来製品等を介した感染等
項各号及び第		
十二条第一項		
第十三条第一	第十六条第一項第五号	第二十条第一項第五号
項		
第二十三条の表	第二十三条の表を次のように改める。	
第十七条	第十九条第二項	第二十一条第二項
第十八条第一	第十九条第二項	第二十一条第二項
項及び第二項	許可医薬品製造販売業者等	許可生物由来製品製造販売業者等

-	
<u> </u>	
<u> </u>	
\bigcirc	
頁	
~~	

九条	まで及び第十	項から第五項	第十八条第三
			許可医薬品製造販売業者等
			許可生物由来製品製造販売業者等

第
-
士
四
条
\bigcirc
表
を
次
\mathcal{O}
よ
う
うに
改
改

第十七条	第十九条第二項	第二十二条第二項
第十八条第一	第十九条第二項	第二十二条第一項
項	許可医薬品製造販売業者等	医薬品等製造販売業者
第十八条第二	第十九条第二項	第二十二条第二項
項	添付するほか、同条第七項に規定する許可	添付しなければならない
	医薬品製造販売業者等にあっては、副作用	
	拠出金のうち同項の規定により算定される	
	額を証する書類として厚生労働省令で定め	

	る書類を添付しなければならない	
第十八条第三	許可医薬品製造販売業者等	医薬品等製造販売業者
項から第五項		
まで及び第十		
九条		

第二十五条中 「医薬品等製造業者等」 を 「医薬品等製造販売業者」 に改める。

(武力攻撃事 態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令の一 部改正)

第十四条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成十六年政令第二百七

十五号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一号中 「衛生用品」の下に「及び再生医療等製品」 を加える。

第二十一条第十一号中 「薬事法」 を 「医薬品、 医療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関する

法律(以下「医薬品医療機器等法」という。)」に改める。

第二十二条第一項中「薬事法施行令(昭和三十六年政令第十一号)第二十八条の規定は、 を「医薬品

と、 第九十二条第一項において準用する医薬品医療機器等法第二十三条の二十八第二項の政令で定める措置に 医 め、 つい 十八条の規定は」に、 療機器等法第二十三条の二の八第二項の政令で定める措置について、 医療機器等の品質、 <u>、</u> て 同令第三十七条の三十第三号中 「について」 を加 え、 の 下 に $\overline{\mathcal{O}}$ 承認 有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令(昭和三十六年政令第十一号)第二 「薬事 一、 (以 下 同 法第十四条の三第二項」を 令第三十七条の三十の規定は法第九十二条第一項に 「特例承認」 「法第二十三条の二の八第一項 という。)」 「医薬品医療機器等法第十四条の三第二項」に改 を削り、 (法第二十三条の二の二十第 「第十四条の承認」 同令第四十三条の三十の おい て準用 を 「第十四 する医 規定は 項 E . 薬 お 法

律第九十二条第一項において読み替えて準用する法第二十三条の二の八第一項」と、 いて準用する場合を含む。)」とあるのは 又は第二十三条の二の十七」とあるのは 「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法 「第二十三条の二の五」と、 「第二十三条の二の

法第二十三条の二十八第一項 五. (法第二十三条の四十第一項において準用する場合を含む。)」 同令第四十三条の三十第三号中 とある のは

用する法第二十三条の二十八第一項」と、 「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第九十二条第一項において読み替えて準 「第二十三条の二十五又は第二十三条の三十七」とあるのは

項 (第二十条第一項において準用する場合を含む。)、第二十三条の二の八第一項(第二十三条の二の二

十第一項において準用する場合を含む。)又は第二十三条の二十八第一項 (第二十三条の四十第一項」に

を「、第二十三条の二の八第一項又は第二十三条の二十八第一項」と、 「第十四条又は第十九条の二」 とあるのは 「第十四条」と、 「薬事 「第十九条の二、第二十三条の 法施行令第七十五条第二項

二の五、 第二十三条の二の十七、第二十三条の二十五又は第二十三条の三十七」とあるのは「第二十三条

の二の五又は第二十三条の二十五」と、 「医薬品、 医療機器等の品質、 有効性及び安全性 の確保等に関 す

る法 律施行令」 に、 「準用する薬事 法施行令第七十五条第二 項」 を 「準用する医薬品、 医療機器等の

有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に改める。

第二十八条第八号中 「薬事法」を 「医薬品医療機器等法」 に改める。

第二十九 条 \mathcal{O} 表前条第八号に掲げ る物質 \mathcal{O} 項中 「薬事 法施行令」 を 「医薬品、 医療機器等の 品質、 有効

性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に改める。

(新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令の一部改正)

第十五条 新型インフル エンザ等対策特別措置法施行令 (平成二十五年政令第百二十二号) の一部を次のよ

うに改正する。

第三条第二十号ニ中「又は医療機器」を 医療機器又は再生医療等製品」に、 「薬事法」を「医薬品

医 療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、 第二条第十二項」を __ 以 下

医薬品 医療機器等法」という。)第二条第十三項」に改め、 同号ホ中「薬事法」及び「同法」 を 「医薬品

医療機器等法」 に改め、 同号へ中「又は薬事法」を「、 医薬品医療機器等法」に改め、 「高度管理医療機

器等」の下に「又は再生医療等製品」を加える。

第十 条 第 項第七号中 「衛生用 品 の 下 に 再生医療等製品」 を加 える。

第十四条中第五号を第六号とし、 第四号を第五号とし、 第三号の次に次の一号を加える。

四 再生医療等製品

(厚生労働省組織令の一部改正)

第十六条 厚生労働省組織令 (平成十二年政令第二百五十二号) *(*) 部を次のように改正する。

第四条第九号中 「衛生用品」の下に「及び再生医療等製品」 を加え、 同条第十号中 「の製造業、 製造販

売業」 を「及び再生医療等製品の製造販売業、 製造業」に、 「賃貸業」 を「貸与業」に改める。

四号とし、 医療等製品」 第六条第一項第一号中「衛生用品」の下に「及び再生医療等製品」を加え、 第九号から第二十二号までを一号ずつ繰り下げ、 を加い え、 同号を同項第九号とし、 同 項中第七号を第八号とし、 同項第八号中 「衛生用品」の下に「及び再生 第二号から第六号までを一号 同項中第二十三号を第二十

医薬品、 医薬部外品、 化粧品、 医療機器及び再生医療等製品の使用による保健衛生上の危害の発生

又は拡大の防止に関すること。

ずつ繰り下げ、

第一号の次に次の一号を加える。

第六条第二 項中 「前 項第十五号から第二十三号まで」を 「前項第十六号から第二十四号まで」 に改り

造販売業」を「及び再生医療等製品 第三十八条第一号中 「衛生用品」の下に「及び再生医療等製品」 の製造販売業、 製造業」に、 「賃貸業」 を加え、 を「貸与業」に改め、 同条第二号中「の製造業、 同条第 製

三号中 「衛 生 用 品 の 下 に 「及び再生 医療等製品」 を加える。

第三十九条第一号中 「衛生用品」 の 下 に 「及び再生医療等製品」 を加え、 同条第三号中 $\overline{\mathcal{O}}$ 製造業、 製

造販売業」を「及び再生医療等製品 の製造販売業、 製造業」に、 「賃貸業」を「貸与業」に改める。

第五十二条第一号中 「及び医療機器」 を 医療機器及び再生医療等製品」 に改め、 同条第二号中 医医

 \mathcal{O} 登 医 薬 録 《部外品、 並 びに 医 薬品 化粧品1 等 <u>,</u> 及び再生医 に 改 め、 療等製品 同 条第三号中 の製造業 医 の許 療 機 可並びに医療機器 器 を 再 生 医療等製 及び体外診断 品」 に改 用 め、 医薬品 同 条第 の製造業

号中 衛 生用 の 下 に 「及び再生医療等製品」 を加え、 同号を同条第十四号とし、 同条第十二号中 「 医

薬品 医 療 燃機器1 等の製造業の許可及び」を「医薬品、 及び)体外診 断 用 医 薬品 の製造業 \mathcal{O} 登録並 医薬部外品、 びに医薬品等 化粧品及び再生医療等製品の製造業の許可並 <u>。</u> に、 「及び医療機器 を 及 び 再生 びに 医

る評 療等製品」 無価に関すること」を、 に 改 め、 再 評 価 「衛生用品」の下に に関すること」 0) 下に 「及び再生医療等製品」 医 療機器 及び体外診 を加え、 断 用 医 「薬事 薬品 法 \mathcal{O} 使用 (昭和三十 成 績 に 五 関 年 す

法 · 律第 · 百四十五号)」 を 「医薬品、 医療機器等の 品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律 (昭 和三

十五 年 法 律 . 第 百 1四十五 号。 以 下 医 薬品 医 療 機器等法」 という。 に 改め、 同 号を同 条第十三号とし、

同 条中第十一 号を第十二号とし、 第八号から第十号までを一 号ずつ繰り下げ、 同 条第七号中 「及び希 少疾

Ļ 病 用 医療機器」 同 【条第六号を同条第七号とし、 を 希少疾病用 医療機器及び希少疾病用再生医療等製品」 同条第五号を同条第六号とし、 同条第四号中 に改め、 「賃貸業」 同号を同条第八号と を 「貸与業」

に改め、 同号を同条第五号とし、 同条第三号の次に次の一号を加える。

兀 医療機器及び体外診断用医薬品の使用成績に関する評価に関すること。

第五十三条第五号を同条第六号とし、 同条第四号中 「生物・ 由 工来製品 (薬事法第二条第九項」 を 「再生医

療等製品 生物由来製品 (医薬品 医 療機器等法第二条第十項」に、 「同法第七十七条の五第一項」 を「医

薬品医療機器等法第六十八条の五第一 項」に改め、 同号を同条第五号とし、 同条中第三号を第四号とし、

第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

医薬品 等の 使用 による保健 衛 生上の危害の 発生又は拡大の防止 に関する企 画及び立案に関すること。

第五十四条第五号中 「薬事法」を 「医薬品医療機器等法」 に改め、 同条第七号及び第九号中 「覚せ · 剤

を 「覚醒 剤 に改め、 同条第十号中 「薬事法」 を 「医薬品医療機器等法」に改める。

第百三十六条第一 項 第 一 号 中 「医薬品」 の 下 に 医療 《機器、 再生医療等製品」 を加い え、 同 項 第二号中

医 [療機器] の 下 に 再生医療等製品」 を加え、 同項第四号中 「及び化粧品」 を 化粧品、 医療機器

及び再生医療等製品」に改める。

(農林水産省組織令の一部改正)

第十七条 農林水産省組織令(平成十二年政令第二百五十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第十四号、 第三十九条第三号、 第六十条第四号及び第八十八条第一項中 「及び医療機器」 を、、、

医療機器及び再生医療等製品」に改める。

第二章 経過措置

(医療機器の製造販売の認証の申請に関する経過措置)

第十八条

薬事

法等の

部を改正する法律

(以 下

「改正法」という。)

の施行前にされた改正法第一

条の規

定による改 正 前 \mathcal{O} 薬事 法 (附則第二条、 第三条及び第五条第三項第一号に お いて 旧 [薬事] 法 う。

第二十三条の二の認証 の申請であって、 改正法の施行 の際、 認証をするかどうか の処分がされていないも

のについての処分については、なお従前の例による。

(高度管理医療機器等の貸与業の許可に関する経過措置)

第十九条 改正 法第一 条 の規定による改正後 0 医薬品、 医 療 機器等 の品質、 有効性及び安全性の確保等に関

する法律 (以 下 「医薬品医療機器等法」という。) 第三十九条第一項に規定する高度管理医療機器等 であ

って厚生労働大臣が指定するものを業として貸与し、 又は貸与の目的で陳列する者 (賃貸し、 又は賃貸 $\widehat{\mathcal{O}}$

目的で陳列する者を除く。 次条において同じ。)は、 当分の間、 同項の許可を受けることを要しない。

(管理医療機器の貸与業の届出に関する経過措置)

第二十条 医薬 品品 医 療 機 器等法第三十九 条 の 三 一第 項に規定する管理 医 **上療機器** であって厚生労働 大臣 が 指 定

するも のを業として貸与し、 又は貸与の目的で陳列する者は、 当分の 間、 同項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定による届出を要しな

\ <u>`</u>

(承認対象プログラム医療機器の取扱いに関する経過措置)

第二十一 条 改 正 法附 則第九 条第 項に 規定する ,る承認! 対象プ 口 グラ ム医 **| 療機器** (以下この条にお V . T 承 認

対象プログラ 4 医療機器」 という。)であって、 改正法の施行の際現に 承認対象プロ グラム医 療機器 O製

造 販売をしてい る者が改正法の施行 け 日 (以下この条にお いて 「施行日」 という。) から起算して三月を

経 温する 日 次 の各号に掲げる場合にあっては、 当該 各号に定める日) までに販売 し、 授与し、 若 しくは

貸与し、 又は 電気通信 回線を通じて提供したものに ついては、 医薬品 医療機器等法第六十三条及び第六十

三条の二並び に医薬品 医療機器等法第六十四条にお いて準用する医薬品医療機器等法第五十三条、 第五 +

四条及び第五十五条第一項の規定は、適用しない。

当該承認対象プログラム医療機器の製造販売をしている者が施行日から起算して三月を経過する日 ま

でに医薬品 医療機器等法第二十三条の二の五第一 項の 承 認の処分を受けた場合 当該処分を受けた日 か

ら起算して三十日を経過する日又は施 行 日 か ら起算して三月を経 過する日 \mathcal{O} 7 ず h カゝ 遅 7 日

前号に規定する者が施行日から起算して三月を経過する日までに医薬品医療機器等法第二十三条の二

 \mathcal{O} 五. 第一項の承認 の拒否の処分を受けた場合 当該処分を受けた日

三 第一号に規定する者が 施行 日 から起算して三月を経過する日までに医薬品 医療機器等法第二十三条の

 \mathcal{O} 五. 第 項 \hat{O} 承 認 \mathcal{O} 申 . 請 をし た場合にお いて、 同 日までに当該 承認をするかどうか \mathcal{O} 処分がされ 7

ない とき 当該 (申請について承認の処分がある日から起算して三十日を経過する日又は承認の拒否) 0 処

分がある日

匹 外 国 に お 7) て本邦 に輸出される当該 承 認 対象プロ グラム 医療 機器 の製造等 (医薬品 医 療機 器等法 第二

条第十三項に規定する製造等をいう。 をしてい る者が 施行日 から起算して三月を経過する日までに 医

薬品 医療機器等法第二十三条の二の十七第一項の承認の処分を受けた場合 当該処分を受けた日から起

算して三十日を経過する日又は施行日から起算して三月を経過する日の いずれ、 か 日

五 前号に規定する者が施行日から起算して三月を経過する日までに医薬品医療機器等法第二十三条の二

 \mathcal{O} 十七第一 項 の承認 の拒否の処分を受けた場合 当該処分を受けた日

六 第四 一号に 規定する者が 施行 日 か ら起算して三月を経 過する日までに医薬品 医療機器等法第二十三条の

の十七第 項の 承認の申請をした場合において、 同日までに当該承認をするかどうかの処分がされ . T

1 ないとき 当該申請について承認の処分がある日から起算して三十日を経過する日又は承認の拒否 \bar{o}

処分がある

副 作 用 拠 出 金に関する経 過措置)

平成二十七年度において許可医薬品製造販売業者 (改正法第五条の規定による改正後の独立行

政法人医薬品医療機器総合機構法 (以 下 「新機構法」 という。 第十九条第一項に規定する許可医薬品

造販 売業者をい う。 が 納 付すべ き副 作用拠出 金については、 次の表 0 上欄 に掲げる同 条 0 規定中同 表 \mathcal{O}

中欄 に掲 げる字 白 は、 それぞれ同 表 の下欄に掲げる字句とする。

第二項

許可 医薬品 又は副作用救

済給付に係る許可再生医

八十四号) 薬事法等の一部を改正する法律 第五条の規定による改正前 (平成二十五年法律 の第四条第五 項 第

可医薬品」という。)		
因となった許可医薬品(以下この項において「原因許	う。)	
付の支給を決定した者に係る疾病、障害又は死亡の原	原因許可医薬品等」とい	
二十七年三月三十一日までの間において副作用救済給	(以下この項において「	
旧許可医薬品」という。)及び同月二十五日から平成	係る許可再生医療等製品	
間において旧許可医薬品(以下この項において「原因	- 品又は副作用救済給付に	
平成二十六年四月一日から同年十一月二十四日までの	前年度において許可医薬	第七項
三十一日までの間における総出荷数量を合計した数量		
及び許可医薬品の同月二十五日から平成二十七年三月		
から同年十一月二十四日までの間における総出荷数量		
「旧許可医薬品」という。)の平成二十六年四月一日		
生医療等製品に該当するものを除く。第七項において	- る総出荷数量	
に規定する許可医薬品(副作用救済給付に係る許可再	療等製品の前年度におけ	

原	前
原因許可医薬品等による	前年度に支給
原因旧許可医薬品及び原因許可医薬品による	平成二十六年度に支給

2 平成二十七年度において副作用拠出金に係る許可再生医療等製品製造販売業者 (新機構法第十九条第

については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げ 項に規定する副作用拠出金に係る許可再生医療等製品製造販売業者をいう。)が納付すべき副作用拠出金

る字句とする。

日までの間における総出荷数量及び副作用救済給付に		
う。)の平成二十六年四月一日から同年十一月二十四		
「副作用救済給付に係る旧許可再生医療等製品」とい		
生医療等製品に該当するものに限る。第七項において	る総出荷数量	
に規定する許可医薬品(副作用救済給付に係る許可再	療等製品の前年度におけ	
八十四号)第五条の規定による改正前の第四条第五項	済給付に係る許可再生医	
薬事法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第	許可医薬品又は副作用救	第二項

再生医療等製品」という。)		
以下この項において「副作用救済給付に係る原因許可		
となった副作用救済給付に係る許可再生医療等製品(
の支給を決定した者に係る疾病、障害又は死亡の原因	等」という。)	
十七年三月三十一日までの間において副作用救済給付	おいて「原因許可医薬品	
医療等製品」という。)及び同月二十五日から平成二	療等製品(以下この項に	
の項において「副作用救済給付に係る原因旧許可再生	済給付に係る許可再生医	
副作用救済給付に係る旧許可再生医療等製品(以下こ	許可医薬品又は副作用救	
間において		
平成二十六年四月一日から同年十一月二十四日までの	前年度において	第七項
した数量		
七年三月三十一日までの間における総出荷数量を合計		
係る許可再生医療等製品の同月二十五日から平成二十		

副作用救済給付に係る原因許可再生医療等製品による		
副作用救済給付に係る原因旧許可再生医療等製品及び	原因許可医薬品等による	
平成二十六年度に支給	前年度に支給	

(感染拠出金に関する経過措置)

第二十三条 平成二十七年度において許可生物由来製品製造販売業者(新機構法第二十一条第一項に規定す

る許可生物由来製品製造販売業者をいう。)が納付すべき感染拠出金については、次の表の上欄に掲げる

同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、 それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

		おける総	生医療等		第二項 許可生物
		出荷数量 ————————————————————————————————————	製品の前年度に	付に係る許可再	由来製品又は感
年四月一日から同年十一月二十四日までの間における	いて「旧許可生物由来製品」という。)の平成二十六	可再生医療等製品に該当するものを除く。第七項にお	に規定する許可生物由来製品(感染救済給付に係る許	八十四号)第五条の規定による改正前の第四条第八項	薬事法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第

原因許可生物由来製品等 原因旧許可生物由
平成二十六年度に
原因許可生物由
因となった許可生
項において「原因許可生 付の支給を決定し
(以下この 成二十七年三月三
染救済給付に係る許可再 可生物由来製品」
生物由来製品又は感 旧許可生物由来製
間において
平成二十六年四月
量を合計した数量
平成二十七年三月三十一日までの間における総
総出荷数量及び許可生物

による

よる

2 平成二十七年度において感染拠出金に係る許可再生医療等製品製造販売業者 (新機構法第二十一条第一

項に規定する感染拠出金に係る許可再生医療等製品製造販売業者をいう。)が納付すべき感染拠出金につ いては、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字

句とする。

係る許可再生医療等製品の同月二十五日から平成二十		
四日までの間における総出荷数量及び感染救済給付に		
いう。)の平成二十六年四月一日から同年十一月二十		
いて「感染救済給付に係る旧許可再生医療等製品」と		
可再生医療等製品に該当するものに限る。第七項にお	おける総出荷数量	
に規定する許可生物由来製品(感染救済給付に係る許	生医療等製品の前年度に	
八十四号)第五条の規定による改正前の第四条第八項	染救済給付に係る許可再	
薬事法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第	許可生物由来製品又は感	第二項

平成二十六年度に支給	前年度に支給	
製品」という。)		
項において「感染救済給付に係る原因許可再生医療等		
た感染救済給付に係る許可再生医療等製品(以下この))	
を決定した者に係る疾病、障害又は死亡の原因となっ	物由来製品等」という。	
年三月三十一日までの間において感染救済給付の支給	項において「原因許可生	
等製品」という。)及び同月二十五日から平成二十七	生医療等製品(以下この	
項において「感染救済給付に係る原因旧許可再生医療	染救済給付に係る許可再	
感染救済給付に係る旧許可再生医療等製品(以下この	許可生物由来製品又は感	
間において		
平成二十六年四月一日から同年十一月二十四日までの	前年度において	第七項
した数量		
七年三月三十一日までの間における総出荷数量を合計		

原因許可生物由来製品等

感染救済給付に係る原因旧許可再生医療等製品及び感

による

染救済給付に係る原因許可再生医療等製品による

(安全対策等拠出金に関する経過措置)

第二十四条 平成二十七年度において医薬品等製造販売業者 (新機構法第二十二条第一項に規定する医薬品

等製造販売業者をいう。)が納付すべき安全対策等拠出金については、 同条第二項中 「医薬品、 医 療 機 器

又は 再生医療等製品 の前年 度における総出荷数量」 とあ る のは、 「薬事 法等の一 部を改正する法律 (平成

二十五 年法律 第 八十四号) 第 五 条 \mathcal{O} 規定による改 Ē 前 \mathcal{O} 第四 条第 項に 規定する る医 1薬品 又は 同 |条第| 匝 項 E

規定する医療機器の平成二十六年四月一日から同年十一月二十四日までの間に おける総出荷数量及び医薬

品、 医療機器又は再生医療等製品 の同月二十五 日から平成二十七年三月三十一日までの間における総出 荷

数量を合計した数量」とする。

2 当 分 \mathcal{O} 間、 新 機構 法第二十二条、 第二十三条及び第二十五 条 の規定並びに第十三条の 対規定に よる改 Ē 後

 \mathcal{O} 独立行政法 人医薬品 医療機器総合機構法施行令 (以 下 「新機構法施行令」という。) 第二十四条及び第

二十五条の規定は、 体外診断用医薬品についても、 適用する。 この場合において、 次の表の上欄に掲げる

新機構法及び新機構法施行令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とす

許可医薬品製造販売業者等(以下「許可医薬品製造販	許可医薬品製造販売業者	新機構法施行令第
売業者	者	条第一項
、医薬品等製造販売業者又は体外診断用医薬品製造販	又は医薬品等製造販売業	新機構法第二十三
		項
業者		条第二項及び第五
医薬品等製造販売業者又は体外診断用医薬品製造販売	医薬品等製造販売業者	新機構法第二十二
販売業者」という。)		
の許可を受けている者(以下「体外診断用医薬品製造		
二第一項の規定による体外診断用医薬品の製造販売業		
いう。)又は各年四月一日において同法第二十三条の	いう。)	条第一項
若しくは	又は	新機構法第二十二

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	- 741	
二十四条の表第十	<u>\$</u>	
八条第一項の項	医薬品等製造販売業者	医薬品等製造販売業者(以下「医薬品等製造販売業者
		」という。)又は各年四月一日において医薬品、医療
		機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法
		律第二十三条の二第一項の規定による体外診断用医薬
		品の製造販売業の許可を受けている者(以下「体外診
		断用医薬品製造販売業者」という。)
新機構法施行令第	医薬品等製造販売業者	医薬品等製造販売業者又は体外診断用医薬品製造販売
二十四条の表第十		業者
八条第三項から第		
五項まで及び第十		
九条の項及び第二		
十五条		

(施行期日)

第 一 条 この政令は、 改正法 仏の施行 の 日 (平成二十六年十一月二十五日) から施 行する。

外国 製造 医 療機器等 特 例 承認取得者に関する変更の届 出 に 関する経過 (措置)

第二条 この政令の施行前にその氏名又は住所その 他第一条の規定による改正前の薬事法施行令(以下この

条及び次条に

お

いて

旧

薬事法施行令」という。)

第三十五条第

項の

厚生労働省令

间

薬事

法施行令第

八 条 の規 流定が適E 用され る場 合に あっては、 農林 水産省令。 次条 に おい て同じ。) で定 8 る事 項 に 変更

が あっ た医療機器又は体外診断 用 医薬品 の外国 特 例承認取得者 (旧薬事 法第十九条の二第四項に 規定する

外 国 [特例承認取得者をいい、 改正法附則第三十七条の規定により医薬品医療機器等法第二十三条の三十七

 \mathcal{O} 承 認を受け た ものとみなされる者を除く。)であって、 旧 薬事 法 施行令第三十五 条第 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定に よる

届 出をして 7 ない ŧ のについては、 第一条 の規定による改正後 \mathcal{O} 医 |薬品、 医 療 機 器等の 品 質、 有効: 性 及び

安全性に関する法律施行令 (次条において 「医薬品医療機器等法施行令」という。) 第三十七条の三十四

第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(外国製造再生医療等製品特例承認取得者に関する変更の届出に関する経過措置

第三条 こ の 政 令の施行前にその氏 名又は住所その 他 旧薬事 法施行令第三十五条第 項の厚生労働省令で定

8 る事 項 に · 変 更が あ 0 た 医 薬 品 又 は 医 療 機 器 \mathcal{O} 外 国 特 例 承 認 取得 者 旧 薬事 法 第 +九 条 の二第 匹 項 に 規 定

する外 国 特 例 承認取得者を 1 V. 改 Ē 法附則第三十 七 条 \mathcal{O} 規定により 医薬品医療 機器等法第二十三条 の 三

十 七 0 承認を受けたものとみなされる者に限る。) であって、 旧薬事 法施行令第三十五条第一 項の 規 定に

ょ る 届 出をし てい な 1 ₽ Oについ ては、 医薬品 医 |療機器等法施行令第四十三条の三十一第一 項の 規定 に か

かわらず、なお従前の例による。

(医 療機器 0 製造販売 0 承 認 の申 請等に係る手数料の額に関する経過措置

第四 _ 条 改正 法 附 :則第: 十三条の規定によりなお従前 の例によることとされた同 条の再審査に係る医療機器と

構 造 使用 方法 効果 及び 性 能 が 明 6 カン に . 異 ならな 1 医 療 機 器 に つ **,** \ 7 医薬 品品 医 療 微機器 等法第二十三条の

五又は第二十三条 の 二 の + 七 0 承認を申 請する者につ 7 て は、 第二 条 の規定に による改 正 後 \mathcal{O} 医 薬 品

医 療 機器等 O品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令第十二条第一項第一 号イ(1)

その」 とあるのは 「その」と、 「を除く」 とあるのは 薬事法等の一 部を改正する法律 (平成二十五 法 ょ 器 年法律第八十四号。 十三条の三十七 り法第二十三条の二十五の承認を受けたものとみなされ、 第十 る延 で あ 第十四 長が 九 ってそ 条 行 条の \mathcal{O} \mathcal{O} 兀 わ 製造 四第 $\overline{\mathcal{O}}$ れたときは、 に ,承認, お 以下「改正法」という。) 第一条の規定による改正前の薬事法 販 1 項 第 一 て準 を受けたも 売 \mathcal{O} 用する場合を含む。 承 その 号 認 · 旧 \mathcal{O} 延長後 のとみなされるものを除く。) あ · 法第十九条の た 日 \mathcal{O} 期間) 後同号に規 に規定する厚生労働 を経過し 四において準用する場合を含む。) 定する調 て 又は改正 7 ないもの 査 及び旧法第十四 期 法附則第三十七条の規定により法 間 大臣 旧 (改正: が 法 指 第 法 + 示 する医 条 附則第三十条 应 · 条の \mathcal{O} (以下「旧法」という 匹 に規定する新医 第 療 兀 第二 機 項第二号 器 項 で \mathcal{O} 規定 \mathcal{O} あ 規 0 によ 定 療機 7 间 に 同

号に規定する厚生労働大臣が指示する期間を経過してい 二十三条の二十五の承 認を受けたものとみなされ、 又は改正法附 ない . もの 則第三十七条の規定により法第二十三条 (改正法附則第三十条 の規定により 法 第

特 許 権 \mathcal{O} 存 続 期 間 \mathcal{O} 延 長 登 録 \mathcal{O} 出 願 に関す る経 過 措置 の三十七

0)

承

認を受けた

ŧ

0

とみなされるものを除く。)

を除く」とする。

2 第五 条 この この 政令の施行後にした特許権 政 令の 施 行前にした特 許 の存続期間 権 \mathcal{O} 存続期間 の延長登録 \mathcal{O} 延長登録の出願については、 の出願であって、 次に掲げる処分に係るものにつ なお従前の例による。

定又は 法 場合において、 7 十六年政令第二百六十九号) ては、 とあ 薬事 る 第七条の規定による改正前の特許法施行令第三条第二号の規定は、 0 法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備. は 第二号に掲げる処分に係るものに係る同条第二号の規定の適用については、 薬事 法等 第十八条の規定によりなお従前の例によりされた同法第一条の規定による改 <u>の</u> 一 部を改正する法律 (平成二十五年 法律 等及び経過措 第 八十四号) なおその効力を有する。 置に関する政令 附則第六十三条 同号中 平 「薬事 こ の 成二 \mathcal{O} 規

第七 条 \mathcal{O} 規定による改正 前 の特許法施行令第三条第二号に掲げる処分 正

前

の薬事

法

とする。

る第七 0 改正法附則第六十三条の規定又は第十八条の規定によりなお従前 文 政 令 の規定による改 0 施行後にした特許権 Ē 後 の特 許 の存続期間 法施行 令第三条第二号の の延長登録の出 規定 願であって、 の適用 \mathcal{O} に 例によりされた前号に掲げる処分 次に掲げる処分に係るもの ついては、 同号中 「次に 掲 に係 げる

3

処分」 及び経過措置に関する政令(平成二十六年政令第二百六十九号) とあ る のは、 「次に 掲げる処分及び薬事 法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令 附則第五条第三項各号に掲げる処分」と \mathcal{O} 整 備 等

する。

旧薬事法第十四条第一項に規定する医療機器 (医薬品医療機器等法第二条第九項に規定する再生医療

等製品に該当するものに限る。)に係る旧薬事法第十四条第一項の承認、 同条第九項 (旧薬事法第十九

条の二第五項において準用する場合を含む。)の承認及び旧薬事法第十九条の二第一 項の承認

改正法附則第六十三条の規定によりなお従前の例によりされた前号に掲げる処分

薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴い、 薬事法施行令その他の関係政令の規定を整備する等の必要があるからである。 医療機器、 再生医療等製品等の製造販売業、 製造業等に関